

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人環境再生保全機構		
評価対象	年度評価	令和3年度（第4期）	
事業年度	中期目標期間	令和元年度～令和5年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	環境大臣			
	I－3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当			
	法人所管部局	大臣官房（法人全般）（Ⅱ～Ⅳに関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長 西村 治彦
		大臣官房（I－1，2に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課長 熊倉 基之
		大臣官房（I－1に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長 黒羽 真吾
		大臣官房（I－3に関する業務）		総合政策課環境教育推進室長 河村 玲央
		環境再生・資源循環局（I－4に関する業務）		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長 松田 尚之
		環境再生・資源循環局（I－5に関する業務）		廃棄物規制課長 松田 尚之
		大臣官房（I－6に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 木内 哲平
		大臣官房（I－7に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長 加藤 学
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長 加藤 聖
主務大臣		農林水産大臣（I－3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	環境バイオマス政策課長 清水 浩太郎
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 坂本 延久
主務大臣		経済産業大臣（I－3について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 大貫 繁樹
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 佐野 究一朗
主務大臣		国土交通大臣（I－3について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 光安 達也
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 久保 麻紀子

3. 評価の実施に関する事項
ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。 （外部有識者）※敬称略 ・有田 芳子（主婦連合会常任幹事） ・泉 淳一（太陽有限責任監査法人社員パートナー） ・西川 秋佳（名古屋徳洲会総合病院病理診断科顧問） ・萩原なつ子（独立行政法人国立女性教育会館理事長） ・花木 啓祐（東洋大学情報連携学部教授）

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体としておおむね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B	A	
評価に至った理由	特に評価比率の高い「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において「A」評価が大部分を占める。また、「A」評価以外は全て「B」評価であり、全体の評価を引き下げる事象もなかった。 よって、全体としておおむね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務は適正かつ着実に実施されている。また、以下に示すとおり、中期計画における所期の目標等を上回る成果が得られていると認められる。 ○公害健康被害補償業務（徴収業務）について、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期間に及ぶことを前提としたうえで、ICTを活用して納付義務者の利便性の向上及び徴収業務の効率化を図るために様々な取組を積極的に実施し成果を上げている。 ○公害健康被害予防事業（調査研究、知識の普及・情報提供）について、ICTを単なる対面コミュニケーションの代替手段として用いるのではなく、そのメリットを引き出しつつ、PDCAサイクル等を活用して改善を行い結果に繋げている。 ○公害健康被害予防事業（地方公共団体への助成事業）について、地方公共団体 10 団体と連携してオンラインにより実施したことは、今後の助成事業への支援のあり方を大きく変える契機となり得るものであり、費用対効果も高く、地方公共団体のオンライン事業実施に係るキャパシティビルディングに直接的に資するものであると考えられる。 ○地球環境基金業務（助成事業）について、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進するとともに、助成団体の活動に対する事後評価及び実質的な活動継続率について、これまで以上の高い水準を確保している。 ○地球環境基金業務（振興事業）について、基準値や昨年度開催実績を大幅に上回る 23 研修を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、助成先団体のみならず環境 NGO・NPO の活動や基盤強化に資する知識やノウハウを提供する場を新たに企画・運営するなど、これまで以上の振興事業を自主的に展開している。 ○石綿健康被害救済業務（認定・支給に係る業務）について、認知度の極めて高い俳優を起用した TVCM を全国で放映するとともに、広報媒体を効果的に選択して周知を行い、申請件数が前年度に比べて大幅に増加する中、環境大臣への医学的判定申出前から医療機関に病理標本等の提出を求めるなど、認定等の処理を可能な限り迅速に進め、第 3 期中期目標期間実績を大幅に上回る認定等処理を行った。 ○環境研究総合推進業務（研究管理）について、各研究者への助言や進捗管理を行うプログラムオフィサーの体制を強化、新型コロナウイルス感染症の影響があるなかでも、オンラインを活用し研究者の支援する等により、対中期計画目標値 140%という成果をあげている。 ○環境研究総合推進業務（公募、審査・評価及び配分業務）について、カーボンニュートラルに貢献する課題や中規模のミディアムファンディング課題を設ける等の工夫を行っており、また、第 3 期中期目標期間 5 年間の実績平均値を 25%上回る申請件数を達成していること及び革新型研究開発（若手枠）においては目標を 59%上回る申請を得ている。 等
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	○公害健康被害予防事業（調査研究、知識の普及・情報提供）・・・ ICT の社会実装そのものがいわば過渡期にあり、今後も様々な関連サービスが市中に提供されることが予想される。事業実施効果の改善を図るうえで、費用対効果も含め有用であると認められるサービスについては、積極的な活用に努められたい。 ○地球環境基金業務（振興事業）・・・ 対面・オンライン形式の利点を活かしながら有意義かつ効率的な方法を検討し、引き続きユース世代の環境保全活動を支援するとともに新型コロナウイルス感染症の状況下における環境 NGO・NPO の活動や基盤強化を支援すること。 ○承継業務に係る適切な債権管理等・・・ 今後、一般債権以外の債権は従来からの業績不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。 ○情報セキュリティ対策の強化、適正文書管理・・・ 今後、一般債権以外の債権は従来からの業績不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。 等

その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認める。 当該事業年度は、第4期中期目標期間（令和元事業年度～令和5事業年度）の3年目に当たるが、新型コロナウイルス感染症の収束が依然として見通せない中であって、令和2年度の経験を活かしテレワークやオンラインなど代替手段を有効活用し、年度計画に定めた事業をほぼ予定通り遂行できたことは、公的機関である機構としての使命に十分応えうるものと評価できる。 また、令和3年8月24日付けで主務大臣から通知された「独立行政法人環境再生保全機構の令和2年度における業務の実績に関する評価の結果について」において示された事項に対して、当該事項の対応を適切に行っている。 さらに令和2年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。
その他特記事項	特になし。

様式１－１－３ 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
＜公害健康被害補償業務＞	B	B	A				12%
徴収業務	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○			1－1	(8%)
納付義務	B	B	B			1－2	(4%)
＜公害健康被害予防事業＞	B	B	A				10%
調査研究、知識の普及・情報提供、研修	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>A</u>			2－1	(5%)
地方公共団体への助成事業	B	B	A			2－2	(3%)
公害健康被害予防基金の運用等	B	B	A			2－3	(2%)
＜地球環境基金業務＞	B	B	A				13%
助成事業	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>A</u>			3－1	(7%)
振興事業	B	B	A			3－2	(4%)
地球環境基金の運用等	B	B	B			3－3	(2%)
＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金 による助成業務＞	B	B	B			4	1%
＜維持管理積立金の管理業務＞	B	B	B			5	1%
＜石綿健康被害救済業務＞	A	B	A				20%
認定・支給に係る業務	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○			6－1	(19%)
納付義務者からの徴収業務	B	B	B			6－2	(1%)
＜環境研究総合推進業務＞	A	A	A				13%
研究管理	A○	A○	A○			7－1	(7%)
公募、審査・評価及び配分業務	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>			7－2	(6%)
	B	B	A				70%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、令和3年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。「A」：4ポイント、「B」：3ポイントとして試算した場合、全体のポイントは「3.65≒A」となる。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考 （評価比率）
		元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
経費の効率化		B	B	B			1	5%
給与水準等の適正化		B	B	B			2	1%
調達の合理化		B	B	B			3	3%
		B	B	B				9%
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
財務運営の適正化		B	B	B			1	7%
承継業務に係る適切な債権管理等		A	A	A			2	4%
		B	B	B				11%
Ⅳ．その他の事項								
内部統制の強化		B	B	B			1	2%
情報セキュリティ対策の強化、適正な文 書管理等		B	B	B			2	1%
業務運営に係る体制の強化・改善、組織の 活性化		B	B	B			3	7%
		B	B	B				10%

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－1	徴収業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 58 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・収納率を確保することが必要不可欠であるため。 ＜難易度：高＞制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の自主的な協力の下、申告率及び収納率で 99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0261

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	〈評価指標〉													
	汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度 99 % 以上	第 3 期中期目標期間実績：99%以上	99.7%	99.6%	99.7%			予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633		
	汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度 99 % 以上	第 3 期中期目標期間実績：99%以上	99.987%	99.986%	99.986%			決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871		
	〈関連した指標〉													
	汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数 （督促後の未申告事業者数）	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 41 件／年	24 件	28 件	24 件			経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985		
									経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403		
								行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186			
								従事人員数	20	20	20			

未納納付義務者に対する納付督促件数 (納付督促現地実施件数)	—	第3期中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年	2件	0件 (中止)	2件									
汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数	—	第3期中期目標期間実績：実地調査件数 平均105件／年、指導件数 平均161件／年	実地調査 99件 指導件数 214件 ※問合せ対応 (1,134件)	実地調査 0件(中止) 試行調査 (書面)14件 指導件数31件 ※フリーダイヤル停止	実地調査 5件 重点調査 (書面)20件 指導件数63件 ★1 HP賦課金特設サイト及び申告納付動画の配信 (3,300再生) ※問合せ対応 (3,283件)									
申告書審査による修正・更正処理件数	—	第3期中期目標期間実績：平均116件／年	114件	84件	62件 ★1と同様									
汚染負荷量賦課金に係る電子申告率	—	第3期中期目標期間実績：平均70%	73.1%	73.5%	76.0%									
オンライン申告セミナーの開催数	—	第3期中期目標期間実績：平均16件／年	17回	0回(中止)	0回(中止) ※オンライン申告の促進動画の配信 (2,120再生)									
ペイジー(※1)を利用した収納件数	—	第3期中期目標期間実績：平均62件／年(※2)	749件	1,037件	1,361件									
申告納付説明・相談会の開催件数(会場数)	—	第3期中期目標期間実績：平均103件／年	103会場 ※問合せ対応 (1,134件)	0会場 (中止)	18会場 (オンライン) 及び申告納付動画の配信 (3,300再生) ※問合せ対応 (3,283件)									

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

(※1) ペイジー (Pay-easy)：税金や公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話から支払うことができるサービス。

(※2) 導入した平成29年度は、年間計4回の収納期限のうち、4回目からの導入であったため、1回分の件数となっている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	＜評価指標＞ (A) 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。						評価	A
							＜評価に至った理由＞	
							汚染負荷量賦課金の徴収業務は、公害健康被害補償法補償・予防事業の基盤となる事業であることから、第4期中期目標においては、重要度及び難易度いずれも高い業務として位置づけている。	
							納付義務者においては、人事異動による担当者の交代等により、申告納付事務手続に係る情報提供や指導等について常に高いニーズを有しており、高水準の申告率・納付率を達成するためには、納付義務者の利便性等も考慮しつつ、きめ細やかにこうしたニーズに対応していくことが求められる。	
							このため、従来は全国各地で説明会を開催するなどの対応を講じてきたところであるが、令和2年度においては、申告納付実施期間の直前に新型コロナウイルス感染症が拡大し時間的制約があり、かつ収束等の見通しが立たない中での対応であったこともあり、ICTの導入も限定的な水準に留まっていた。	
							これに対して、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期間に及ぶことを前提としたうえで、ICTを活用して納付義務者の利便性の向上及び徴収業務の効率化を図るために以下に掲げるものをはじめとした様々な取組を積極	

				イ. 納付義務者からの相談、質問事項等への対応 (ア) 説明・相談会の実施 申告及び納付が的確に行われるよう、例年各地商工会議所で開催している説明・相談会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン開催（18 会場 33 商工会議所 199 事業者が参加）するとともに、申告納付動画の配信（3,300 再生）も実施した。 また、納付義務者から機構ホームページの分かりづらさの指摘を受け、サイト内の各箇所にあった制度概要、申告書類の作成方法、令和 2 年度からの変更点、Q&A を取りまとめ、総合情報サイト「汚染負荷量賦課金の申告・納付特設サイト（以下「賦課金特設サイト」という。）」として新規に開設するとともに、説明・相談会での説明内容を動画にして掲載した。賦課金特設サイトに関するチラシを作成し、申告書類と同封して広報にも力を入れた。（4 月） 令和 4 年度説明・相談会では、より多くの納付義務者に参加を促すため、各地商工会議所へ納付義務者が事前申込して動画配信を視聴するオンライン開催に決定した。配信する申告納付動画を制作し、受託事業者ホームページに掲載したほか、賦課金特設サイトの内容を充実させリニューアルした。申告納付動画については、前年度からの変更点及び誤りの多い事例を更新して令和 3 年度の動画からバージョンアップさせ、納付義務者に分かりやすく整理した。 従来対面形式で行っていた個別相談の代替機能として、賦課金特設サイト内に新規に「個別質問フォーム」を設置し、問合せ内容に応じて機構担当者に直接送信できるようにするとともに、オンライン申告を始めるために届け出る電子申告等届出書等の各種届出書についても「各種届出書フォーム」を新規に作成し、機構担当者へ直接送信する仕組みを構築した。併せて、提出が必要な届出書を分かりやすく導く「届出フローチャート」も作成して、納付義務者の利便性向上と届出に対し迅速に対応できるよう業務の効率化を図った（2 月）。 (イ) 納付義務者からの問合せへの対応 機構内に寄せられたフリーダイヤル（4～5 月：2,459 件）やメール（4/1～5/17：824 件）による問合せについては、適切に対応するとともに、機構イントラネット内に、問合せ対応のデータベースを設定し、問合せ内容や回答の記録をして、機構職員内の連携を高めた。 令和 3 年度の申告・納付時期には問合せの電話やメール	者が人事異動等で交代しており、集合形式の開催においては資料を用いた 1 回のみの説明であった。人事異動等による新担当者は、資料のみで理解する必要があったが、令和 3 年度は申告納付動画を配信したため、必要に応じ繰り返し視聴することにより確認ができ、各地商工会議所担当者の理解促進につながった。 ○ 問合せへの的確な対応 フリーダイヤルやメール問合せ（合計：3,283 件、コロナ前の約 2.9 倍）への対応ができなかった場合、円滑な申告納付に支障が生じることとなるが、問合せ対応データベース等から職員対応資料に取りまとめ、実際の電話対応においては賦課金特設サイトに誘導しながら申告納付手続について丁寧に説明することにより、納付義務者からは分かりやすいとの声を多数いただき、円滑な申告及び納付につなげた。 ○ 事務の効率化に向けた新たな取組の強化 前述の説明・相談会や研修会のオンライン開催に加え、令和 3 年度申告納付期間に問合せが急増したことへの対応として、令和 4 年度に向け、令和 3 年度末より納付義務者から受け付けるフリーダイヤルの増設と自動振分化、賦課金特設サイト内に「個別質問フォーム」や「各種届出書フォーム」を新設するなど、ICT を活用したデジタル化を加速させた。 これらにより、説明・相談会の会場に出向かず何度も申告納付動画を視聴できるようにし、書面の届出を賦課金特設サイトを通じて提出できるようにするなど、新たな業務遂行の仕組みを確立して納付義務者の利便性及び徴収業務の効率化を図った。 ○ 申告督促の実施 督促の結果、274 事業者が申告に応じ、約 6,100 万円の申告につなげ、制度公平性を維持するとともに、目標に対して高い申告率を達成した。 ○ 納付督促の実施 督促の結果、113 事業者が納付に応じ、約 2,500 万円の納付につなげ、目標に対して高い収納率を達成した。 ○ 過年度分の納付 過年度の債権となっている 6 事業者のうち、完納と清算結了により、3 事業者の債権を清算できた。納付継続中の事業	的に実施し、かつ、重要度及び難易度が高い事業に相応しい成果を上げていると認められる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」とする。 ・納付義務者等を対象とした説明や研修会等をオンラインにより開催するとともに、申告納付動画の制作・配信や賦課金特設サイトの大幅改善を実施して制度や事務手続に係る理解促進に務めた。また、フリーダイヤルやメールによる問合せに対しては、賦課金特設サイト等も活用しつつ的確に対応した。 ・オンライン化の推進に伴うフリーダイヤルやメールによる照会件数の急増に対応するため、フリーダイヤルの増設と自動振分機能の導入、賦課金特設サイトへの「個別質問フォーム」や「各種届出書フォーム」の新設等を実施した。 ・オンライン申告促進動画等による積極的な周知を実施した結果、電子申告を実施する事業者は前年度比で 221 者の増と大きく増加した。汚染負荷量賦課金額ベースでも同約 7,600 万円増加して電子申告額総額では 257 億円となり、全体の 94.3%という高い水準に達している。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、ICT を活用した情報発信や事務手続等の導入が積極的に進められ、結果と
--	--	--	--	---	--	---

				が増え、一時受付に業務が集中したことから、令和４年度申告・納付に向け、フリーダイヤルについては２本から８本に増設し、機構担当者へ問合せ内容に応じた自動振分機能を追加して納付義務者からの問合せ等に効率的に対応できる体制を整えた。 また、令和３年度の問合せ内容の分析を行い、マニュアル等の改善を行うとともに、機構職員が速やかに問合せ対応できるように、対応のポイントを取りまとめた職員用資料を新規に作成したほか、ＡＩチャットボットを導入し、令和４年度に試行的に活用する。 機構職員の人材育成の一環として、予防事業部と合同で、公害行政に精通した元環境事務次官を講師に招き、公害健康被害補償法制定・改正時の経緯、改正法施行後３０年の評価、今後の公害健康被害補償・予防制度のあり方等についての講演会を実施した。出席者：３０人、後日、録画配信（９月）。	者を含め、３事業者の債権額約 260 万円が回収できた。 ○ 重点調査の更なる活用 実地調査については、新型コロナウイルス感染対策を踏まえ調査を再開し、申告内容の適正性を確認するとともに、テレワークでも対応可能とする資料及び調査票の提出のみによる重点調査を新たに実施した。 また、間違いの多い事例は、令和４年度資料に反映し、事業者に周知するとともに、令和４年度における申告誤りの防止策を講じた。 ○ オンライン等申告の伸長 オンライン申告促進動画と促進チラシで周知した結果、用紙申告からオンラインとＦＤ・ＣＤ申告に変更された電子申告は、令和２年度より 221 事業者増加させることができた（汚染負荷量賦課金額にして約 7,600 万円）。結果として、電子申告額は 257 億円となり、全体の 94.3%まで引き上げることができた。 また、オンライン化に関するアンケートの結果より、オンラインへ移行できる事業者（回答事業者のうち約 48%）がある一方で、セキュリティ対策上オンラインへ移行できない事業者の一定程度（同約 30%）の存在を把握することにより、今後のオンライン申告を促進する上での情報を収集した。 ＜課題と対応＞ ○ 令和６年２月に徴収関連業務の現行委託契約が終了するため、次期契約に向け、研修会、説明・相談会の実施方法等について検討していく。 ○ オンライン申告促進のため、アンケート調査により納付義務者の意見を分析し、更なる利便性向上を図る。 ○ 実地調査については、新型コロナウイルス感染防止のため、現地で短時間に効率的、効果的に実施できるように事前の準備内容を見直す。また、現地への臨場がなくても調査が可能な業種（製造工程が比較的複雑でない業種）については、重点調査を活用して実施する。 ○ 制度運用の適正性及び公平性を確保することを念頭に、新型コロナウイルス感染状況及び社会情勢の変化に柔軟に	して従前と比較して事業環境が大きく変わりつつあるが、納付義務者の中には、設備や担当者の理解度の不足等により ICT を活用したサービスの利用をためらうものもある程度存在すると考えられる。 これらの取組による効果を最大限引き出していくためにも、利用者たる納付義務者に対するフォローやニーズの把握をきめ細やかに行うとともに、必要な改善を適時に実施していくことにより、さらなる納付義務者の利便性の向上に努めていただきたい。 ＜その他事項＞ 特になし。
(B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (b) 申告額に対する収納率については、高水準であった第３	② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。 (B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率:毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年	② 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の一層の支援を受け、個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督促を実施する。 (B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。 ① 未納の納付義務者に対しては、新型コロナウイルス感染症対策を講	汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未申告事業者数）（第３期中期目標期間実績：平均 41 件／年） 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（第３期中期目	② 未申告納付義務者に対する申告督促の実施 期限（５月 17 日）までに申告を行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、各地商工会議所及び機構において、電話及び文書等による申告督促を行った。 納付義務者 8.138 事業者中、未申告者は 298 事業者であったが、督促の結果、274 事業者が申告に応じ、24 事業者まで未申告者を縮小させ 99.7%と高い申告率を確保した。 (B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99.986% ① 未納の納付義務者に対する納付督促の実施 納付督促は、電話による督促を 117 事業者（納付期限までに納付しない者）に対して行い、113 事業者からの収納		

	期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。	度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。 ② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。	じつつ、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。 ② 督促に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。	標期間実績：99%以上) 未納納付義務者に対する納付督促件数（納付督促現地実施件数）(第3期中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年)	を得た。その結果、収納率は99.986%と高い収納率を確保した。 ② 過年度の未納の納付義務者に対する措置 令和2年度以前の未納の納付義務者は、令和3年度期首時点で6事業者であった。 このうち、2事業者は納付計画に基づく納付が完了、2事業者は納付計画に基づく納付を継続中、1事業者は清算終了により債権処理を終了、1事業者は納付督促対応中である。 未納の納付義務者に対する現地納付督促は2事業者に対して実施した。 (C) 制度の適正性・公平性の確保 ① 未申告納付義務者に対する申告督促の実施 ((A)②と同様のため省略) ② 未納の納付義務者に対する納付督促の実施 ((B)①及び②と同様のため省略) (資料編 P1_補償1 公害健康被害補償制度の概要) (資料編 P2_補償2－① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移) (資料編 P2_補償2－② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移) (資料編 P3_補償3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴	対応できるよう、今後、A Iチャットボットを事業者の問合せシステムとして運用するなど、納付義務者の利便性向上の観点から ICT を活用して、より効率的及び効果的な取組となるよう第5期中期目標における新たな指標の設定を含め環境省に相談しながら検討していく。	
	(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保<関連した指標>	(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。	(C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。				
	(c1) 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前中期目標期間実績：平均41件／年）	① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。((A)②と同)	① 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の一層の支援を受け、個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督促を実施する。((A)②と同)				
	(c2) 未納納付義務者に対する納付督促件数（前中期目標期間実績：現事業年度分平均3件／年、過年度分 平均5件／年）	② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。((B)①と同)	② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対しては、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、機構において電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。また、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り				

	(c3) 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年）	③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。	③ 申告書の審査を行うとともに、申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査又は抽出調査を実施し、適正な申告となるよう指導することで、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保する。なお、実施調査を実施する場合には納付義務者の協力を得られるよう十分な感染症対策を講じる。	汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（第3期中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年）	収決定状況／申告方式別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況） ③ 納付義務者に対する実地調査及び指導の実施 各事業者のばい煙発生施設や SOx の排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を精査することで、適正な申告が行われているかを詳細に確認するために、実地調査を5事業者に対して実施した。 また、令和2年度の抽出調査によって、「廃棄物焼却業」及び「所有施設が少ない事業者」においては、ばい煙発生施設に係る資料及び調査票の提出による調査（以下「重点調査」という。）も活用できることが分かったことから、令和3年度は20事業者に対して実施した。 これらの調査の結果、不適切な申告に対し、63件の指導を行い、賦課金額に変更があるものについては、12件の修正及び更正処理を行った。 （参考：修正処理 9件 1,855万円、 更正処理 3件 12万円） （資料編 P4_補償4 汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果）		
	(c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年）	④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。	④ 申告書の審査及び実地調査を実施することで、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。また、申告額の誤りの原因等について分析することで、申告誤りを防止するための適切な対策を講じる。	申告書審査による修正・更正処理件数（第3期中期目標期間実績：平均 116 件／年）	④ 申告額の誤りに対する修正又は更正処理の実施 申告書審査による修正又は更正処理は、62件実施した。誤りの発生原因を分析し、その結果に基づき、間違いの多い事例を令和4年度の申告書類作成マニュアル等に反映し、申告誤りを防止するための適切な対策を講じた。 （参考：修正処理 35件 2,089万円、 更正処理 27件 1,432万円）		
	(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進 <関連した指標> (d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実	(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。	(D) 納付義務者の利便性・効率性を確保するため、以下の取組を行う。		(D) 納付義務者の利便性・効率性の確保		
	(d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実	① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に	① オンライン等による電子申告を奨励するため、「オンライン申告促	汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（第3期中期目標期間実績：平均 70%）	① オンライン等申告の促進 納付義務者の事務負担軽減や誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨するため、令和4年度に向		

	績：平均 70%)	有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインやF D・C D申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。	進計画」を策定し、オンライン申告セミナー等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、申告納付説明・相談会の場で利用方法の説明や周知・広報を行うほか、用紙申告及びF D・C D申告の納付義務者への聴取等により利用の促進を図る。		け「オンライン申告促進計画」を策定し、以下の取組を実施した。（令和 3 年度電子申告率：76.0%） ・オンライン申告の促進動画（2,120 再生）を制作し、入力ミスや計算ミスを防ぎ、登録情報の入力負担軽減も可能なオンライン申告の手続や利便性をアピールした。（2 月） ・オンライン申告を促進するためのチラシを作成し、令和 3 年度に用紙申告及びF D・C D申告をした 2,077 事業者（申告額：約 52 億円）へ配布と共に、全面的なオンライン化に関するアンケートも実施した。このチラシ内にはオンライン促進動画のQ R コードを掲載して視聴を促すとともに、押印廃止による手続の簡略化も周知した（2 月）。 ・賦課金特設サイトに電子申告等届出書等の「各種届出書フォーム」、「個別質問フォーム」及び「届出フローチャート」を新規に作成し事業者の利便性向上を図った。 ・オンライン申告から申告方式を変更した 30 事業者に対してアンケート調査を行い、オンライン申告が実施可能と判断した 3 事業者対しては個別に手続方法を案内した。	
(d2) オンライン申告セミナーの開催数 （前中期目標期間実績：平均 16 件／年）	② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。	② 申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意見・要望を把握し、徴収・審査システムの改修を行う。また、セキュリティ研修を行い、納付義務者の法人情報に関して、情報漏えいなど、インシデント発生を防止する。 ③ オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうため、納付義務者の利便性を考慮したオンライン申告セミナーを、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ計画的に開催し、その普及を図る。また、申告手続にお	オンライン申告セミナーの開催数（第 3 期中期目標期間実績：平均 16 件／年）	② オンライン申告システムや徴収審査システムの改修等 徴収審査システムについて、情報セキュリティ対策強化のためのサーバ構築等の更改を開始するとともに、職員に対して情報セキュリティ研修を行い、納付義務者の法人情報の情報漏えいへのインシデント発生防止の対策を講じた。 併せて、納付義務者の利便性及び徴収業務の効率化につながるよう入力やアップロードエラーに対するメッセージ表示の拡充などのシステム改修を実施した（3 月）。 ③ オンライン申告セミナーの開催 オンライン申告セミナーは、上半期において緊急事態宣言等が発出されていたことを踏まえセミナーを中止し、代替案として、前述の「オンライン申告促進計画」に則り、取組を実施するとともに、制作したオンライン促進動画を賦課金特設サイトに掲載し視聴案内をして周知した。		

	(d3) ペイジー(※)を利用した収納件数 (前中期目標期間実績:平均 62 件/年) ※ペイジー (Pay-easy):税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス	③ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの様々な方法で納付義務者に周知徹底する。	ける書面・押印等の見直しに伴いオンライン申告の利用拡大への周知を図る。 ④ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、申告納付説明・相談会での利用方法の説明のほか、様々な方法で利用促進のための周知を行う。	ペイジー(※)を利用した収納件数(第3期中期目標期間実績:平均 62 件/年) ※ペイジー (Pay-easy):税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス <その他の指標> ー	④ 電子納付収納サービス(ペイジー)を利用した収納に係る利用促進 納付義務者の利便性向上のため取扱金融機関の拡大に取り組み、新規に1行の取扱いを開始し1,361件(令和2年度対比 324 件(31%)増)がペイジーを利用した。さらに、ペイジー利用促進のため、以下の取組を実施した。 ・機構ホームページにペイジーの取扱金融機関を随時更新 ・汚染負荷量賦課金の延納分(7月・10月・1月)の納付書発送用封筒の余白にペイジー利用案内を記載して送付 ・ペイジー利用を促すリーフレットを作成して延納分の納付書発送時に送付 ・令和4年度申告書類にペイジー利用促進のチラシを同封 ・ペイジー納付手順のデモを賦課金特設サイトに掲載し周知		
	(d4) 申告納付説明・相談会の開催件数 (前中期目標期間実績:平均 103 件/年)	④ 申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を4月に開催する。	⑤ 受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう受託事業者と調整の上申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により同説明・相談会を集合形式で実施できない場合には、オンライン開催、ホームページの活用、資料の充実等を図る。 ⑥ 「申告・納付の手続」及び「申告書類作成マニュアル」等申告関係書類について、納付義務者か	<評価の視点> 被認定者への補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。	⑤ 説明・相談会の実施等 (A)①イ (ア)と同様のため省略) ⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂 令和4年度の申告納付に向け、手続及びマニュアル等の更新とシステム関連の修正事項等を反映するため、修正箇		

			らの照会事項、意見等を把握し改善を図る。 ⑦ 受託事業者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。 ⑧ 制度や申告の手続について、正しく理解してもらうことを目的として、受託事業者の相談・受付担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により受託事業者への集合研修が実施できない場合は、オンライン開催等柔軟に変更するなどして実施する。		所の洗い出しや内容の修正検討を行い、説明資料の改訂を行った。 環境配慮及びコスト削減を目的に令和５年度版から「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の冊子での配布を取りやめると賦課金特設サイトから冊子の電子データをダウンロードができることを事前周知した。 ⑦ 納付義務者からの問合せへの対応 ((A)①イ（イ）と同様のため省略) ⑧ 担当者研修会の開催 ((A)①アと同様のため省略)		
--	--	--	--	--	--	--	--

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－2	納付業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 4 度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0258

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633		
納付業務 に係る指 導調査件 数	－	第 3 期中期目標期 間実績:平均 15 件 ／年	15 件／年	4 件／年（ヒ アリングの み実施）	10 件／年			決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871		
納付業務 システム 研修の参 加者数	－	第 3 期中期目標期 間実績:平均 27 人 ／年	34 人／年	0 人／年 （中止）	補償給付： 動画視聴 14 再生／年 福祉事業： 30 人／年 （オンライン 会議）			経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985		
								経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403		
								行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186		
								従事人員数	20	20	20		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	＜評価指標＞ (A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援	(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。 ① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね3年に1回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。	(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。 ① 新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できなかった地方公共団体を対象に指導調査を実施することで、補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るとともに、地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。また、公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっている状況を踏まえ、オンライン開催の事例を収集し、参考となる事例については、環境省に報告するとともに地方公共団体に情報提供することで、地方公共団体においてもオンラインによる事業等を計画できるよ	＜主な定量的指標＞ 納付業務に係る指導調査件数(前中期目標期間実績:平均15件/年)	＜主要な業務実績＞ (A) 補償給付費等の納付業務	＜評定と根拠＞ 評定：B 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して、指導調査や研修等により補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援・情報提供を行ったことから、自己評価をBとした。 ○ 事務処理の適正化に係る指導調査 指導調査については、新型コロナウイルス感染対策を踏まえ、指導調査を再開し事務処理の適正性を確認するとともに、調査結果及び地方公共団体からの要望について環境省に報告した。 ○ 公害保健福祉事業の実態把握 情報通信機器又は電話を利用した事業実施が可能となったことで、事業を継続して提供できる道を切り開いた。 情報通信機器等を活用したオンラインによるリハビリテーション事業を実施した2地方公共団体に対して実態調査を実施した。 また、地方公共団体のリハビリテーション事業のオンライン開催を支援するため、予防事業部と連携し、「オンライン呼吸筋ストレッチ教室」を実施した。 上記の2地方公共団体の事例を含め、オンライン開催事例については環境省へ報告するとともに、各地方公共団体に情報提供し横展開を図ることで、令和4年度以降の事業展開の促進に努めた。 ○ システム改修による効率化 改修により地方公共団体が使用する納付業務システムの利便性の向上を図った。 ○ 研修による更なる業務支援 緊急事態宣言中であった補償給付の研修については、新規に作成したナレーション付き資料を配信することにより、異動による新規担当者についても理解しやすい資料を提供し、円滑な事務処理の支援を図った。 福祉事業の研修については、集合研修より参加しやすいオ	＜評定に至った理由＞ 納付業務等に係る事務処理の適正性を図るため概ね3年に1回のサイクルで関係する全ての地方公共団体に指導調査を行うこととしているが、令和3年度は、コロナ禍の中、10 地方公共団体に調査を実施した。 また、公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっていることから、リハビリテーション事業及び家庭療養指導事業については、情報通信機器又は電話を利用した実施を可能とし、その結果、リハビリテーション事業については、2 地方公共団体(文京区、品川区)がオンラインにより事業を実施するとともに先行事例としてその実施状況を他の地方公共団体に情報共有した。 また、家庭療養指導事業については、7,253 件が実施され新型コロナウイルス感染拡大の中で事業の維持が図られた。 さらに、予防事業部と連携し、地域住民を対象とした「オンライン呼吸筋ストレッチ教室」を実施し、参加者アンケートでは、95%から「有意義」「やや有意義」だったと回答があった。今後のICT(情報通信技術)を活用した事業の可能性を模索していることは、評価に値する。 納付申請に係る事務処理につ	
	＜関連した指標＞ (a1) 納付業務に係る指導調査件数(前中期目標期間実績:平均15件/年)				① 納付申請等に係る事務処理の適正化 ア. 納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る指導調査 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金については、事務処理の適正性を確認するため、原則として3年に1回のサイクルで45 地方公共団体に指導調査を実施していることから、10 地方公共団体に対し調査を実施した(11、12月)。指導調査結果及び地方公共団体からの要望を取りまとめ、環境省に報告した(3月)。 イ. 公害保健福祉事業の実態把握 公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっていることから、環境省と協議をし、リハビリテーション事業及び家庭療養指導事業については、情報通信機器又は電話を利用した実施が可能とした。 その結果、リハビリテーション事業については、2 地方公共団体(文京区、品川区)がオンラインにより事業を実施し、その実施状況について環境省に報告するとともに、先行事例として各地方公共団体に情報共有した(3月)。 (参考:リハビリテーション事業の事業実施実績、令和元年度 23 地方公共団体、令和2年度 13 地方公共団体、令和3年度 13 地方公共団体) また、家庭療養指導事業については、7,253 件実施し新型コロナウイルス感染拡大の中で事業の維持を図った。 (参考:家庭療養指導事業の実績、令和元年度 10,050 件、令和2年度 7,309 件の実施。令和3年度については、986			

	(a2) 納付業務システム研修の参加者数 (前中期目標期間実績：平均 27 人／年)	② 地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。	うにする。さらに、事業の課題を整理したうえで、解決策の検討に着手する。		件は電話による療養指導を行い、2 回実施することで 1 件の家庭療養指導事業のカウントとなる。実際は電話回数 1,972 件 (986 件×2 回) 行った。) また、対面による講義形式での事業の多くは中止となっている状況から、リハビリテーション事業のオンライン開催を検討するため、予防事業部と連携し、地域住民を対象とした「オンライン呼吸筋ストレッチ教室」を実施した。実施後の参加者アンケートでは、95%から「有意義」「やや有意義」だったと回答があった。この結果を環境省に報告するとともに地方公共団体に情報共有した (3 月)。	② 納付申請等に係る事務処理の効率化 ア. 納付業務システムの改修 地方公共団体が使用する納付業務システムで Google Chrome に対応できるよう改修を行った (3 月)。	ンライン形式で実施したことで集合研修の 2 倍の参加者があり、制度やシステムの操作方法について理解を深めることができた。 なお、アンケートからも参加しやすいオンライン開催での要望が多かった。 ＜課題と対応＞ ○ 公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、リハビリテーション事業のオンライン開催やその他事業の実施状況、新たな課題等について情報を収集し、環境省及び各地方公共団体に積極的に情報共有していく必要がある。	いては、新型コロナにより対面による実施が困難になったことからナレーション付きの資料を掲載し、他方自治体職員が視聴する形式で実施し 14 再生があった。福祉事業においては、アンケート調査により要望があった 30 人を対象にオンライン研修を実施した。 以上を踏まえ、コロナ禍により対面による業務が困難な状況下であるが適時対応することで中期計画における所期の目標を達成していると認められるため B とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 新型コロナウイルス感染症の拡大の中、令和 3 年度は 10 件の指導調査を実施されたが、主な評価指標である平均年 15 件の指導調査を実施するよう努められたい。 また、今後も新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、WEB を用いた研修を行うこととするなど、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じ、地方公共団体担当者との連絡を緊密にとりながら、地方公共団体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	--	--	--	---	---	---

					ム操作上の注意点、間違いの多い事例について、パワーポイント資料で説明を行い、納付業務について再認識を促した。 なお、研修後のアンケート調査の結果、研修の満足度については、参加者の 76%から「非常に有意義」「有意義」との評価があり、また 86%から今後もオンライン開催を希望するとの回答があった。 （資料編 P5_補償 5－① 旧第一種地域 被認定者数の年度別推移） （資料編 P5_補償 5－② 旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移） （資料編 P6_補償 6 旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移） （資料編 P7_補償 7－① 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（旧第一種地域）） （資料編 P8_補償 7－② 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（第二種地域））		
--	--	--	--	--	---	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－1	調査研究、知識の普及・情報提供、研修		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0260

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
（評価指標）								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924		
調査研究に係る 外部有識者委員 会の評価	（5 段階中） 3.5 以上	第 3 期中期目標期 間実績：3.2	3.7	3.5	3.7			決算額（千円）	638,367	589,583	583,295		
								経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576		
								経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978		
								行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576		
（関連した指標）								従事人員数	16	16	16		
事業従事者への 研修の受講者数	－	平成 29 年度受講 者：72 人	109 人	239 人	117 人								
調査研究の実施 機関に対する事 務処理指導実施 件数	－	第 3 期中期目標期 間実績：平均 4.25 件／年	8 件	2 件	4 件								
情報提供数	－	第 3 期中期目標期 間実績：平均 150 回／年	150 回	172 回	242 回								
ぜん息等電話相 談件数	－	第 3 期中期目標期 間実績：平均 1,255 件／年	1,026 件	986 件	867 件								

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 ＜評価指標＞ (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中)3.5 以上を獲得する。 (前中期目標期間実績：3.2) ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で 70%程度に設定する。	(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価：(5段階中 3.5 以上) (前中期目標期間実績：3.2) を獲得するため、以下の取組を行う。 ① 調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。	(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 (A) ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる研究課題を重点的にを行い、公募制を継続し、透明性の確保を図るとともに、以下の取組を通じて、外部有識者委員会から高い評価(5段階中 3.5 以上)を獲得し、研究の質の確保を図る。 また、第4期より着目している高齢ぜん息罹患者は、令和元年度調査研究結果から合併症や長期罹患により診断や治療が困難な状況であることから、引き続き、高齢のぜん息罹患者の実態について調査研究を行う。併せて、令和4年度から実施する調査研究の新規公募を行う。 ① 調査研究の実施にあたり、外部有識者による年度(事後)評価を実施し、評価結果を研究実施者等にフィードバックする。	＜主な定量的指標＞ 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得する。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 調査研究について、今後の公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。	＜主要な業務実績＞ (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において（5段階中）3.5 以上を獲得。 ・外部有識者委員会での年度（事後）評価で、全課題平均 3.7 を獲得。 ・令和4年度から実施する調査研究の新規公募を行い、環境保健分野は6課題、環境改善分野2課題を採択した。 ① 外部有識者による年度（事後）評価の実施 ・令和2年度に実施した外部有識者による評価結果を研究代表者にフィードバックし令和3年度の研究計画に反映させた。 ・その結果、年度（事後）評価は、全課題平均 3.7 を獲得。 ・保健分野では、高齢のぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の効果的な治療・指導方法の確立に向けて実態調査等を行った。 ・改善分野では、光化学オキシダント対策の知見を蓄積するため、米国、欧州、中国・韓国の対策を取りまとめ、我が国が学ぶべきこと、導入が検討される事項について整理した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 調査研究に係る外部有識者委員会の評価目標（3.5 以上）を達成していることに加えて、研修では令和2年度に続きオンライン形式で実施し、事業従事者向けのソフト3事業研修では 117 人の参加を得て、受講者アンケートで高い評価を得ることができた。 また、新型コロナウイルス感染症が拡大する影響下でも、ぜん息等で療養する患者や保護者に対して、ぜん息等の発症予防及び健康回復に必要な情報を正確かつ迅速に届けるべく、オンラインを活用した事業を積極的に展開したことにより、予防事業を実施する地方公共団体の事業従事者や患者、地域住民に適切な最新情報を提供することができた。加えて、令和2年度の主務大臣による評価における「熱中症予防に関する情報の発信、人材育成等」に関する指摘事項については、ぜん息患者が熱中症弱者であることを踏まえ、定期刊行物の特集等を活用して積極的に情報発信を行うとともに、人材育成のための研修カリキュラムの中に熱中症予防に関する講義内容を新たに設けるなどの改善を行った。以上のことから、自己評価を A とした。 ○ 調査研究について 第12期調査研究の最終年度となる令和3年度は、外部有識者委員会による令和2年度の評価結果を研究代表者に確実にフィードバックを行うとともに、外部有識者委員の意向・意見に精通している職員が、研究代表者が主催する班会議にオンラインを活用して積極的に参加した。これまでは物理的に職員が直接現地に訪問することが困難な場合もあったが、評価結果等を直接説明することが出来たため、これまで以上に各研究班に対し委員意見の浸透が図られた。 その結果、令和3年度の研究成果を報告する成果発表会を開催した当日に実施された年度（事後）評価の場において、令和3年度に向けた各研究班への改善点や意見が適切に研究に反映された結果、外部有識者委員会の評価結果として第12期調査研究の最終年度に中間年度（令和2年度）を上回る全課題平均 3.7（令和2年度 3.5）を獲得することができ	評定 A ＜評定に至った理由＞ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中において、令和2年度から開始したICT（情報通信技術）を活用した取組をより拡充し深化させつつ積極的に展開している。いずれの事業も、ICT を単なる対面コミュニケーションの代替手段として用いるのではなく、以下に記載するようにそのメリットを引き出しつつ、PDCA サイクル等を活用して改善を行い結果に繋げており、その事業内容は高く評価できる。 定量的指標として用いることとしている外部有識者委員会の評価結果についても、全課題平均で基準値を上回る 3.7 を獲得しており、前中期目標期間実績を大きく超えていることに加え、第12期調査研究の最終年度の評価であることを考慮すると、十分に高い水準の成果であると認められる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」とする。 ・調査研究事業の実施にあたっては、場所を選ばずコストも低いオンライン会議のメリットを有効に活用して、新規採択課題の事前ヒアリングの実施や、継続課題に対するコメントの説明等の外部有識者委員と研究班との連絡調整等のサポートをきめ細かく行うことにより、調査研	

		② 更に採択後の調査研究に関して外部有識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。			② 外部有識者による年度（事後）評価の実施及び評価のフィードバック ・各調査研究班の班会議に出席し、調査の進捗状況等を確認し、年度（事後）評価のための準備を進めた。班会議は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインで実施した。 ・外部有識者による年度（事後）評価を行うための成果発表会（評価ヒアリング）を実施し、報告書に取りまとめた。成果発表会は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてハイブリット形式で実施した。 ・評価結果の内容は、調査研究成果報告書に反映させるため研究代表者へフィードバックした。 （資料編 P9_予防1 調査研究の評価方法について） （資料編 P10_予防2 第12期（令和3年度）環境保健分野に係る調査研究概要／令和3年度環境改善分野に係る調査研究概要） (B) 事業従事者への効果的な研修 ・事業従事者研修へ117人の参加を得た。 ・地方公共団体が実施するソフト3事業及び改善事業の事業従事者等を対象に、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に募集枠を倍に拡大しオンライン形式で実施した。 ・講師に対する質問要望については、アンケートに質問欄を設け、質問に対する回答を行った。 （令和2年度のアンケートからの改善事項） ・カリキュラムには熱中症など最新情報を加えた他、参加者の要望に応え、オンラインによるグループ研修を実施した。 ① 受講者へアンケートの実施 ・受講者に対してアンケート調査を実施し、受講満足度は有効回答者の約99%から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。 【以下自由記述から】 ・アンケートでは「保健指導の動画が勉強になった」「実際の場面や模型を使った講義もあり、イメージがつきやすかった」	た。 ・また、令和4年度と令和5年度の2ヵ年で実施する調査研究（第13期調査研究）の新規公募について、令和3年10月4日～11月12日の間、関係学会への周知及び各学会ホームページ、医学雑誌など、従前の広報先に加えてWeb広告を加えるなど多角的な広報を行った結果、環境保健分野14課題、環境保健改善分野3課題の計17課題の応募を受け、採択方針及び評価項目に基づき事前評価（審査）を適切に実施した結果、環境保健分野6課題、環境改善分野2課題の計8課題を採択することができた。 採択に当たり、環境保健分野では、外部有識者委員会の意見を踏まえ、従前の書面評価（審査）に加え、オンラインにより新たに事前ヒアリングを追加実施したことにより、研究課題に対する事前評価（審査）を従前より精緻かつ効率的に実施できた。また、委員からのコメントを研究代表者に対して適切に伝えることができたことより、研究計画への反映をスムーズに行うことができた。 ○ 研修事業について ・研修では令和2年度に続き、予防事業に従事する地方公共団体職員等を対象にしたソフト3事業研修及び保健指導研修をはじめ、全ての研修をオンライン形式で実施した。その結果、事業従事者向けのソフト3事業研修では令和2年度と比べて受講者が減少したが、その理由として次の要因が考えられる。まず、研修受講対象者がソフト3事業に新たに従事する担当者であるから、次に、令和元年度までは実地開催であったため研修開催日に開催場所に出向く必要があったことや会場の収容人数の関係上、受講人数を制限しなかったからである。しかし、令和2年度からはオンラインを活用したため、研修を受講しやすくなったことや、受講期間も1週間としたこと、視聴時間帯の制限を設けなかったこと、受講人数の制限をしなかったことなどから、今まで受講できなかった者も登録されたことなどが重なり、突出して受講者数が増加したものと考えられる。 このことを踏まえると、令和3年度は、従前どおり新たにソフト3事業に従事することになった者の117人の参加を得ており、これは妥当な人数であると考えている。また、後述のとおり、受講者アンケートでは従前を上回る高い評価を得ることができた。 ・研修内容の策定に当たっては、令和2年度に収録した講義	究実施に係るPDCAサイクルを円滑に実施して結果に繋げている。 ・オンラインによる研修の実施にあたっては、アンケート結果等によりニーズを把握した上で動画コンテンツの再収録やオンライングループ研修の導入を行うなど、よりクオリティの高い研修をオンラインのメリットを有効に活用しつつ実施するための改善手法を確立し実践している。これらの取組の結果として受講者アンケートで前年度の95%を上回る約99%の受講者から5段階評価で上位2段階までの高い評価を得るなど、高い実績を記録しており、予防事業の根幹をなすソフト3事業研修に至っては前年度比で10%近く改善している。 ・知識の普及や情報提供に係る事業は、ICTとの親和性の高いものが多く、これまでも様々な取組を実施しているが、特設サイトやメールに加え、eラーニングやYouTube、SNS等の様々な媒体を対象者の特性や発信内容に応じて選択して利用しており、効果的、効率的な情報発信を行うおうとする明確な方向性が感じられる。 ・サルコペニア等に関するオンライン講習会の開催にあたっては、一般講演会と専門職講習会の2部構成とし、集客も一般向け及び専門職向けそれぞれ対して広報を行い、1,209人の申し込
--	--	---	--	--	---	---	---

		実施する。	応募が多い研修の参加人数を増やし、学会とも連携して質の高いカリキュラムを組む。		など今後の業務に活用できるとの回答が多数あった。 ・オンライン研修については「空き時間に最新情報を入手できた」「繰り返し視聴できた」など好評であった。 ・カリキュラムでは、「小児から成人までのぜん息及び COPD に加え、関連してアトピー性皮膚炎などアレルギー全般について幅広く学ぶことができる」として満足度が高かった。 ・グループ研修では、「コロナ禍で各自治体の現状を直接伺うことができ参考になった」など好評であった。 研修受講者の評価 <table><tr><th>研修コース</th><th>上位 2 段階の 評価率</th></tr><tr><td>ソフト 3 事業研修</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>保健指導研修</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ 養成研修</td><td>99.1%</td></tr><tr><td>ぜん息患者教育スタッフ養成研修</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>環境改善研修</td><td>98.4%</td></tr><tr><td>計（平均）</td><td>99.4%</td></tr></table> ② 研修後の上長への追跡アンケートの結果 ・アンケート調査結果から、受講満足度は有効回答者の 96.9%から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。 ・研修成果の活用については有効回答者の 93.8%から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。 【以下自由記述から】 (行動変化) ・受講後の受講者の変化では、「医学的内容を系統立てて理解できたので今後の事務処理の向上に役立つ」「予防事業を理解し、コロナ禍でも実施可能なオンライン事業に取り組んでいる」など回答があった。 (実施形式) ・オンライン研修については、「コロナ禍にあって、受講生が安心できる環境で臨むことができる非常に有効な方法」「期間を設けて受講が可能であるため、業務との調整が行いやすい」など好評であった。	研修コース	上位 2 段階の 評価率	ソフト 3 事業研修	100.0%	保健指導研修	100.0%	呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ 養成研修	99.1%	ぜん息患者教育スタッフ養成研修	100.0%	環境改善研修	98.4%	計（平均）	99.4%	動画を積極的に活用する一方、令和 2 年度の受講者アンケートにおいて、分かりづらいという声が多かった環境改善に係る講義動画については再収録を行い、また、要望の多かったテーマについては新たに講師を確保し講義動画の収録を行うなどの受講満足度の向上に努めた。 これらの結果、令和 2 年度の 95%を上回る受講者の約 99%から 5 段階評価で上位 2 段階までの高い評価を得た。また、ソフト 3 事業及び保健指導研修の参加者の要望に応じて他組織の実情に関する情報交換が活かせるようオンラインによるグループ研修も実施した。 ・研修成果の活用状況については、引き続き研修参加者の上長に対して追跡アンケートを行い、有効回答者の 93.8%から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。 ○ 知識の普及事業について ・集合・対面型の事業展開が困難な中、オンラインを積極的に活用した e ラーニングシステムの配信、COPD 特設サイトの「栄養療法ページ」新設、YouTube 番組及びオンライン講演会等を開催するとともに、高齢者にも配慮した記事体広告等による広報、各種パンフレットの配布、電話相談を通し、ぜん息等の発症予防及び健康回復に必要となる情報を正確かつ迅速に提供する事業を実施した。 ・ぜん息等で療養する患者や保護者に対してぜん息等の発症予防及び健康回復に必要な情報を正確かつ迅速に届けるため、機構が制作した動画及び最新情報を中心に SNS（ツイッター）やメールマガジンを通じて積極的かつ継続的な情報発信を行った。この結果、SNS フォロワー数の大幅な増加（約 3 倍）に繋げることができた。 ・ぜん息等の正しい知識の普及啓発のために配布しているパンフレットについては、医療従事者による患者指導や地方公共団体における職員研修等に活用されており、満足度も約 95%の方から 5 段階中上位 2 段階の評価を得ている。 ・熱中症予防対策として、web 版「すこやかライフ」のコラムにおいて、いわゆる熱中症弱者である高齢者、乳幼児、ぜん息や COPD 等の基礎疾患のある方などに対して、熱中症予防のポイントや緊急時対応などについて積極的な情報発信を行った。こうした熱中症予防対策への取組や令和 4 年度環境省受託事業も踏まえ、予防事業に関する情報発信力の強化に努め、今後の予防事業の充実及び拡大を検討すべく、環境省等と連携を図っていくこととしている。	みを受け付けるなど、複雑な構成の講習会の運営についてもオンラインのメリットを活用して効果的に実施していることが伺える。 ・機構が制作した動画及び最新情報を中心に SNS やメールマガジンを用いた積極的かつ継続的な情報発信を行い、結果として、特に令和 3 年度末における SNS フォロワー数は令和 2 年度末の 3 倍以上となる 2,299 人に達している。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ICT を活用した取組は令和 2 年度と比較すると質量ともかなりの進展が認められるものの、ICT の社会実装そのものがいわば過渡期にあり、今後も様々な関連サービスが市中に提供されることが予想される。事業実施効果の改善を図るうえで、費用対効果も含め有用であると認められるサービスについては、積極的な活用に努められたい。 ぜん息等の基礎疾患のある方や高齢者などの熱中症弱者に対する熱中症予防に関する情報発信の重要性が、これまでも増して高まりつつある現況に鑑み、引き続き熱中症予防に関する情報の発信、人材育成等に積極的に努められたい。 <その他事項> 特になし。
研修コース	上位 2 段階の 評価率																				
ソフト 3 事業研修	100.0%																				
保健指導研修	100.0%																				
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ 養成研修	99.1%																				
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	100.0%																				
環境改善研修	98.4%																				
計（平均）	99.4%																				

地方公共団体従事者向け研修（活用度）	上位２段階の 評価率
ソフト３事業研修	100%
保健指導研修	90.2%
計（平均）	93.8%

(資料編 P12_予防3 令和3年度 研修事業実施状況)

① 調査研究費の適切な執行に係る助言・指導及び調査研究実施機関への現地調査の実施

- ・調査研究委託費が適正に執行されているか確認するため、4 機関に対して調査を実施した。
- ・備品を取得していた3 機関には、現地に立ち入り備品の現物及び管理・運用状況の確認を行った。

(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施

① ぜん息・COPD 等に関する情報の Web、SNS 等を用いた

・電話相談室においては、令和2年度よりも相談件数が減少したが、相談者の満足度評価において、令和3年度は令和2年度と同等の評価結果を得ていることから質の低下が原因ではないと考えている。一方、ぜん息等に関連する学会の専門医からの発表によれば、コロナの発生以前と発生後のぜん息重症化の比較対象データでは、発生以後においてコロナ予防対策がぜん息予防にも功を奏しているため、ぜん息等の重症患者数も減少傾向にあるとのデータが示された。明確な要因は究明中とのことだが、電話相談件数も同じく減少していることから相談に繋がる症状にまで至っていない可能性も否定できないと考えられることから、相談件数の減少は外的要因の可能性があると考えられる。

相談者も令和２年度同様、全国から問い合わせをいただいているとともに、年齢層も 20 代から 80 代まで幅広くご利用をいただいている。

また、令和3年度の相談内容のうち特に複数回出現するキーワード等についてAIを活用して分類し、Q&A形式でとりまとめを行った。今後、有用な活用方法を検討する。

＜課題と対応＞

- 研修事業の受講管理について、クラウド型の学習管理システム（Learning Management System）を導入し、研修受講から修了までの進捗管理を効率的に行うことにより受講者数の増加や受講満足度の向上が期待でき、また研修受講に関わる対外的な信頼性の向上が期待できることから、その検討を進める。

	中期目標期間実績： 平均 150 回／年)	体・学会等が行うぜん 息・COPD等に関する 情報について、Web、 メールマガジン、SNS を用いて積極的に情報 提供を行う。	族に科学的知見に基づ く確かな医療情報等を パンフレットの他、Web 等を通じて積極的に提 供するとともに、環境改 善分野の情報提供につ いて的確に対応する。	情報提供 i) ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用 ・機構が制作した動画及び最新情報を中心に、SNS（ツイッ ター）やメールマガジンを用いて積極的に情報発信を行った。 （SNS 発信回数：242 回、同フォロワー：2,299 人（令和 2 年度末（718 人）から 1,581 人増）、メールマガジン発信回数： 36 回、同登録数：6,365 件（同 404 人増） ii) パンフレットの提供 ・患者やその家族、医療機関や医療従事者、予防事業を行う 地方公共団体に約 30 万部のパンフレットを提供した。また、 生活情報誌すこやかライフは電子版を制作し配信した。 ・アンケートの結果、約 95%の方から 5 段階中上位 2 段階の 評価を頂いた。また、パンフレットの活用方法については、 医師、保健師等が行う患者指導や地方公共団体等における職 員研修に活用した、といった意見を頂いた。 ・患者団体から高齢患者へ配慮して紙媒体の求めに応じて増 刷を行った。 ・ホームページに掲載した画像・動画及びパンフレットにつ いて、企業や医療機関等からの転載要望に積極的に応じた。 （転載数：103 件） <table><tr><td>パンフレット提供先</td><td>部数</td></tr><tr><td>地方公共団体等 （保健所、学校を含む。）</td><td>60,972 部</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>214,799 部</td></tr><tr><td>個人等</td><td>28,467 部</td></tr><tr><td>計</td><td>304,238 部</td></tr></table> iii) すこやかライフの発行及びぜん息等に関するコラムの連 載 ・ぜん息&COPD のための生活情報誌「すこやかライフ」 No.56 の発行に当たり外部有識者による編集委員会を開催 し、取材及び編集作業を進めた。 ・また、編集委員の医師によるコラムを月 2 回、機構ホーム ページに掲載し、熱中症など季節に応じた情報を発信した。 特に熱中症については、いわゆる熱中症弱者である高齢者、 乳幼児、ぜん息や COPD 等の基礎疾患のある方などに対し て、暑さ指数を基準にした対策や熱中症の自覚症状を感じた ときの緊急時の対応などを計 3 回のコラムを通じて発信し	パンフレット提供先	部数	地方公共団体等 （保健所、学校を含む。）	60,972 部	医療機関	214,799 部	個人等	28,467 部	計	304,238 部		
パンフレット提供先	部数															
地方公共団体等 （保健所、学校を含む。）	60,972 部															
医療機関	214,799 部															
個人等	28,467 部															
計	304,238 部															

					た。 ・特集記事では新型コロナウイルス感染症に関連して、オミクロン株や子供のワクチン接種に関する最新情報のほか、服薬について「電子お薬手帳」や「かかりつけ薬剤師制度」を取り上げて発行した。 iv) e ラーニングシステムの配信 ・保健師、看護師等の医療従事者を対象に、小児気管支ぜん息等の患者教育に必要な実践的な知識・技能について e ラーニングで提供した（令和3年度から運用開始。厚生労働省のアレルギーポータルサイトとも連携。）。 v) 食物アレルギー対応ガイドブックの改訂 ・令和2年に完全施行の「改正食品表示法」、令和元年に改定の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「授乳・離乳の支援ガイド（2019年改定版）」に基づきガイドブックの一部改訂を行い、電子媒体と紙媒体で提供した。 vi) その他 ・熱中症による被害者と予防事業の対象者の共通性に鑑み、予防事業に関する情報発信力を高めるため、「地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務」を環境省から受託した。 ② ぜん息・COPD 電話相談及び関連イベント等の実施 i) ぜん息・COPD 電話相談室 ・ぜん息・COPD 患者等から治療内容や日常生活での悩みの相談に対応するため、看護師及び専門医によるぜん息・COPD 電話相談室（フリーダイヤル）を通年開設し、867 件（うち新型コロナウイルス感染症関連：73 件）の相談に対応した。 ii) ぜん息・COPD 電話相談室の周知 ・ぜん息・COPD 電話相談室の周知・利用拡大を図るため、新聞広告（4 月、8 月、10 月、2 月）のほか、リスティング広告やデジタルサイネージ等のネット広告を積極的に活用した周知を行った。 iii) COPD の増悪予防のためのオンラインによる栄養療法等に関する普及啓発事業の実施 ・COPD 特設サイトに新たに栄養療法に関するページを設置		
	(d2) ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年）	② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNS など多様な手段により周知を行う。	② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、作成した予防事業シンボルキャラクターも活用しつつ、「メールマガジン」「SNS（ツイッター）」など多様な手段により周知を行うとともに、新しい生活様式に適合するよう ICT を活用したオンライン開催等により実施する。				

					し、栄養療法の必要性や具体的な調理レシピを開発し掲載した。 ・著名人を起用し COPD 及び栄養療法を紹介し患者の体格に合った食事の調理方法を紹介する YouTube 番組「ちゃんとおいしくパワーの出る食事」を制作し配信した（動画再生回数約 15 万回）。 ・新型コロナウイルス感染拡大による活動制限で増える「サルコペニア、フレイルと肺の病気 COPD の関係」について一般講演会と専門職講習会の 2 部構成にて実施した。集客に向けて、一般向け及び専門職向けにそれぞれ雑誌や Web 等の媒体を用いた広報を行い、1,209 人の申し込みを受け付けた（当日視聴者数 856 人、見逃し配信視聴者数 516 人）。 ・講演内容の一部は記事体広告にまとめ、新聞媒体に掲載した。 （資料編 P13_予防 4 令和 3 年度 知識の普及事業実施状況）		
--	--	--	--	--	---	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－2	地方公共団体への助成事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0260

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
（関連した指標）								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924		
ソフト 3 事業 参加者数（※）	－	第 3 期中期目標期 間実績：152,223 人／年	131,697 人	102,630 人	110,721 人 ※専門医等 による解説 動画等の配 信 (25,533 再生) ※機構によ る代替事業 参加者 (191 人) 上記計 延べ (136,445 人)			決算額（千円）	638,367	589,583	583,295		
								経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576		
事務指導実施件 数	－	第 3 期中期目標期 間実績：平均 7.75 件／年	8 件	4 件	10 件			経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978		
								行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576		
人材バンクを活 用した支援実施 状況	－	－	15 団体 21 事業	1 団体 1 事業	2 団体 3 事業			従事人員数	16	16	16		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載注

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※ソフト 3 事業とは、地方公共団体が実施する、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を指す。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	(2) 地方公共団体への助成事業 ＜評価指標＞ (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施 ＜関連した指標＞ (a1) ソフト3事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223人／年） (a2) 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均7.75件／年）	(2) 地方公共団体への助成事業 (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。 ① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。	(2) 地方公共団体への助成事業 (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行うとともに、新しい生活様式に合わせた事業展開等について助成事業を実施する地方公共団体に情報提供を行う。 ① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ ※助成事業等の対象地域は、公害健康被害の補償等に関する法律の旧第一種地域 41 地域とこれに準ずる地域として定められた6地域の計 47 地域（市町村合併により現在は 46 地域）。 (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施 (a1) ソフト3事業参加者数 110,721 人 ※専門医等による解説動画等の配信 25,533 再生 ※地方公共団体の取組を補うために機構が実施した代替事業の参加者 191 人 上記計 延べ136,445 人 (a2) 事務指導実施件数 10 件	＜評定と根拠＞ 評定：A 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、予防事業を実施する地方公共団体の保健所や担当部署における課題やニーズの把握に努めた結果、専門医及び看護師によるぜん息の自己管理に関する動画コンテンツの制作やオンラインを含む講演会の開催に関する支援の要望が多かったため、予防事業の継続実施に必要と考えられた複数の動画制作や講演会の開催等の支援を速やかに実施し、地方公共団体に提供した。ソフト3事業参加者数は、コロナ前の基準値を下回っているものの、作成した動画の再生回数は、機構が過去に掲載した動画の中で最も多く、大きな反響があったと言える。 このように、新型コロナウイルス感染拡大の中においても地方公共団体や地域住民のニーズを踏まえつつ、昨年度を超えるソフト3事業参加者数の確保及び急遽実施した動画コンテンツの作成による視聴者の確保、自治体の助成事業を補完するため、初めて自治体と共同で事業が実施できたことなどを踏まえ、昨年以上の予防事業の質の向上と事業量を確保できたことから、自己評価をAとした。 なお、令和3年度の各自治体が実施したソフト3事業の延べ参加人数は110,721人であるが、機構が自治体の要望を踏まえ、自治体と機構とで共同で実施した事業への参加者数を加算すると136,445人となり、前年度の参加者と比較して33%増となった。 ○ 令和2年度の地方公共団体への「新しい生活様式に合わせた事業展開について」及び「新型コロナウイルス感染拡大の中で事業を行う上での問題点や要望等」を把握するためのアンケート調査に加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響下2年目における更なる問題点の確認や事業継続のための新たな要望を確認するためのアンケートを2年連続で実施した。 ○ 事業環境の変化、地方公共団体や地域住民のニーズを踏まえた、より効果的・効率的な事業実施が求められている。そのため、地方公共団体に対して新型コロナウイルス感	＜評定に至った理由＞ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地方公共団体による助成事業は実施環境に著しい制約を受け、結果として対面での実施を基本とする機能訓練等の事業の多くは中止や規模を縮小しての開催を余儀なくされている。 一部ではオンラインによる開催も行われているが、オンラインによる事業実施に対する支援の要望が大きいことからわかるように、地方公共団体が単独でICTを活用した事業を実施することは現状では未だ制約が多いものと考えられる。 このような事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施を進めていくために、ぜん息症状の自己管理に関する動画やぜん息等のアレルギー疾患をもつ子どもの保護者を対象にしたオンライン講習会の開催など、地方公共団体のニーズを踏まえた支援を速やかに実施し、ソフト3事業延べ参加者数の回復（前年度比33%増）へと繋げている点は高く評価できる。 特に、呼吸筋ストレッチ体操教室を地方公共団体10団体と連携してオンラインにより実施したことは、今後の助成事業への支援のあり方を大きく変える契機となり得るものであり、このようなアプローチはオンラインのメリットを活用することにより初め	

				識や日常生活の注意点について、専門医によるオンライン講演会を実施した（申込者数 250 人、視聴者数 168 人）。 ・アンケート回答者の約 98%から高い評価を得た。 iv）呼吸筋ストレッチ体操教室のオンライン開催 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催中止となった成人向けの機能訓練事業の代替事業として、成人のぜん息患者を対象に、実施希望のあった地方公共団体 10 団体と連携して実施（参加者数 23 人）。 ・アンケート回答者の約 95%から高い評価を得た。 ②事業効果の把握・共有によるソフト 3 事業の効果的・効率的な実施 ・アンケート集計分析システムを活用して、令和 2 年度の結果について地方公共団体に対してフィードバックを行った。 ・令和 3 年度の結果については、令和 2 年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業中止等により、アンケート回収数は昨年度程度と見込まれるが、得られたデータをもとに行動変容の状況及び予防事業の有効性等について分析し、結果を地方公共団体と共有することとしている。 （資料編 P15_予防 5 令和 3 年度 ソフト 3 事業等実施状況） （資料編 P16_予防 6 ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況） （資料編 P17_予防 7 ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告－抜粋－（令和 3 年度本格調査結果－中間報告－）） (B) 人材バンクを活用した地方公共団体が行う予防事業の支援 ① 人材バンク登録者の協力によるソフト 3 事業の内容充実とパッケージ支援 ・地方公共団体からの要望に応じて、人材バンク登録者を 2	染拡大の中で事業を継続していく上での要望等を把握することを目的としたアンケート調査を実施し、要望の多かった専門医及び看護師による自己管理に資する動画コンテンツの制作を新たに行い、地方公共団体事業実施に役立てた。 ○ アレルギー疾患をもつ子どもや保護者に向けコロナワクチン接種に関する正しい知識を提供するため、新たに専門医による解説動画を制作し、ホームページで配信し、再生回数 24,010 回という大きな反響を得た。 ○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの地方公共団体で開催が中止となった健康相談事業の代替として、ぜん息等のアレルギー疾患をもつ子どもの保護者を対象にしたアレルギー疾患講演会をオンラインで開催した。 ぜん息等のアレルギー疾患をもつ子どもの保護者からは、「子供が小さく現場に行けないが、オンラインで参加できる対応は大変ありがたい」、「感染が拡大する中、専門医によるオンライン講演、質問コーナーなど大変有意義な時間をもつことができた」、といったご意見を頂いた。 ○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により参集型の機能訓練事業の多くが実施困難となる中、地方公共団体へのヒアリングを踏まえて成人ぜん息患者を対象とする呼吸筋ストレッチ体操教室のオンライン開催を企画し、実施希望のあった地方公共団体 10 団体と連携して新たに事業を実施することができた。 体操教室の参加者からは、「コロナ禍でもありオンライン参加は安全で移動もなく良かった」、「動画を見るだけでなく直接先生に指導いただけて励みになって良かった」などの評価を頂いた。 ○ ぜん息をもつ子どもやその保護者が一緒にぜん息を正しく管理できるよう、従前、集合・対面型で開催していた機能訓練事業で実施していた講演内容や指導内容を、専門医及び人材バンクに登録されている PAE（小児アレルギーエデュケーター）の協力を得て動画として取りまとめ、地方公共団体を通じて情報提供を行ってもらうことにより、新型コロナウイルス感染拡大の中においても、地域住民に直接に情報を届けることができた。 ○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、集合・対	て可能となるもので費用対効果も高く、また、地方公共団体のオンライン事業実施に係るキャパシティビルディングに直接的に資するものであると考えられる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 高齢化や ICT の進展等に伴い、新型コロナウイルス感染症の状況に関わりなく、今後もオンラインによる事業実施の機会は増加し、それにあわせて地方公共団体によるオンライン事業実施支援に対するニーズも当面の間は高い水準で推移することが予想される。 令和 3 年度に実施したオンラインを活用した地方公共団体との連携事業は、社会変革の過渡期に生じた事業環境等の変化に苦慮する地方公共団体を強力に支えうるものであり、引き続き積極的な地方公共団体の支援に努められたい。 <その他事項> 特になし。
	② 事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図ることで、ソフト 3 事業について効果的・効率的に実施している。	② ソフト 3 事業について効果的・効率的に実施していくため、事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図る。				
	(B) 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施 <関連した指標> (b1) 人材バンクを活用した支援実施状況	(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。 ① 予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を	(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。 ① 予防事業人材バンク登録者の紹介と事業ノウハウをパッケ			

		図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト3事業の内容の充実を図る。	ージ化した事業について、新しい生活様式に合わせ、ICTを活用した実施方法を追加する。		団体3事業に派遣した。 ・新型コロナウイルス感染拡大の中においても人材バンクをより効果的に活用するため、人材バンク登録者に活躍の場を提供した。具体的には、機能訓練事業で実施していた講演内容や指導内容をまとめた動画を作成する際に人材バンク登録者からの協力を得た。また、オンライン開催の呼吸筋ストレッチ体操教室において、登録者の理学療法士に講師として事業参加者の指導を要請し、協力を得た。 ・新型コロナウイルス感染拡大により、パッケージ支援による事業実施は2団体2事業にとどまったが、新たにオンライン事業の支援を加え、オンラインによる講演会や専門職向け研修会の支援を行った。	面型の事業実施が難しい状況下において地方公共団体が実施する予防事業を継続実施できるよう、令和3年度よりパッケージ支援メニューに「オンライン事業」を新設し、専門医による乳幼児の保護者向けオンライン講演会や、介護支援専門員向けオンライン研修会など、2団体2事業の支援に繋げることができた。地方公共団体からの要望に基づく人材バンク登録者の派遣については、2団体3事業にとどまったものの、人材バンク登録者に協力をいただき、呼吸筋ストレッチ体操教室をオンラインで開催することで、予防事業の質の担保に貢献した。 ＜課題と対応＞ ○ ソフト3事業の効果等について、アンケート調査から把握できる行動変容への分析調査を引続き実施する。 ○ 令和4年度以降も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、集合・対面型の事業実施が難しい状況下であっても地方公共団体が事業を継続して実施できるよう、人材バンク及びパッケージ支援を活用した支援を行っていく。	
	② 地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。	② 予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体に活動事例などの情報の共有化を図る。		②人材バンク登録者へのアンケート調査及び地方公共団体への情報の共有化 ・人材バンク登録者にアンケートを実施し、登録継続の確認及び1年間の活動状況についてリストを更新して、地方公共団体へ提供した（登録者数：198人（小児向け：56人、成人向け：142人））。			

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－3	公害健康被害予防基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022 環境・21-0260

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
（関連した指標）								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924		
安全で有利な運用等により確保した事業財源額	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 925 百万円／年	701 百万円 （※22 百万円）	696 百万円 （※24 百万円）	716 百万円 （※35 百万円）			決算額（千円）	638,367	589,583	583,295		
								経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576		
								経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978		
								行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576		
								従事人員数	16	16	16		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※当初の中期計画予算（令和元～5 年度の合計額）に対し、各年度末時点で算出した中期計画予算（令和元～5 年度の合計額）の増額値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和 3 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（3）公害健康被害 予防基金の運用等 ＜評価指標＞	（3）公害健康被害予 防基金の運用等	（3）公害健康被害予防 基金の運用等	＜主な定量的指標＞ －	＜主要な業務実績＞ (A)事業財源の確保及び効果的・効率的な事業の実施	＜評定と根拠＞ 評定：A 予防事業は、運用益及び自立支援型公害健康被害予防事業補助金で事業を実施する部門であり、利率の高い債券の購入で運用を行い、事業財源の安定的な確保を図っている。こうした中、一般的に環境に配慮した債券は利率が低くなるが、令和元年度に、機構の経営理念※に照らし公的機関としての責務を考慮しつつ、環境に配慮した債券購入の方針を率先して打ち出し、機構全体の運用方針の改正へとつなげ、令和 3 年度においては、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等	評定	A
	(A) 事業に必要な財 源の確保と事業の重 点化 ＜関連した指標＞	(A) 事業財源の確保 及び効果的・効率的な 事業実施に向け、以下 の取組を行う。	(A) 予防事業の実施に あたり、以下の取組を通 じ事業財源の確保を図 り、効果的・効率的に事 業を実施する。	＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞			＜評定に至った理由＞ 市中金利の上昇が見込めない 厳しい状況が続く中で、機構の 運用方針に則って市場動向等を 踏まえた着実な基金運用を行 い、中期計画予算を 35 百万円上 回る 2, 459 百万円（1. 4%増）の 運用収入を確保できたことは高 く評価できる。	
	(a1) 安全で有利な運	① 市場等の動向を注	① 公害健康被害予防基		① 公害健康被害予防基金の運用等よる事業財源の安定的な			

	用等により確保した事業財源額（前中期目標期間実績：平均 925 百万円／年）	視し、機構の運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、補助金・積立金を活用し事業財源の確保を図る。 ② 限られた財源を有効に活用するため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業に重点化を図る。	金について、市場等の動向を注視し、運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金、前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより事業財源の安定的な確保を図る。 ② 予防基金の運用収入の減少傾向が続くため、前中期目標期間でとりまとめた「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に則り、ソフト3事業について、引き続き地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。	確保 ・運用方針に基づき安全な運用に努めつつ、環境負荷の低減 その他社会的課題の解決等を目的とした債券（社債・地方債）の取得や、中・長期の債券の取得による償還時期の平準化に留意し、償還財源（計 29 億円）の効率的な運用を行ったことで、当初の中期計画予算（令和元年度から令和5年度までの合計）2,424 百万円に対し、運用収入の改善を図った（令和3年度末時点での中期計画予算合計額：2,459 百万円。35 百万円の増）。 ・また、運用収入と併せ、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を活用するなどして、事業に必要な財源を確保した。 ② ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化 ・地方公共団体が実施するソフト3事業を中心に事業実施を進め、新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても、予防事業を着実・継続的に実施するため、専門医による動画配信やオンラインによる研修会や講習会等、地方公共団体へのアンケート調査や、環境省及び患者団体等との意見交換を通じて把握したニーズに沿った事業への重点化を図った。 （資料編 P19_予防8 公害健康被害予防基金債券運用状況） （資料編 P20_予防9 意見交換を実施した団体）	を目的とした債券を積極的に取得する運用方針の改正につながった。 （※機構の経営理念：環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出と保全に努める。） 令和3年度においても、償還財源の全て（償還財源計 29 億円）の運用に際し、利率のみを最優先するのではなく、機構の運用方針に基づき、環境負荷が相対的に低いと判断される債券の購入（26 億円）に加え、予防基金として初めてグリーンボンドの購入（3 億円）に踏み切った。 以上のような運用利率と環境配慮の両面を踏まえた着実な運用の結果として、中期計画予算を 35 百万円上回る 2,459 百万円（1.4%増）を確保することができたことに加え、ESG の視点を組み入れた運用を行うことができた。 なお、増額幅としては、令和2年度末時点での 24 百万円の増から、さらに 11 百万円の増（令和2年度末時点増額値に比べて 44.5%増）となった。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大により地方公共団体が担う予防事業が中止・縮小される中、COPD の普及啓発やオンラインによる講演会、呼吸筋ストレッチ教室の実施など、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化に積極的に取り組んだ。 以上のことから、自己評価をAとした。 ○ 第4期中期目標期間における予防事業を着実に実施していく上で、収入予算のうち収入の6割強を占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均 1.08%）を確保するため、ESG の視点を組み入れた運用方針を維持しつつ、償還財源の全てで環境負荷の低減または社会的課題の解決等に資する債券を購入した結果、計画予算を上回る利回りを確保することができた。（令和3年度：年平均 1.13%） ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、助成事業では、機能訓練事業を中心に事業が縮小する中、予防事業を着実・継続的に実施するため、専門医による動画配信や、オンラインによる研修会や講演会等を積極的に実施した。 ＜課題と対応＞ ○ 引き続き市中金利の低下が続くことが想定されることから、運用機会を逃すことがないよう債券の償還時期の平準化に留意しつつ、市場の状況や金利の優位性を勘案して、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした、より	特に、機構の経営理念を踏まえた債券購入の方針を機構内部において率先して打ち出し、機構全体の運用方針の数次にわたる改正へと繋げたうえで、グリーンボンドの調達を実現した一連の取組については、環境政策の実施を担う公的機関としての責任を果たしていくうえで極めて重要な取組であると考えられる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 一般的に運用利率が低いとされている環境配慮型債券等の取得を進めつつ、着実に基金運用収入を確保していくためには、これまで以上に市場動向等を注視してメリハリのある効率的な運用を行うとともに、引き続き基金出資者等のステークホルダーに対する説明をきめ細やかに実施してその理解を得ながら進めていくことが重要である。 新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化や国際情勢の不安定化などにより、不透明で困難な資金運用環境が続くことが見込まれるが、運用リスクの最小化や事業の重点化、他団体との連携等、安定的かつ効率的な基金運用に向けた取組を着実に進められたい。 ＜その他事項＞ 特に無し。
--	---	---	---	---	---	---

						利回りが確保できる債券を積極的に購入していく必要がある。 また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を確保し、効果的・効率的に活用していくなど、引き続き安定的な財源確保を図っていく必要がある。	
--	--	--	--	--	--	---	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〈評価指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122		
助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率	第 4 期中期目標期間中に 90%以上	第 3 期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1% ※(87.7%)	79.3% ※(87.3%)	78.8% ※(96.7%)			決算額（千円）	884,213	762,899	850,278		
助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	（10 点満点中）平均 7.5 点以上	第 3 期中期目標期間実績：平均 6.7 点	7.8 点	7.8 点	7.9 点			経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920		
〈関連した指標〉								経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828		
外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 88.0%	96.2%	97.0%	96.2%			行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920		
人材育成と定着を図る助成件数の割合	－	複数年計画の新規採択案件の 16.8%	23.3%	19.0%	22.2%			従事人員数	11.5	11.5	11.5		
交付決定処理期間	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 26.8 日	27 日	25 日	25 日								
支払処理期間	－	第 3 期中期目標	24.8 日	26.0 日	23.6 日								

			期間実績：平均 25.3 日											
--	--	--	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

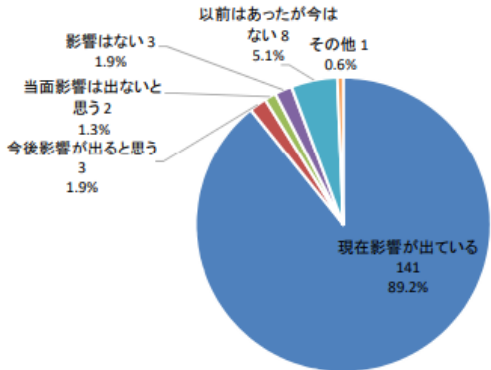
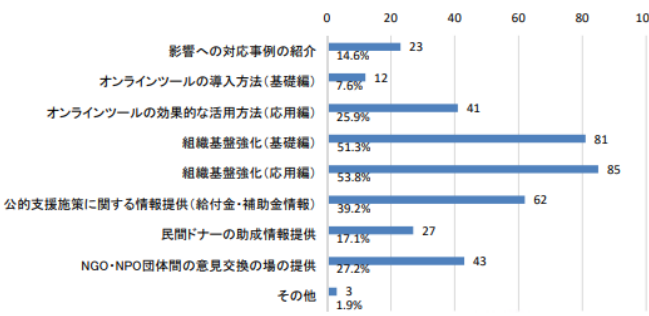
※()の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和３年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	(１) 助成事業 ＜評価指標＞ (A) 助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の２年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。	(１) 助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に 90%以上(前中期目標期間実績：最高値 86.2%)となることを目指し、以下の取組を行う。	(１) 助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）となることを目指し、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ 助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）	＜主要な業務実績＞ (A)助成による支援を行った活動の継続性の確保	＜評定と根拠＞ 評定：A 助成終了後１年以上経過した活動継続率は、令和元年度に終了した団体の令和２年度の活動状況を評価するもので、令和２年度は緊急事態宣言が発出され活動が制限されるなど新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした年で過去２年間の状況と大きく異なるが、この未曾有の厳しい状況下において、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、持続的に何らかの形で活動を継続している実質的な活動継続率においては 96.7%と第４期中期計画期間で最も高い活動継続率を確保した。 また、令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションや毎年度活動終了時の助言、指導を充実させるなどの取組を推進しており、令和２年度に最終年度を迎えた助成団体の活動の事後評価は 7.9 点（目標値 7.5 点）を獲得した。令和２年度の新型コロナウイルス感染症の拡大による移動の自粛など活動の制限が最も大きかった状況下において目標を上回り、過去２年間の実績を上回る評価を得た。 中間コンサルテーションについては、オンラインで実施することで、現地に赴くしか確認することができなかった各地における活動(とりわけ海外における活動)内容の理解が、これまで以上に進んだ。書類や意見交換はもとより、フィールドにおける活動も動画で確認することができるようになったため、評価専門委員から、よりの確なアドバイスを行うことができた。この成果は、間違いなく活動終了後の評価につながってくるものと確信している。 更に、令和３年度に助成団体に対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」において、助成団体	評定	A
							＜評定に至った理由＞ ・助成終了後１年以上経過した時点での活動継続率については、チャレンジングな目標として 90%と困難度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻な影響を及ぼす状況下において、感染拡大前と同水準の活動継続率 78.8%を達成し、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動できていない団体を除くなどした実質的な活動継続率は 96.7%と第４期中期計画期間で最も高い継続率を確保した。 ・令和２年度に助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10 点満点換算で 7.9 点と目標を上回り、第４期中期計画期間で最も高い評価が得られた。 ・新型コロナウイルス感染症の活動への影響を把握するため、助成先団体へのアンケート調査	

			① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、助成事業アドバイザーの活用や、機構職員の能力の向上により、高度な専門性を持つて進捗管理等を行う寄り添い支援の充実をはかる。 ② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。	①助成案件の質の向上に資する体制等の整備 助成期間を通じて助成対象活動の下支えができるよう、新規助成の全案件（66件）について、地球環境基金担当職員（以下「基金担当者」という。）と助成事業アドバイザーとの間で、各助成先団体の交付申請書における活動目標や計画の妥当性、新型コロナウイルス感染拡大の影響等のレビューを行った（5月）。 基金担当者は、このレビューを踏まえ、助成事業アドバイザーの助言を受けながら、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。 ②研修や情報提供による助成団体への支援 令和2年度に引き続き、全ての助成先団体を対象とする「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」を行い、対象197団体（令和2年度からの助成期間延長団体を含む。）のうち158団体から回答を得た（9～10月）。また、その結果はホームページで公表した（12月）。 ■調査結果の一部抜粋 ＜新型コロナの活動への影響＞回答 158 団体  ＜興味のある支援内容＞回答 158 団体（複数回答可）  この調査により、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、助成先団体がオンライン活用等の工夫によりある程度対応・	の活動に重要な資源である人材・資金の確保など組織基盤の強化が喫緊の課題であることが顕在化したことを踏まえ、ファンドレイジング等をテーマとした研修やポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウムを新たに企画し、自ら運営するなど助成団体のニーズに速やかに対応するなど、ポストコロナに向けて助成団体の更なる支援の強化に積極的に取り組んだ。 令和元年度より実施している助成団体の支援強化の取組が着実に成果に繋がり、新型コロナウイルス感染症拡大による未曾有の厳しい状況下において計画以上の成果を上げるとともに、第4期中期計画中に活動継続率のチャレンジングな目標を達成するための着実な成果を出すことができた。また、ポストコロナに向けて助成団体の喫緊の課題である組織基盤の強化に対して速やかに支援策を講じることができた。 以上のことから自己評価をAとした。 ○ 助成終了後の実質的な活動継続率は高い継続率を確保 助成活動終了後1年以上経過した時点での活動継続率の目標は、第4期目標期間中に達成すべきチャレンジングな目標値（90％）で直ちに達成が困難であるが、新型コロナウイルスの感染拡大により約9割の助成先団体が活動実施に大きな影響が出ている状況下において感染拡大前と同水準を維持した。令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果を上げており、第4期中期計画期間中に感染拡大前の状況に回復することが可能になれば、チャレンジングな目標の達成が期待できる。 また、「新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時的に活動を休止している団体」及び「活動の目的を達成した団体」を除き、「他団体で継続している団体」を含めた実質的な活動継続率は96.7％の高い継続率となっている。 ○ 事後評価は目標を上回る評価を獲得 評価専門委員会が行った事後評価の結果は、10点満点換算で7.9点であり、目標を上回る評価を得た。今回の事後評価の対象である助成団体より、中間コンサルテーションにおいて評価専門委員等が行う助言・指導内容を活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や毎年度終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」を導入するなど助成団体の活動支援を強化してきたことで目標を上回る評	を実施し、調査結果を踏まえて、組織基盤強化のための研修やシンポジウムを開催するとともに、中間コンサルテーションでの評価委員の直接指導等により、助成先団体の活動が着実に進められた。 ・以上のことから、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進するとともに、活動に対する評価及び実質的な活動継続率について、これまで以上の高い水準を確保していると判断して「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き NGO・NPO の組織基盤強化、活動の継続や発展に資する取組を推進するとともに、カーボンニュートラルをはじめとする政策目標や社会情勢等も踏まえて、効果的な助成の実施と助成の成果の向上を図っていくこと。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	---	--	---

				活動ができている反面、環境 NGO・NPO が抱えるより根本的な課題である「組織基盤の脆弱性」が顕著になったと考えられることから、以下の支援策を講じた。 i) 組織基盤強化のための研修の実施 ポストコロナに向けたさらなる活動推進、活動の土台となる団体組織報収集の場として、「環境 NGO・NPO のための組織基盤強化研修」を実施した（1～2月、オンライン開催、延べ 66 人参加）。 ii) シンポジウムの開催 令和 2・3 年度の本調査結果と地球環境基金の取組、団体の取組好事例を紹介・共有し、ポストコロナに向けた環境活動と NGO・NPO の在り方について展望するシンポジウムをオンラインで開催した（3月、84 人参加）。（特非）ICA 文化事業協会及び（特非）SET が行った事例紹介について、参加者からは「現場での工夫や実践をうかがえたことが有意義だった」などの反響を得た。 iii) ホームページでの情報提供 地球環境基金ウェブサイトにおいて、各府省庁による新型コロナウイルス感染対策関連の最新情報をまとめて更新した。 （資料編 P21_地球 1 新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査【報告（概要）】） ③助成終了後の活動調査及び結果の活用 i) フォローアップ調査の実施 平成 29 年度から令和元年度まで 3 年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。（6月） 調査対象 66 団体（回収率 100%）のうち、助成終了後 1 年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体が 52 団体（78.8%）、「他団体で継続している」と回答した団体が 7 団体（10.6%）であり、活動がその後も何らかの形で「継続している」のは 66 団体中 59 団体（89.4%）であった。 また、継続の実態を把握するため、「活動の目的を達成した」ため活動を継続していないと回答した 1 件と、一時的な休止状態にあり「新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動休止」と回答した 4 件を母数から除いて整理すると、本来継	価を得た。新型コロナウイルス感染症拡大による影響がなければ、活動の参加者が増加するなどプラス要因が多く、更に高い評価を得ることができたものと思料される。 ○ 組織基盤の強化に向けた支援を充実 新型コロナウイルスの感染拡大による助成先団体への影響を把握するため実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」において、助成団体の 9 割が活動に深刻な影響を受けており、その中でも助成団体の活動の重要な資源である人材・資金の確保など組織基盤の強化が喫緊の課題であることが顕在化した。この調査結果を踏まえ、ファンドレイジング等をテーマとして研修、またポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウムを新たに企画運営し、助成団体のニーズに速やかに対応するとともに、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。 新型コロナウイルス感染症の対応は過去の経験やノウハウがないことから、成功事例等を積極的に取り入れたプログラムにすることで 97.7%の参加者から有意義であったとの回答を得た。 ○ カーボンニュートラル等に関する NGO・NPO の活動を採択 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度の助成期間延長措置による繰越 16 件を含め 196 件計 544 百万円の助成を行うとともに、令和 4 年度助成金要望では、国の環境政策へ則して助成金の活動分野名を「地球温暖化防止」から「脱炭素社会形成・気候変動対策」へ変更し、カーボンニュートラルに関する活動など 175 件、計 583 百万円の採択（内定）を行った。 <課題と対応> ○ 引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されることから、助成先団体の状況を踏まえ、活動計画の変更に柔軟に対応するとともに NGO・NPO の喫緊の課題である組織基盤強化に資する取組を推進する。 ○ 地球環境基金助成金申請システム（令和 4 年 11 月稼働予定）の構築を進め、事務手続の効率化を図るなど業務の DX 化を推進する。	
--	--	--	--	---	---	--

	(B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (b) 各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。 ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。 ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。	外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%） 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）	続されるべき活動の 9 割超、96.7%（59 団体／61 団体）が継続していることが分かった。 （資料編 P28_地球 2 助成事業に関フォローアップ調査結果（2021 年度）） ii）調査結果の活用等 上記 i）の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を 3 件抽出し、フォローアップ実地調査を行った（10 月）。 実地調査の結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報（ベストプラクティス）として「2020 年度地球環境基金レポート」を公表した（12 月）。 (B) 助成による支援を行った活動の質の向上 ①助成活動の進捗状況の確認 i）基金担当者によるモニタリング 令和 2 年度に導入した「担当者評価」を「担当者モニタリング」へと位置づけ直し、各助成先団体の状況確認や支援をより重視した。 令和 3 年度は、助成開始から 1 年以上が経過した活動 115		
--	--	---	---	---	--	--	--

		行う。 ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。	② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。	件を対象として、令和２年度の活動報告や当年度の交付申請書などをもとに、モニタリングを行い、評価専門委員と共有した。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地確認が困難な場合が多かったが、Web 会議システム等を積極的に活用し進捗状況の確認等を行った（通年）。 ②評価の実施 ■助成事業スケジュール（３年計画の場合） i）事前目標共有 2021 年度助成金における新規採択 66 件を対象に、全件実施した（４～５月）。 内定決定（令和３年３月 25 日）後の約 1 か月間で、基金担当者と助成専門委員会審査分科会委員が目標設定や計画内容について改めて確認を行い、各内定団体に活動の目標や計画の改善等について個別面談（オンライン）を行った。ここでの改善点を交付申請書の計画等に反映することで、助成活動の質の向上につなげた。 ii）中間コンサルテーション 活動計画３年以上の２年目を迎えた 59 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 57 件（つづける助成 11 件、ひろげる助成 41 件、プラットフォーム助成 1 件、）を対象に、中間コンサルテーションをオンラインで実施した（９～10 月）。 iii）事後評価（書面評価） 令和２年度に３年間の活動を終了した 34 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 30 件（つづける助成 8 件、ひろげる助成 21 件、プラットフォーム助成 1 件）を対象に、令和３年 8 月までに事後評価を実施した。 事後評価は評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実	
--	--	--	---	--	--

					績報告書等を元に評価し、20 点満点中平均 15.7 点（10 点満点換算で 7.9 点）となった。 評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした。 （資料編 P49_地球3 2021 年度地球環境基金助成事業の事後評価（書面評価）結果概要） iv）継続評価 フロントランナー助成の2 件について、評価専門委員が活動の目標の達成度及び実施の効率性をオンラインでヒアリング調査した（11～12 月、オンライン実施）。 評価した2 件は標準以上の結果となり、第2 回助成専門委員会で審議の上、4・5 年目の助成継続を決定した（2～3 月）。 v）実地調査 令和2 年度に3 年間の活動を終了した団体から、事後評価（書面評価）の得点の上位（3 件）、中位（2 件）、下位（1 件）の計6 件を評価専門委員会で抽出し、オンラインでヒアリング調査を行った。書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等の聴取や改善のためのアドバイス等を行った（11 月）。 ③活動のステップアップを図れる助成制度の構築 i）評価専門委員会の実施 年2 回の委員会（いずれもオンライン）を開催し、令和3 年度中に実施する評価の計画や実施方法の検討、実施結果の報告等を行った。 ii）評価結果の団体へのフィードバック・振り返り 次年度以降の計画や活動の改善につながるよう、評価専門委員会で確定した各助成先団体にフィードバックした。 特に中間コンサルテーションについては、評価専門委員によるアドバイスの内容が令和4 年度の活動計画に反映される	
		③ 助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。	③ 助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりを具体的に整備し、より活動のステップアップを図れる助成制度の構築を目指す。			

					よう、各団体がコンサルテーション終了後に「振り返りシート」による振り返りを行った（10～11月）。 iii）活動報告会の実施 令和3年度が助成最終年度の団体（67団体）による「地球環境基金活動報告会」は、令和2年度に引き続き、Web会議システムを活用して各団体の3年間の助成活動の状況・成果に関する発表を録画した動画をホームページ及びYouTubeで公開した（令和4年4～5月）。 iv）関係機関との連携強化 全国8カ所にある環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と助成金説明会を実施し、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こしを行った（10月～11月）。 また、環境省及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と共催で、6つの民間助成財団が参加した「環境助成財団情報交換会」を開催した（1月）。 さらに、エコネット近畿、きたネット、地域の未来・志援センターが主催する「助成サミット」に参加し、他の助成財団等と情報交換・意見交換を行った（8月、11月）。		
	(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上 ＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。 ① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。 ① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて民間団体	人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）	(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施 ① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定 i）助成対象について 令和3年度は197件（新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、特例的に令和2年度繰越した16件（35百万円）を含む。）、総額619百万円の助成金交付決定を行った。 通常採択181件総額584百万円の内訳は、イ案件（国内の団体が開発途上地域で活動するもの）が23件総額93百万円、ロ案件（海外の団体が開発途上地域で活動するもの）が14件総額52百万円、ハ案件（国内の団体が国内で活動する		

		が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを適宜設定する。		もの）が 144 件総額 438 百万円であった。 また、令和 3 年度は令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、助成先団体 1 団体が交付決定後に助成活動を中止したことから、下表のとおり、期末の確定額は 196 件、544 百万円となった。 ＜助成金交付状況＞ （単位：件、百万円） <table><tr><th rowspan="2">助成メニュー</th><th colspan="2">令和 3 年度</th><th colspan="2">令和 2 年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>はじめる</td><td>10 (0)</td><td>18 (0)</td><td>9</td><td>12</td></tr><tr><td>つづける</td><td>32 (2)</td><td>59 (2)</td><td>34</td><td>62</td></tr><tr><td>ひろげる</td><td>109 (13)</td><td>355 (17)</td><td>112</td><td>334</td></tr><tr><td>フロントランナー</td><td>5 (1)</td><td>29 (3)</td><td>4</td><td>19</td></tr><tr><td>プラットフォーム</td><td>3 (0)</td><td>15 (0)</td><td>2</td><td>7</td></tr><tr><td>復興支援</td><td>6 (0)</td><td>19 (0)</td><td>6</td><td>18</td></tr><tr><td>特別</td><td>4 (0)</td><td>11 (0)</td><td>2</td><td>8</td></tr><tr><td>LOVE BLUE</td><td>11 (0)</td><td>12 (0)</td><td>11</td><td>12</td></tr><tr><td>計</td><td>180 (16)</td><td>521 (23)</td><td>180</td><td>477</td></tr></table> ※単位未満切り捨て、確定（決算）ベース 令和 3 年度のカッコ内の数は、令和 2 年度からの繰越分で上段の数値の外数 ii）助成対象の重点化 令和 3 年度交付決定（通常採択）181 件（国内案件：144 件、海外案件：37 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は、178 件（98.3%）となった。 （資料編 P53_地球 4 2021 年度助成金分野別件数内訳） （資料編 P55_地球 5 地球環境基金助成金 助成金額・件数の推移） iii）令和 4 年度助成活動の採択 ア 募集案内決定 第 1 回助成専門委員会（オンライン）において、国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む「2022 年度助成金募集案内」を決定し年 9 月 30 日に公表した。 （資料編 P56_地球 6 令和 4（2022）年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項）	助成メニュー	令和 3 年度		令和 2 年度		件数	金額	件数	金額	はじめる	10 (0)	18 (0)	9	12	つづける	32 (2)	59 (2)	34	62	ひろげる	109 (13)	355 (17)	112	334	フロントランナー	5 (1)	29 (3)	4	19	プラットフォーム	3 (0)	15 (0)	2	7	復興支援	6 (0)	19 (0)	6	18	特別	4 (0)	11 (0)	2	8	LOVE BLUE	11 (0)	12 (0)	11	12	計	180 (16)	521 (23)	180	477		
助成メニュー	令和 3 年度		令和 2 年度																																																									
	件数	金額	件数	金額																																																								
はじめる	10 (0)	18 (0)	9	12																																																								
つづける	32 (2)	59 (2)	34	62																																																								
ひろげる	109 (13)	355 (17)	112	334																																																								
フロントランナー	5 (1)	29 (3)	4	19																																																								
プラットフォーム	3 (0)	15 (0)	2	7																																																								
復興支援	6 (0)	19 (0)	6	18																																																								
特別	4 (0)	11 (0)	2	8																																																								
LOVE BLUE	11 (0)	12 (0)	11	12																																																								
計	180 (16)	521 (23)	180	477																																																								

				イ 脱炭素社会の実現に向けた審査方針等の改定 我が国の令和2年10月の「カーボンニュートラル宣言」、令和3年4月の気候サミットにおける「2030年46%削減目標」の表明を踏まえ、令和4年度（2022年度助成金）から「活動分野」及び「審査方針」（重点配慮事項）の「地球温暖化防止」を「脱炭素社会形成・気候変動対策」に改定し、各地域における脱炭素の取組をより一層支援する方針を明確化した。 ウ 助成金説明会の開催 2022年度助成金の募集に向けて、地球環境基金主催の説明会を8回、セブーンイレブン記念財団等のNGO・NPO支援団体との合同説明会を1回実施し、周知を図った。これらの説明会は全てオンラインにより開催した（九州地方はオンラインと参集型の組合せ）。オンライン開催により、全国環境NGO・NPOが全国どこの説明会にも参加出来るようになった。 ERCA主催の説明会は、助成金の効果的な活用につながるよう、EPOとの連携・協力の下、各地域の特性を踏まえたテーマを設定し、各地域を拠点に活動する助成先団体の活動事例紹介（セミナー）を併せて実施した。（10～11月） エ オンライン個別相談会の開催 令和3年度からオンラインでの個別相談会に本格的に取り組み、4日間で46団体に対し実施した（11月）。 オ 応募状況と内定 289件（イ案件：39件、ロ案件：25件、ハ案件：225件）の応募を受け、令和4年2月に第2回助成専門委員会を開催し、2022年度助成金採択案を決定し、令和4年3月に開催した運営委員会に諮り、175件の助成金交付を内定した。 <令和4年度助成状況> (単位：件) <table><tr><th>助成メニュー</th><th>応募</th><th>内定（うち新規）</th></tr><tr><td>はじめる</td><td>26</td><td>3（3）</td></tr><tr><td>つづける</td><td>53</td><td>30（12）</td></tr><tr><td>ひろげる</td><td>169</td><td>113（44）</td></tr><tr><td>フロントランナー</td><td>9</td><td>6（1）</td></tr><tr><td>プラットフォーム</td><td>7</td><td>4（1）</td></tr><tr><td>復興支援</td><td>4</td><td>4（－）</td></tr><tr><td>特別（地域循環共生）</td><td>6</td><td>3（1）</td></tr></table>	助成メニュー	応募	内定（うち新規）	はじめる	26	3（3）	つづける	53	30（12）	ひろげる	169	113（44）	フロントランナー	9	6（1）	プラットフォーム	7	4（1）	復興支援	4	4（－）	特別（地域循環共生）	6	3（1）	
助成メニュー	応募	内定（うち新規）																											
はじめる	26	3（3）																											
つづける	53	30（12）																											
ひろげる	169	113（44）																											
フロントランナー	9	6（1）																											
プラットフォーム	7	4（1）																											
復興支援	4	4（－）																											
特別（地域循環共生）	6	3（1）																											

				<table><tr><td>LOVE BLUE</td><td>14</td><td>12</td><td>(5)</td></tr><tr><td>不明</td><td>1</td><td>—</td><td>(—)</td></tr><tr><td>計</td><td>289</td><td>175</td><td>(67)</td></tr></table>	LOVE BLUE	14	12	(5)	不明	1	—	(—)	計	289	175	(67)		
LOVE BLUE	14	12	(5)															
不明	1	—	(—)															
計	289	175	(67)															
(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）	② 助成事業を通じて、SDGsの考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。 ③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。	② 助成活動のSDGsのゴール等について交付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。 ③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な交付方法について検討する。		②複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進 複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進するため、SDGsのどのゴール・ターゲットに該当するかを選択する様式によって、助成金要望及び交付申請の手続を実施した。 ③人材の育成と定着を図る助成方法の検討 i) 若手プロジェクトリーダー育成支援助成 令和3年度の助成先団体から新たに8期生として8名を採択した（応募19名）。これは3年以上計画の新規案件（36件）の22.2%を占めている。														
(D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上	(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。	(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。	交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）	(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上														
＜関連した指標＞ (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）	① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は	① 助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は		①会計事務等に関する指導等の実施 i) 内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施 これまで ERCA 事務所で集合型により説明会を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大を契機に令和3年度から、説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談や問合せに対応する方法に見直して実施した（4月）。														

		実施する。					
(d2) 支払処理期間 (前中期目標期間実績：平均 25.3 日)	② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間(28 日)以内として速やかな手続に努める。	② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間(28 日)以内として速やかな手続に努める。	支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日） ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	ii）事務所指導調査の実施 新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年度に事務所指導調査が実施できなかった 25 団体を含めた計 77 団体について指導調査を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響が継続したことから、各助成先団体に対して「会計自己チェックシート」により会計処理等の状況確認を実施した（1～3月）。また、特に事務所等での確認が必要な団体（2 団体）に対して事務所に outward の指導調査を実施した。 ②助成金交付申請手続の実施 i）オンライン個別面談の実施等 新型コロナウイルス感染拡大を契機に、令和3年度からオンライン個別面談やメールで行う方法に切り替え、各団体とコミュニケーションを図った（4～5月）。 この際、全ての新規採択団体について「事前目標共有」（オンライン個別面談）により活動目標の共有を行った。また、継続団体については活動状況を確認し、令和3年度の交付申請及び期中の活動に向けたすり合わせを行った。 ii）交付申請手続の実施 令和3年度の助成金交付申請の提出を令和3年5月 17 日に受け付け、6月 11 日に交付決定を行った。その処理期間は 25 日であった。 ③事務の効率化と利便性向上の取り組み i）書類提出の電子化推進 令和元年度から引き続き、2022 年度助成金要望書について、ホームページで電子データでの受付を行った（11～12月）。 また、要望団体の利便性向上、事務効率化の観点に加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響や政府の方針を踏まえて書面・押印の見直しを行った。活動実績報告書（4月）、交付申請書（5月）、支払申請書（年4回）といった書類を押印不要とし、電子データ（メール）での提出・受付とした。 各種申双方向での処理、データベース化等、さらなる利便性の向上等を図るため、「地球環境基金助成金申請システム」			

					の調達を行い、システムの基本設計に着手した（3月）。同システムは 2023 年度助成金の要望手続（令和 4 年 11～12 月）から稼働予定。 ii）一部概算払いの実施 令和 2 年度に助成を受けていた団体のうち、ア「令和 2 年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」といった状況を総合的に勘案し、令和 3 年度は 25 団体に対して、助成金 50%を上限に概算払い（42,800 千円）を実施した（7月）。 iii）EXCEL マクロファイル利用の推進 助成金支払申請書の利便性を向上させるために EXCEL マクロファイルの 2021 年度版を、ホームページに公表した（4月）。令和 3 年度中のマクロファイル利用率は 90.7%であった。 iv）他の助成制度の紹介 令和 2 年度に引き続き、環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子を更新・作成するとともに、ホームページに掲載した。（9月） v）助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務（年 4 回）については、厳正かつ迅速な審査に努め、令和 3 年度の平均処理日数は 23.6 日であった。 vi）計画変更機会の増設 新型コロナウイルス感染拡大の助成対象活動への影響を踏まえ、原則年 1 回を上限としている交付決定後の活動計画の変更は、令和 3 年度も 2 回以上の活動計画変更申請を可能とした。 その結果、令和 3 年度は全体の約 4 割に当たる 82 団体の活動計画変更申請を承認した（令和 2 年度は約 6 割の 105 団体）。うち、2 回以上の変更を行った団体は 3 団体（令和 2 年度は 6 団体）であった。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－2	振興事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022 環境-21-0313

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122		
ユース世代の 活動団体の交 流会実施回数	－	第3 期中期目標期 間実績：平均2 回	10 回（8 地 方大会、全 国大会、 ecocon）	10 回（8 地 方大会、全 国大会、 ecocon）	10 回（8 地 方大会、全 国大会、 ecocon）			決算額（千円）	884,213	762,899	850,278		
ユース世代を 対象とした研 修実施回数	－	第3 期中期目標期 間実績：平均4 回 ／年	6 回	4 回	4 回			経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920		
研修受講者ア ンケートによ る肯定的評価	－	第3 期中期目標期 間実 績：平 均 95.4%	98.5%	95.9%	97.7%			経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828		
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920		
								従事人員数	11.5	11.5	11.5		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	(2) 振興事業 ＜評価指標＞ (A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 ＜関連した指標＞ (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均2回／年）	(2) 振興事業 (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。 ① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度2回以上実施する。	(2) 振興事業 (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。 ① 広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした発表会を地域毎及び全国規模で2回以上開催する。	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ (A) 環境保全活動を行う人材の創出 			

				(資料編 P59_地球7 第7回全国ユース環境活動発表大会) ii) 全国大学生環境活動コンテスト (ecocon2021) の共催 令和3年12月26日(日)に開催された全国大学生環境活動コンテスト (ecocon2021) に共催として参画し、持続可能な社会に向けて環境・社会活動を行っている全国の大学生が互いに学び、ネットワークを形成するための支援を行った。 なお、参加団体数は5団体であった。 ②ユース世代を対象とした研修等の実施 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、例年各地で実施している集合型の研修の開催は見送った。 一方で、感染症対策を十分に講じたうえで、大学生向けのオンライン座談会と、協賛企業の協力を得て高校生向けの企業研修、及び高校生向けのオンラインセミナーを行った。 ＜高校生・大学生向け研修等の開催状況＞ <table><tr><th></th><th>内容</th><th>会場</th><th>参加</th></tr><tr><td>7月</td><td>大学生 SDGs 座談会</td><td>オンライン</td><td>6校 12名</td></tr><tr><td>11月</td><td>高校生企業SDGs研修(タニタ)</td><td>東京都</td><td>1校 4名</td></tr><tr><td>2月</td><td>高校生企業SDGs研修(キリンHD)</td><td>オンライン</td><td>1校 10名</td></tr><tr><td>3月</td><td>東北地区高校生 SDGs セミナー</td><td>オンライン</td><td>14校 67名</td></tr></table>		内容	会場	参加	7月	大学生 SDGs 座談会	オンライン	6校 12名	11月	高校生企業SDGs研修(タニタ)	東京都	1校 4名	2月	高校生企業SDGs研修(キリンHD)	オンライン	1校 10名	3月	東北地区高校生 SDGs セミナー	オンライン	14校 67名	コロナ感染拡大により団体の活動の将来に大きな不安を抱える状況であったが、研修に参加することで、参加者全員のモチベーション向上につながり、「この研修がなければ活動をストップしていたかもわからない。本当に感謝している」との言葉を頂くなど、団体の活動の質の向上にも大きく貢献した。 将来的に国内外の環境 NGO・NPO に携わる人材を発掘・育成することを目指して、新たに「環境ユース国内派遣研修」を実施した。本取組は今後の助成事業の発展に寄与するなど将来的な成果の創出が期待できる。 また、環境活動を行っている全国の高校生を対象に、相互研鑽や交流を目的とした「全国ユース環境活動発表大会」は、新型コロナウイルス感染拡大により開催が危ぶまれたが、実施を希望する過年度参加者のニーズに応えるため、Web 大会で実施し、校外活動の制限がある高校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで全国配信した。 令和3年度に実施したこれらの取組は、地球環境基金が助成金の配分に留まらず、団体の活動基盤強化に資する知識やノウハウを提供し、人材育成やネットワーク構築に貢献するという目標としてきた使命に合致するもので、令和元年度より強化している寄り添い支援を体現するものとして大きな意義のあるものである。 以上のことから自己評定をAとした。 ○ 助成団体の組織基盤強化に向けた研修等による支援 「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において助成先団体が必要としている支援を把握し、各種情報提供のほか、助成先団体に対する活動影響調査において明らかになった「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、組織基盤強化のための研修、シンポジウム等を行った。 シンポジウムの企画に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で活動の転換を迫られる環境団体が今後の活動の継続のために必要としている学びや気づきをいかに多くの方が自分事として捉えられるようにプログラム構成を工夫し、講師の選定・プログラム立案、チラシの作成を含む広報に機構職員が主体的に取り組んだ。新型コロナウイルス感染拡大の影響で苦労している各団体にも大きな励ましになり、「他団体の組織運営を聴けたこ	表大会の地方大会(8回)のウェブ開催など、ユース世代による環境保全活動に対する支援を実施した。 ・以上のことから、基準値や昨年度開催実績を大幅に上回る23研修を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、助成先団体のみならず環境 NGO・NPO の活動や基盤強化に資する知識やノウハウを提供する場を新たに企画・運営するなど、これまで以上の振興事業を自主的に展開していると判断して「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 令和3年度の成果と社会情勢、環境 NGO・NPO が置かれている状況やニーズ等を踏まえ、研修の実施にあたっては、対面・オンライン形式の利点を活かしながら有意義かつ効率的な方法を検討し、引き続きユース世代の環境保全活動を支援するとともに新型コロナウイルス感染症の状況下における環境 NGO・NPO の活動や基盤強化を支援すること。 ＜その他事項＞ 特になし。
	内容	会場	参加																							
7月	大学生 SDGs 座談会	オンライン	6校 12名																							
11月	高校生企業SDGs研修(タニタ)	東京都	1校 4名																							
2月	高校生企業SDGs研修(キリンHD)	オンライン	1校 10名																							
3月	東北地区高校生 SDGs セミナー	オンライン	14校 67名																							
(B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施	(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。	(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。	研修受講者アンケートによる肯定的評価(前中期目標期間実績:平均95.4%) ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞	(B) 研修・調査等事業の効果的な実施 新型コロナウイルス感染拡大の影響等を踏まえ、Web 会議システムの活用、動画配信等の工夫を行い、計19回の研修を延べ237名に対して実施した。 なお、一部の研修については中止又は延期した。																						
＜関連した指標＞ (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価(前中期目標期	① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を	① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効		① 研修・調査の企画運営 i) 若手プロジェクトリーダー研修の実施 助成事業において中心的に活動する若手(第6期12名、第																						

	間実績：平均 95.4%)	受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。	果的なカリキュラムとなるよう努める。		7期7名、第8期7名の計26名)に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムに関する研修を、オンラインを活用して実施した。 令和3年度は6期生12名が修了した。 (資料編 P60_地球8 若手プロジェクトリーダー育成人数の推移) ii) 活動影響調査で把握したニーズに基づく研修、シンポジウムの実施と情報提供 助成先団体に対する活動影響調査において明らかになった「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、組織基盤強化のための研修、シンポジウム等を行った。 シンポジウムの企画に当たっては、講師の選定・プログラム立案、チラシの作成を含む広報に機構職員が主体的に取り組んだ。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動の転換を迫られる環境団体が今後の活動の継続のために必要としている学びや気づきをいかに多くの方が自分事として捉えられるようにプログラム構成を工夫した。 基調講演として、環境省民間活動支援室企画官から持続可能な社会づくりに向けた環境 NPO/NGO の役割について講演頂き、環境団体のみならず一般の国民にも非常に分かり易い言葉でポイントを説明いただき大変好評であった。 シンポジウムの講師は、「(特非) SET (岩手県陸前高田市の地域振興活動)」と「(特非) ICA 文化事業協会 (海外(ケニア)での環境保全活動)」の代表に依頼した。いずれも、自身の苦しい体験談を基に、困難にどのように立ち向かい、どのように解決したかということを自身の口から誠意と熱意をもって説明いただいた。 iii) 海外・国内派遣研修の実施 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により海外派遣研修の実施は見送った。 一方、主に学生を中心とした対象者に対し、環境保全活動の取組みを現場で学ぶ機会を経験することで、将来的に国内外の環境 NGO・NPO に携わる人材を発掘・育成することを目指して「環境ユース国内派遣研修」を、初めて実施した。 令和3年度は7名のユース世代が参加し、SDGs に関し先	とで自分の所属団体との差異を実感し、何が課題かを理解できた。今後の目標ができたので取り組んでいきたい」や「今後の活動について、一から考え直す機会となった」という前向きな意見を頂き、団体の活動にも大きなインパクトを与えることができた。 ○ 助成事業と振興事業の両輪で、助成団体の若手職員の人材育成を支援 今後の環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダー研修については、オンライン形式に切り替え予定であり年3回実施した。令和3年度は、プロジェクト・マネジメント、資金・資源の調達、他セクターとの協働など、将来のリーダーとしての必要な知識技術だけでなく、新型コロナウイルス感染拡大の影響により団体の活動に大きな影響が出ている組織基盤の強化等にも繋がるようプログラムを工夫して実施した。 ○ SDGs、地域循環共生圏に関する研修・セミナーの実施 ユース世代を対象とした環境保全や SDGs、地域循環共生圏に関する研修や民間企業と協働で開催するセミナーを全国各地で計4回実施した。 ○ 全国ユース環境活動発表大会は全国の高校生が参加しやすい Web 大会として開催 全国ユース環境活動発表大会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催が危ぶまれたが、過年度参加校に実施した事前ヒアリングにおいて実施を希望する意見が多く寄せられたため、他の主催者と協議し、校外活動の制限がある高校も参加できるように地方大会(8回)、全国大会(1回)とも大会ウェブサイトには活動動画を発表する Web 形式で実施した。Web 大会として開催することで、発表動画は大会ホームページや YouTube の機構の公式チャンネルで公開し、全国の高校生等に広く配信することができた。 <課題と対応> ○ 引き続き新型コロナウイルス感染拡大が研修等の実施に影響を及ぼすことが避けられないが、対面形式やオン
--	------------------	------------------------	--------------------	--	--	--

		② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。	② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を1回以上実施する。	進的な取組を行っている北海道下川町を研修対象に選定し、現地の団体や自治体の協力も得ながら環境活動を行っている団体の活動の実技講習等を行った。 iv) 研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で97.7%であった。 (資料編 P61_地球9 令和3年度 振興事業 研修・講座実施状況一覧) ② SDGs等に関する研修等の実施 ユース世代に対して、(A) ② 「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を4回実施した。	ラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法で実施する。 ○ 派遣研修については、国内外の開催地域や関係機関との連携を引き続き強化し、現地の好事例に触れるなど受講者にとって有意な研修となるよう取り組む。 ○ 全国ユース環境活動発表大会については新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されるが、過年度参加者のニーズ等を踏まえつつ、参加しやすく、交流や相互研鑽が図れる方法で実施する。	
--	--	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－３－３	地球環境基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上 ８－３．環境パートナーシップの形成 令和４年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122		
S N S （ツイ ッター、イン スタグラム掲 載数、フォロ ワー数）	－	－	ツイッター 掲載数： 118 件、 フォロワー 数：484 人 インスタグ ラム掲載 数：91 件、 フォロワー 数：167 人	ツイッター 掲載数： 145 件、 フォロワー 数：708 人 インスタグ ラム掲載 数：129 件、 フォロワー 数：320 人	ツイッター 掲載数： 195 件、 フォロワー 数：1,388 人 インスタグ ラム掲載 数：89 件、 フォロワー 数：447 人			決算額（千円）	884,213	762,899	850,278		
特定寄付金の 受け入れ金額	－	第 3 期中期目標 期間実績：平均 13,750 千円	18,000 千円	18,000 千円	18,000 千円			経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920		
基金の運用益	－	第 3 期中期目標 期間実績：平均 185 百万円	82 百万円	88 百万円	87 百万円			経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828		
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920		
								従事人員数	11.5	11.5	11.5		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	(3) 地球環境基金の運用等 ＜評価指標＞ (A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進 ＜関連した指標＞ (a1) SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	(3) 地球環境基金の運用等 (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。 ① ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	(3) 地球環境基金の運用等 (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるためコロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。 ① ホームページ、SNSや各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行い、地球環境基金事業の理解促進に努める。また、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	＜主な定量的指標＞ 				

					YouTube ERCA 公式チャンネルに動画を公開し、環境問題への意識向上・啓発に努めた。 ・「地球環境基金レポート」（12 月発行）では、活動成果の優れた取組を広く普及するため、ベストプラクティスを取り上げ、寄付者や助成先団体など 1,633 箇所に送付した。 iii) イベント等への出展 11～12 月に開催された環境イベント「エコプロ 2021」にブース及びオンライン出展し、地球環境基金事業や企業協働プロジェクトの認知度向上に取り組んだ。 iv) 個人や企業等による寄付の確保 古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」等の積極的な広報、J-Coin Pay「ぼちっと募金」及び「メルカリ寄付」の受入を新たに令和 3 年度より実施した結果、個人寄付の件数が大幅に増加（対前年度 23.7%増）した。 令和 3 年度は、寄付件数 1,427 件、23,638 千円の寄付額を受け入れた。	運用益を得るポートフォリオを構築するとともに、安全かつ環境に配慮した資金運用を行っていきたい。	特になし。
	(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）	② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	② 環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）	②地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得 従前より企業協働プロジェクト（LOVE BLUE 助成）に寄付をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対して本プロジェクトの意義や助成先団体の活動の成果等を理解いただくことで、令和 2 年度と同額の寄付を得ることができた。 また、全国ユース環境ネットワーク促進事業では、令和 2 年度と同じ 4 社から賛同をいただき、同額の寄付を得ることができた（総額 3,000 千円）。		
	(B) 安全かつ有利な資金運用 ＜関連した指標＞ (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績:平均 185 百万円）	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の確保を最優先に、効果的な運用を行う。	基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞	(B) 安全かつ有利な資金運用 ① 安全かつ効率的な運用 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた運用を行った。		

				—			
--	--	--	--	---	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0167 令和 4 年度基金シート 基金シート番号 04-004

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	〈関連した指標〉													
	審査基準、審査 状況等の公表 回数	－	第 3 期中期目標期 間実績：4 回／年	4 回	4 回	4 回			予算額（千円）	3,174,168	3,564,457	3,947,049		
	基金の管理状 況の公表回数	－	第 3 期中期目標期 間実績：1 回／年	1 回	1 回	1 回			決算額（千円）	1,961,725	2,890,751	6,778,729		
									経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197	6,778,724		
									経常利益（千円）	6,014	2,197	2,701		
									行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197	6,778,724		
									従事人員数	2.25	2.25	2.25		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 助成業務 ＜評価指標＞ (A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 ＜関連した指標＞ (a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）	(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 ① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。	(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 ① 環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等の内容を適正に審査した上で交付するとともに、審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページ等において公表する。	＜主な定量的指標＞ 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 ① 助成金の審査基準、審査状況 ア) 軽減事業 環境大臣が指定する者（以下「指定事業者」という。）からの助成金交付申請等を適正に審査した上で 6,650,248 千円を助成した。（助成件数：8,576 件） イ) 代執行支援事業 指定事業者からの助成金交付申請等を適正に審査した上で、105,382 千円を助成した。（助成件数：17 件） （資料編 P62_PCB1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務の概要） 以上の事業の実施状況を四半期毎にホームページにおいて公表した。 また、計画的処理完了期限が段階的に到来しており、期限内に速やかに処理を完了させるため、契約締結までの手続き、期間を考慮し、申込みを完了した者等まで助成対象範囲とする規程改正を行った。 （資料編 P63_PCB2 高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等）	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ○ 軽減事業及び代執行支援事業について、環境大臣の指定する者からの支払申請に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。 ○ 計画的処理完了期限の一部到来により、指定事業者からの中小判定依頼に係る審査件数は 6,593 件（令和2年度 7,375 件）と引き続き高水準で推移した。 ＜課題と対応＞ ○ 令和4年度も計画的処理完了期限の一部到来により、申請件数が増加することが予想されるが、遅滞することがないよう迅速な事務処理に努める。今後も、新たに生じる課題についても速やかに対応していく。	評定	B
	＜評定に至った理由＞ 軽減事業及び代執行支援事業について環境大臣の指定する者からの支払申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表されており、PCB 廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」と評価したもの。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 計画的処理完了期限の一部到来に伴い、助成案件数は前年度に引き続き高水準で推移しているところ、今後も中小企業者等が保有する PCB 廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。 ＜今後の課題＞ 特になし。							
	(B) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理 ＜関連した指標＞ (b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期	(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。 ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限	(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。 ① 基金の管理状況を年1回ホームページにお	基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年） ＜その他の指標＞	①基金の適正な管理及び管理状況の公表 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えつつ、流動			

	目標期間実績：1回／年)	(令和9年3月)を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。		いて公表する。	＜評価の視点＞	性と安全性を重視した運用を行うなど基金の適正な管理を行い、基金の管理状況（拠出状況、助成状況、運用状況等）を7月に機構ホームページで公表した。 ※新型コロナ感染症対策 事業継続の観点から、環境大臣が指定する者に対し判定資料の電子化を令和2年度より求めていたところ、令和4年1月に実現した。 (参考)基金の管理状況(単位:百万円) 令和2年度末残高 32,713 令和3年度増減額 △6,511 現在残高 26,202 ※増減額には助成金交付額のほかに運用収入等を含む		
--	--------------	--	--	---------	---------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第10条第1項第6号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5. 廃棄物の不法投棄の防止等 令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	〈関連した指標〉							予算額（千円）	882,969	276,784	279,550			
	設置者等及び 許可権者への 積立額や取戻 額、運用利息額 等の情報提供 回数	—	第3期中期目標期 間実績：平均 1,203 回／年	1,180 回	1,178 回	1,154 回			決算額（千円）	356,780	256,424	302,264		
	維持管理積立 金の管理状況 の公表回数	—	第3期中期目標期 間実績：平均 1 回 ／年	1 回	1 回	1 回			経常費用（千円）	279,266	282,946	285,725		
									経常利益（千円）	784	2,580	3,873		
									行政コスト（千円）	287,619	282,946	285,725		
								従事人員数	1.25	1.25	1.25			

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 管理業務 ＜評価指標＞ (A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保 ＜関連した指標＞ (a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 ① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度 1 回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 ① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度 1 回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	＜主な定量的指標＞ 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性の確保 ①情報提供及び適切かつ確実な事務 i) 積立額及び取戻額 積立て及び取戻しの事務を適切かつ確実に行った。 ・積立額 608 件 5,469,171 千円 ・取戻額 47 件 1,715,133 千円 ii) 運用利息の通知及び払渡し 令和4年3月末、令和3年度運用利息額について 1,153 件の通知を行った。 令和3年4月末、希望する 715 件 271,660 千円の払渡しを行った。 また、最終処分場設置の許可権者（99 都道府県等）に対し、令和2年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を通知した（令和3年6月）。	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ○ 設置者への維持管理積立金利息の通知及び払渡し並びに積立金の積立て及び取戻し、並びに許可権者への積立て及び取戻し状況の通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。 ○ 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。 ＜課題と対応＞ ○ 最終処分量の減少及び事業承継の難航等により積立金の預かり期間が長期化する傾向にあるが、許可権者との情報共有を図り適正な管理に努めていく。	評価	B
	(B) 維持管理積立金の適正な管理 ＜関連した指標＞ (b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 ① 維持管理積立金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 ① 維持管理積立金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。	維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年） ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	(B) 維持管理積立金の適正な管理 ① 管理状況の公表 適正な維持管理を促進するため、令和2年度分の維持管理積立金の管理状況（積立て及び取戻し状況）について、機構ホームページで公表した（令和3年5月）。 （資料編 P64_維持1 維持管理積立金管理業務の概要）		＜評定に至った理由＞ 積立者に対する運用状況等の透明性・公平性の確保については、設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の通知を定期的に送付しており、確実に情報提供が行われている。また、維持管理積立金の適正な管理についても、積立て及び払い戻し状況が確実にホームページで公表されている。 以上の中期計画を着実に達成していることから、「B」評価とした。 ＜その他事項＞ 特になし。	

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－６－１	認定・支給に係る業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）第４条、第５条、第７条、第９条、第10条、第16条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条及び第79条の２ 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第104号）附則第３条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第１項第７号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。 ＜難易度：高＞石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－３．石綿健康被害救済対策 令和４度行政事業レビューシート　事業番号 2022-環境-21-0263 令和４年度基金シート　基金シート番号 04-005

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647		
療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	122 日 （前中期目標期間中の平均処理日数）を維持	122 日 （前中期目標期間中の平均処理日数）	95 日	212 日	181 日			決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447		
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945		
労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数	－	第３期中期目標期間実績：平均12 回／年	12 回	12 回	12 回								

	療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）	－	第３期中期目標 期間実績：平均 17 日	19 日	17 日	15 日				経常利益（千円）	－	－	－		
	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	－	第３期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%				行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945		
	認定更新対象者への状況確認等の案内送付	－	第３期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%									
	窓口相談、無料電話相談件数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 5,688 件／年	5,683 件	4,749 件	8,793 件				従事人員数	43	43	43		
	施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	－	－	22 回	23 回	1,667 回									
	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 13 回／年	14 回	1 回	1 回									
	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	－	第３期中期目標 期間実績：各 1 回／年	各 1 回	各 1 回	各 1 回									
	救済制度において診断実績のある医療機関数	－	平成 29 年度実績：1,778 病院	1,822 病院	1,936 病院	1,936 病院									
	医療従事者向けセミナーの実施回数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 14 回／年	13 回	6 回	4 回									
	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	－	第３期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%									

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 認定・支給に係る業務 ＜評価指標＞ (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ＜関連した指標＞ (a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回/年） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数	(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。 ① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。	(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、コロナ禍により、従来の評価指標をそのまま適応することには適切でない状況となったものの、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会の医学的判定に係る審議状況等を勘案しつつ、その迅速化に向けた機構の協力強化も含め、認定申請・請求から認定等決定までの処理日数の縮減に努めることとしており、以下の取組を行う。 ① 環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行う。	＜主な定量的指標＞ 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有	＜主要な業務実績＞ (A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ① 医学的資料の収集等 1,571 件（令和2年度：1,190 件）の申請等を受け付け、1,601 件（同 894 件）の認定等処理を行い、療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は 181 日（同 212 日）だった。 令和2年度以降において新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等となった中央審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会の影響を解消するため、環境省の審査分科会の開催回数が増やされ認定等処理件数は増加したが、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であった。申請等受付件数及び審査分科会の開催回数が増加する状況に	＜評定と根拠＞ 評定：A 石綿健康被害者を迅速に救済するため、救済制度を広く周知するとともに、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務に速やかかつ丁寧に取り組み、業務が新型コロナウイルス感染症により制約を受ける中でも、以下のような量的・質的な成果を達成した。 ○ 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度をこれまで以上に広く周知するため、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用した TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 その結果、第3期中期目標期間実績：平均 5,688 件／年を大幅に上回る無料電話相談等 8,793 件（第3期実績比 155%）に対応し、第3期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,571 件（第3期実績比 142%）の申請等を受け付けることができた。 なお、申請等の受付業務に伴う対応や審査分科会の開催回数の月3回への増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った対応が実を結び、申請者より、手続き等において機構職員に手厚くサポートをしてもらったことについて感謝の手紙や電話を数十件頂くとともに、患者支援団体からも、患者やご遺族に対する機構の迅速、丁寧な対応について多大な賛辞を頂いた。 ○ 令和2年度に申請等を受け付けたものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため判定小委員会等審議会が3ヶ月間開催できなかった影響を受けて審議保留となっていた案件を含めて、申請者に代わって医療機関に対して判定小委員会で必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めるとともに、環境省石綿健康被害対策室への救援として、機構職員を同室へ派遣し、環境省と一体となって対応に尽力した。	評定	A
							＜評定に至った理由＞ ○ 石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。 石綿健康被害者やご遺族に対して本制度をこれまで以上に広く周知するため、令和3年度は認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用した TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。幅広い広報活動による周知の結果、第3期中期目標期間実績：平均 5,688 件／年を大幅に上回る 8,793 件の無料電話相談等（第3期実績比 155%）があり、第3期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,571 件（第3期実績比 142%）の申請を受け付けた。 また、特別遺族弔慰金等の請求期限が令和4年3月27日に到来するため、石綿健康被害者の救済漏れが生じないように請求期限の周知・広報を実施し、第3期中期目標期間実績：平均 17 件／年を大幅に上回る 86 件（第3期実績比 506%）の請求を受け付け、多くの石綿健康被害者を救	

	（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約 47 日間 の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。				においても、業務を止めることなく継続的に環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理標本等医学的資料を可能な限り収集して、目標処理期間の短縮に取り組んだ。 （資料編 P65_石綿 1 申請書等の受付状況と認定等状況（令和 3 年度）） （資料編 P68_石綿 2 審査中の案件に係る状況（令和 3 年度）） （資料編 P69_石綿 3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和 3 年度）） （資料編 P70_石綿 4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの累計）） （資料編 P71_石綿 5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和 3 年度）） （資料編 P72_石綿 6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの累計）） （資料編 P73_石綿 7 認定等に係る処理日数（令和 3 年度）） ② 保健所窓口担当者への制度周知等 i）保健所説明会等 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から救済制度及び申請・給付の手続に関して制作した動画をホームページの保健所担当者向けサイトに掲載した。 また、制度周知のため訴求力の高いポスター・チラシを配布した（4 月）。 ii）地方公共団体研修会 千葉県が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を開催した（9 月）。 ③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供 労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について、厚生労働省に 12 回の情報提供を行った。	その結果、大幅に増加した無料電話相談や申請等の受付業務に対応しつつ、第 3 期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,601 件（第 3 期実績比 144%）の認定等処理を行うことができた。 認定件数については、第 3 期中期目標期間実績：平均 904 件／年を大幅に上回る 1,307 件（第 3 期実績比 145%）となった。特に、療養中の方の認定件数は、第 3 期中期目標期間実績：平均 755 件／年を大幅に上回る 1,090 件（第 3 期実績比 144%）であり、平成 18 年度の制度発足以来最も多くなった。 以上の状況に加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため審議保留となっていた影響により、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、令和 2 年度において基準値を 90 日超過した認定申請・請求から認定等決定までの処理日数 212 日について、31 日短縮し 181 日とすることができた。 ○ 認定件数が大幅に増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の 17 日から 15 日に短縮できた。 ○ 救済制度の周知と併せて、令和 4 年 3 月 27 日に到来した中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限の周知・広報を実施した。 その結果、第 3 期中期目標期間実績：平均 17 件／年を大幅に上回る 86 件（第 3 期実績比 506%）の請求を受け付けることができた。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みつつ、保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、平成 28 年 12 月に救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえて平成 29 年度より開始した医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。 また、請求期限切れにより救済給付の請求ができなくなると、対象者の請求期限管理を行い、対象者に対して適切な案内を実施した。 さらに、認定更新の申請漏れを防ぐため、認定更新の申請	済した。 ○ 石綿による健康被害の救済に関する法律は、「石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする」とされており、迅速な認定・支給の実施は重要である。 令和 3 年度の申請等から認知等決定までの平均処理日数は 181 日であったが、医学的判定について、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会での審議で平均 136 日を要しており、医学的判定結果が環境再生保全機構に到達してからの処理日数は 1 日で令和元年度と同水準であったため、迅速に処理が行われている。 令和 3 年度は、申請件数が前年度に比べて大幅に増加（1,190 件→1,571 件 対前年比 132%）する中、環境大臣への医学的判定申出前から医療機関に病理標本等の提出を求めるなど、認定等の処理を可能な限り迅速に進め、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の 17 日から 15 日に短縮するなど事務手続きを見直した結果、第 3 期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,601 件（第 3 期実績比 144%）の認定等処理を行った。 また、認定件数については、第 3 期中期目標期間実績：平均 904 件／年を大幅に上回る 1,307 件
(B) 救済給付の确实	(B) 救済給付の确实	(B) 救済給付の确实な			(B) 救済給付の支給、認定更新申請の支援		

	な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援 ＜関連した指標＞ (b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）	な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。 ① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。	支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。 ① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行う。また、被認定者や医療機関等に向けた案内資料をより分かりやすくなるよう見直し、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組を進める。	療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）	① 速やかな支給のための取組 被認定者等に対し 47 億 9,252 万円（令和 2 年度：36 億 4,063 万円）の支給を行った。認定後速やかに支給するため、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、初回療養手当に係る認定から支給までの事務処理を平均 15 日で行った。（第 3 期中期目標日数及び令和 2 年度：平均処理日数 17 日） また、被認定者からの請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。 （資料編 P75_石綿 8 救済給付の支給件数・金額（経年変化）（平成 18 年度～令和 3 年度））	状況を確認し、未申請者への再案内等の取組を丁寧に行った。 ○ ICT 化に向けた取組の一環として、環境省と協議し、医学的判定業務にバーチャルスライドを活用するため、セキュリティの確保やインフラの整備を行い、次年度からの稼働に向けて円滑に準備を行うことができた。 ○ 厚生労働省が作成する建設アスベスト給付金制度に関するパンフレットについて、作成の協力をした。また、建設アスベスト給付金制度の円滑な運営に必要な、救済制度の認定等情報の提供などにより適切に連携を図った。 ＜課題と対応＞ ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため審議保留となっていた影響により、平均処理日数は平時を想定して目標と定められた 122 日に対し 181 日となっており、今後も迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。 ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会、学会セミナー等については、今後も一部実施が困難となることが考えられるが、Web の活用を含めた対応について、引き続き社会状況を注視しつつ検討を進め、効果的に実施していく。	（第 3 期実績比 145%）となった。 特に、療養中の方の認定件数は、第 3 期中期目標期間実績：平均 755 件／年を大幅に上回る 1,090 件（第 3 期実績比 144%）であり、平成 18 年度の制度発足以来最も多い結果となり、多くの石綿健康被害者を救済した。 ○ 建設業に従事していた元労働者等が、石綿粉じんばく露により健康被害を被ったのは国が適切に規制しなかったためである等として、国（厚生労働省・国土交通省）と企業に対し損害賠償を請求し、令和 3 年 5 月 17 日に国及び企業の賠償責任を認める最高裁判決があった。翌日、国と原告は和解の基本合意書を締結し、6 月 9 日に議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、令和 4 年 1 月 19 日に施行された。 これまで石綿に関する給付制度は、石綿健康被害救済制度と労災制度のみであったところ、新たに建設アスベスト給付金制度が設けられ、これまで以上に制度について国民に適切に認知していただき、被害者を迅速に救済する必要がある。 石綿健康被害救済制度と労災制度は対象者が重複しなかったが、建設アスベスト給付金制度と石綿健康被害救済制度の対象者は重複し、両制度の給付を受けることが可能となる者が存在するため、これまで以上に業務が複雑になり業務量も増加することから、建設アスベスト給付
	(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。	② 漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の請求対象者（他法給付を除く。）に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 請求期限の案内等 時効により救済給付の請求権を失効しないよう、請求期限の 6 か月前、3 か月前、1 か月前に遺族・療養者に対して電話または文書連絡を行い、請求の再案内を実施した。対象者に対して、延べ 124 回連絡を行った。		
	(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	③ 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ アンケートの実施等を通じて被認定者	③ 認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ 制度利用者へのアンケートにより、被認定者	認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	③ 認定更新の状況確認等 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の 7 か月前から認定更新案内を行った。更新申請者に対しては、認定の有効期間満了 2 か月前を目途に更新等の決定を行うとともに、未申請者への状況確認・再案内を計 52 回実施した。 ④ 被認定者等のニーズの把握 被認定者等の状況、ニーズを把握するため、各種のアンケー		

	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知 ＜関連した指標＞ (c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）	等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。 (C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。 ① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	等のニーズを把握する。 (C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。 ① 第3期中期目標期間の広報事業の成果を踏まえ、全国規模の広報を行う。		ト調査を行った。 （資料編 P76_石綿9 被認定者等アンケート概要（令和3年度）） (C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知 ① 救済制度の効果的な周知 i) 全国規模の広報 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用した TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告を実施した（10 月、1 月）。 また、診断実績のある医療機関等へポスター・チラシを配布した（4 月）。 		金制度を所管している厚生労働省と連携して対応する必要があるが、制度周知に関し厚生労働省作成のパンフレットに協力したことや、厚生労働省と密に連携を図り情報の提供を行うなど、被害者の迅速な救済のために適切に対応した。 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水準を上回る成果が得られていると認められるため、A 評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
	(c2) 施行前死亡者の	② 関係機関とも連携	② 救済制度に関する相	窓口相談、無料電話相談件	② 救済制度に関する相談への対応		

	遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（令和４年３月 27 日）について周知を行う。	談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	数(前中期目標期間実績:平均 5,688 件／年)	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、窓口閉鎖は行わず、TVCM 期間中の一般の方からの相談・質問について、体制を強化して、広報の効果等で大幅に増加した無料電話相談等に対応した。また、応対マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応した。 ア. 窓口相談件数 41 件（令和２年度 32 件） イ. 無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）8,752 件（令和２年度 4,717 件） （資料編 P83_石綿 12 窓口相談・無料電話相談件数（令和３年度））																						
	③ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。	③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限（令和４年３月 27 日）について、引き続き周知を行う。	③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限(令和４年３月 27 日)の周知 中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金等の請求期限の周知について、各種媒体により以下のとおり行った。 ＜主な周知実績＞ <table><tr><th>広報の手法</th><th>件数</th></tr><tr><td>TVCM</td><td>1,569 回</td></tr><tr><td>新聞広告</td><td>3 紙</td></tr><tr><td>ラジオ CM</td><td>20 回</td></tr><tr><td>インターネット広告</td><td>3 回</td></tr><tr><td>雑誌</td><td>2 誌</td></tr><tr><td>医療専門誌</td><td>5 誌</td></tr><tr><td>学会セミナー</td><td>4 回</td></tr><tr><td>その他</td><td>63 回</td></tr><tr><td>計</td><td>1,667 回</td></tr></table> （資料編 P84_石綿 13 特別遺族弔慰金等の周知実績（令和３年度））	広報の手法	件数	TVCM	1,569 回	新聞広告	3 紙	ラジオ CM	20 回	インターネット広告	3 回	雑誌	2 誌	医療専門誌	5 誌	学会セミナー	4 回	その他	63 回	計	1,667 回		
広報の手法	件数																										
TVCM	1,569 回																										
新聞広告	3 紙																										
ラジオ CM	20 回																										
インターネット広告	3 回																										
雑誌	2 誌																										
医療専門誌	5 誌																										
学会セミナー	4 回																										
その他	63 回																										
計	1,667 回																										
		④石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度を周知する。			④ 医療関係者等への救済制度の周知 i) 医療関係団体等との連携による制度周知 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえつつ、救済制度の周知を行うため、医療関係団体等４団体（日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本訪問看護財団）の協力を得て、バナー広告の掲載等を行った。																						

	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 <関連した指標> (d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年）	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。	⑤ 中皮腫とその診断・治療、補償・救済や介護に関する制度及び緩和ケア・在医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、引き続きホームページを通じて提供する。 (D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。 ① 認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とした説明会について、参集又は Web 形式により実施、制度に関する情報提供を行う。また、地方公共団体が地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年）	ii）「石綿による肺がん」の周知 学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。 また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した（7 月）。 iii）医療専門誌による制度周知 医療専門誌（画像診断、ナーシング）延べ 5 誌を活用して制度周知を行った。 ⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供 機構ホームページにおいて中皮腫に係る総合的な情報について、適時に更新して提供した。 (D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表 ① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 (A) ②参照		
--	---	--	---	--	---	--	--

	(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）	② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。	② 申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。 ③ 認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料としてとりまとめ、公表する。 ④ 申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するばく露状況調査を実施し、結果を公表する。	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）	② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報をホームページ上で公表した。 ③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した（9 月）。 ④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表 アンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ上で公表した（3 月）。		
	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 ＜関連した指標＞ (e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数(平成 29 年度実績：1,778 病院) (e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。 ② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。 ① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。 ② 医師等の医療関係者を対象とする学会等において、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。	救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院） 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	(E) 医療従事者等への効果的な情報提供 ① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 令和 2 年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関 1,936 病院及び診断実績がなかった地域がん診療連携拠点病院等に対して、医師、医療機関向け手引を送付した（7 月）。 ② 学会等におけるセミナーの開催 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、学会の絞り込みを行い、学会セミナーを 4 回開催した。 （資料編 P86_石綿 14 学会セミナー等実績（令和 3 年度））		

		知見を提供する。					
	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営 ＜関連した指標＞ (f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。 ① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。 ② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。	③ 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。 (F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。 ① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修を実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講させる。 ② 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、業務機能の追加、情報セキュリティ統一基準の高度化への準拠、業務効率性の向上等を図るため、同システムの再構築を行う。さらに、同システム活用して認定・支給事務の進捗状況を随時把握し、業務を適切に管理する。	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%） ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業 一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した。なお、中皮腫細胞診実習研修会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 (F) 個人情報管理等の対策 ① 申請書類等の厳重管理、職員研修の実施等 i) 情報セキュリティ及び個人情報の保護 ヒヤリハットの自己点検を実施（11月）するとともに、部内全職員に対し研修を実施した（2月）。職員が新たに着任する都度個別に研修を実施し、個人情報管理を徹底した。 ② 情報通信技術の利活用 i) 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムの障害予防に取り組み、確実に運用した。 ii) 認定・給付システムの再構築を開始した（令和4年12月稼働予定）。 iii) 認定・給付システムを活用し、認定・支給事務の進捗状況等を把握するなど適切に業務管理を行った。 iv) ICT化に向けた取組の一環として、環境省と協議し、医学的判定業務にバーチャルスライドを活用するため、セキュリティの確保やインフラの整備を行い、次年度からの稼働に		

		③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。	③ 引き続き石綿による健康被害の救済に関する業務の見直しを進めるとともに、より効率的かつ合理的な業務運営を行う。 ④ 今後の環境省における制度全体の施行状況の評価・検討について、情報収集を行うとともに、必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。 ⑤ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。	向けて円滑に準備を行った。 ③ 業務効率化を図るための検討 職員の業務専門性を高めるため、以下の研修を実施した。 i) フリーダイヤルへの対応 電話応対スキル向上のため、フリーダイヤルの事例を題材に、勉強会を実施した（10月）。研修の成果を活用して、全国規模の広報の実施により大幅に増加した電話相談に部全体で協力して対応した。 ii) 制度に関する研修 救済制度に関する基礎知識と社会保障制度を題材にした研修を実施した（12月）。後者の研修では、医療ソーシャルワーカーを講師としてオンラインで実施し、具体的な事例を交え、患者を取り巻く社会保障制度等について学び、人材育成を図った。 ④ 環境省・厚生労働省との連携・情報共有 環境省及び厚生労働省と各種の情報共有を行うため定例会等を実施した。また、令和4年1月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による新制度の業務について、環境省・厚生労働省と情報共有や各種の調整を行うとともに、個人情報に配慮しつつ迅速に対応できるよう関連資料の保管場所に関する準備を行った。引き続き必要事項を行う。 今後は新制度に関する業務に適宜対応していく。 ⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに基金の状況をホームページにおいて公表した（10月）。		
--	--	---	---	---	--	--

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	納付義務者からの徴収業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0263

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	特別拠出金の徴収率	第 3 期中期目標期間実績：100%	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%			予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647		
									決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447		
									経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945		
									経常利益（千円）	－	－	－		
									行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945		
									従事人員数	43	43	43		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和 3 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(2) 納付義務者からの徴収業務 ＜評価指標＞ (A) 納付義務者からの徴収率 100%(前中期目標期間実績：平均 100%) ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 納付義務者からの費用の徴収につい	(2) 納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績(平均 100%)を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の	(2) 納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績(平均 100%)を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決	＜主な定量的指標＞ 納付義務者からの徴収率 100%(前中期目標期間実績：平均 100%) ＜その他の視点＞ ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ (A) 特別事業主からの特別拠出金の徴収 特別事業主 4 社に対し、令和 3 年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を徴収した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 徴収すべき特別拠出金(全納分及び延納分)を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施しており自己評価を B とした。 ＜課題と対応＞ ○ 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。	評価	B
							＜評定に至った理由＞ 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として全ての特別事業主より確実に徴収を行っており、中期計画の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特別拠出金の徴収について	

	て、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。	額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	・徴収すべき額を確実に徴収しているか。			は、引き続き着実な徴収を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	-----------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	---------------------	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－1	研究管理		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。 また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0289

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933		
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	5 段階中上位 2 段階の評定を獲得する課題数の割合を 70%以上	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62%	86%	91%	98%			決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217		
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520		
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	－	平成 29 年度実績：18 件	調査対象 58 件中 38 件	調査対象 50 件中 23 件	調査対象 44 件中 27 件			経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049		
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	－	平成 29 年度実績：2 件	8 件	6 件	14 件			行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988		
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	－	平成 29 年度委員会出席実績：無し	3 回	3 回	3 回			従事人員数	10	10	10		
プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合への参加課題数等	－	平成 29 年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加								
研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動	－	平成 29 年度実績：1 回	1 回	1 回（※）	2 回								

	一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	－	平成 29 年度実績：無し	1 回		2 回		
	研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	－	平成 29 年度実績：2 回	1 回	0 回 〔資料の HP 掲載により周知〕	1 回		
	実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	－	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題 〔代替措置とした書面検査は 5 課題〕	47 課題 〔代替措置とした書面検査は 19 課題〕		

※研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和３年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	（１）研究管理 ＜評価指標＞ (A) 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を 70%以上（前中期目標期間中５年間の実績平均値：62%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 第４期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事	（１）研究管理 (A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70%以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成	（１）研究管理 (A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価を行い、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70%以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① より客観性、定量性を高めた評価方法の評価基準を明確化した上、中間、事後評価において実施する。また、事後評	＜主な定量的指標＞ 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を 70%以上（前中期目標期間中５年間の実績平均値：62%）	＜主要な業務実績＞ (A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度70%以上を確保 令和２年度に終了した48課題の事後評価は、全ての課題がＳ～Ｂとなり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は、98% (47/48 課題) となり、第４期中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対第４期中期計画目標値140%） また、若手研究者の育成を支援するため、平成30年度から一定の採択枠を設けた若手枠課題の評価の上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は91%と高い評価を得た。 平成30年度から開始した戦略的研究開発（Ⅱ型）の１課題は、Ｓ評価の高い評価を得た。 ① 客観性・定量性を高めた新評価方法による評価の試行 令和元年度に立案した客観性・定量性を高めた新評価方法の令和２年度試行結果を踏まえ、評価基準の明確化、より適切な統計的処理方法の採用など評価の精度、客観性をより一層向上するための改良を行った上、令和３年度の中間・事後	＜評定と根拠＞ 評定： Ａ 新型コロナウイルス感染症の拡大の中でも、当初想定した研究成果を研究期間内で得られるよう、web 会議システムを積極的に活用し、プログラムオフィサー等による研究者支援を継続して実施した結果、事後評価の上位２段階の評価の割合は目標を大きく上回る 98%となった。 また、研究成果の社会実装を見据え、研究者と企業とのマッチング機会の提供や、研究成果を本邦に留まらず広く海外に発信するなど国際展開にも努めた。 さらに、研究成果の環境政策への反映では、追跡調査を行った 44 課題のうち 27 課題について反映されていることが確認された。（詳細は次のとおり。） ○ プログラムオフィサーの支援については、オンラインによるアドバイザリーボード会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組んだ結果、令和２年度に終了した 48 課題のうち 47 課題 (98%) が上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の高い評価を得た。（対中期計画目標値 140%） ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大への対応については、研究計画の変更を行う場合でも、当初想定した研究成果を期間内で得られるよう、プログラムオフィサーの助言を得て対応した。 また、研究成果の最大化に向けて、オンラインによるキックオフ会合、アドバイザリーボード会合を通じて、研究者に	評定 A ＜評定に至った理由＞ 平成 28 年 10 月の業務移管後、研究者への助言、支援の一層の強化を図るため、各研究者への助言や進捗管理を行うプログラムオフィサーの体制を強化し、業務を円滑に進めた結果、第４期中期計画において目標としていた事後評価における上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の評価を得た課題の割合が多かったものと評価できる。 JST 共催による「新技術説明会」開催や、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当のプログラムオフィサーを新たに配置する等、研究成果の社会実装のための取組を進めたことは評価できる。今後も、研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進することを期待する。 新型コロナウイルス感染症の影響があるなかでも、オンラインを活用しつつ研究者の支援や実地検査を滞りなく実施している。	

	後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。 なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。	果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。 ② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（KO）会合やアドバイザーボード（AD）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（PO）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。 ③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。	価は、従来の書面方式から、委員によるヒアリング方式に変更して実施する。 ② 新規採択された課題についてキックオフ（KO）会合を、全ての課題について原則として年1回以上、アドバイザーボード（AD）会合を開催し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（PO）・機構職員による研究の進め方等の助言を行う。 ③ 中間評価において5段階評価で下位3段階の低評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。	評価において実施した。 また、事後評価は従来の書面方式から委員によるヒアリング方式に変更し、期間（2か月）延長課題の事後評価に対応するため時期を変更して実施した。 ② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研究開始に遅れが生じないよう、Web会議システムを活用してキックオフ（KO）会合を開催し、プログラムオフィサー（以下「PO」という。）は7月までに開催された全てのKO会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。 ③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施 令和3年度実施課題のうち、中間年度にあたる55課題の中間評価（ヒアリング評価）の結果、全ての課題がS～B評価となり、上位2段階（S、A評価）の比率は、98.2%（54/55課題）であった（令和2年度は94.0%）。 5段階評価（S～D）で、下位3番目（B）の評価を受けた課題については、環境研究推進委員会の指摘を踏まえ、POの指導・助言の下、研究代表者に成果・評価を向上するための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。 なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、オンラインでヒアリング評価を行った。	プログラムオフィサー及び機構職員から研究の進め方について助言をしたことが高い評価につながったと認識している。 ○ 研究成果の社会実装については、本年度から企業を対象に新たに「新技術説明会」をJSTと共催で開催し、最新の技術開発成果の紹介を通じて、研究者と企業とのマッチングの機会を提供するなど積極的に取り組んだ。 また、令和4年度から知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当のプログラムオフィサーを新たに配置し、研究者を支援する仕組みを構築した。 さらに、国際展開として、令和3年度から新たに開催した国際会議「ISAP2021（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」において、若手研究者が実施したカーボンニュートラルやSDGsに関する研究成果を紹介した。 ○ 研究成果の環境政策等への貢献では、環境省が実施した令和3年度追跡評価の対象となった44課題のうち27課題について、環境政策への反映が確認された。一例として資源循環領域での研究では、既存の配電線処理技術では回収困難なワイヤーハーネス細線から高純度の銅と塩ビ被覆材を回収する新たな回収技術を開発し、回収した銅と塩ビはリサイクルが可能な実証段階まで到達しており、今後は、スケールアップのための研究開発等を通じて、社会実装が期待されている。 ○ 研究費の適正執行と研究不正の防止取組の強化については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、事務処理説明会は、オンラインで開催し、研究費の適正執行と不正防止の取組に引き続き取り組んだ。 また、実地検査は、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置が発せられている状況下において代替措置として書面検査を実施し、緊急事態宣言等の解除後においては実地による検査を実施し、計画通り66課題の検査を終了した。 さらに、研究費の不正使用が疑われる事案について、研究機関と連携して実態の把握に努めた。 ＜課題と対応＞ ○ 令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、当初想定した研究成果を上げることができるよう、研究者のニーズを踏まえつつ、柔軟かつ適切な対応が求められる。 ○ 引き続き、研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進するため、国内外に対し研究で得られた新技術を積極的に紹介していくほか、令和3年度に新たに配置した、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装	・対中期計画目標値 140%という成果を踏まえ、以上のことから「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収	(B) 他の国立研究開	(B) 他の国立研究開発	(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施		

	集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理 ＜関連した指標＞ (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数(平成 29 年度実績：18 件)	集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据える確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。 ① 環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。	用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。 ① 環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行う。また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に対し研究の進捗や研究遂行上の課題に関するレポート（半期報）の提出を求め、進捗状況のフォローアップや研究支援を実施する。	環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数(平成 29 年度実績：18 件)	① 政策検討状況の情報提供、助言等 KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、POが助言するなど進捗状況のフォローアップを行った。	支援担当のプログラムオフィサーにより、研究者への支援を強化していく。
	(b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件）	② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。	② 研究成果の社会実装を推進するため、産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書に知的財産権の帰属に関する項目を盛り込む。また、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。	研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件）	② 知的財産出願数件数の把握 機構に業務移管された平成29年度以降に実施された研究課題について、令和3年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は14件であった。	
	(b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）(平成 29 年度委員会出席実績：無し)	③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な	③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果の活用状況等を把握する。また、前年度に実施された制度評価の結果も踏まえ、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、次年度の公募や研究	他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）(平成 29 年度委員会出席実績：無し)	③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 なお、平成 30 年度に終了した 44 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））のは 27 件であった。	

		研究管理に努める。	管理に活用する。				
(b4) プログラムオフィサー (PO) のキックオフ (KO) 会合、アドバイザーボード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績：全課題参加)	④各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO体制の強化、役割の見直し等により、POによる研究支援を強化、充実する。	④ KO会合、AD会合などが Web にて行われる場合でも適切に研究管理が行えるようにするための方策や機構職員の研究管理能力の向上方策等を進める。また、PD、PO、機構が連携を図り、研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究管理を効果的、効率的に行うことによって、研究者を支援する。	プログラムオフィサー (PO) のキックオフ (KO) 会合、アドバイザーボード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績：全課題参加)	④ POのKO会合・AD会合の参加及び研究支援の充実 研究者が主催するKO会合、AD会合について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web 会議システムで開催されたものも含め、POは全てのKO会合、AD会合に参加した。 革新型研究開発 (若手枠) の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても指導・助言するなど、POの研究管理を充実させた。			
(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 ＜関連した指標＞	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。		(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進			
(c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動 (平成 29 年度実績：1 回)	① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。	① 研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実施方法を工夫して研究成果発表会を開催する。また、環境省の各部局及び地方の環境行政担当者に効果的な成果の普及が図られるよう支援する。	研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動 (平成 29 年度実績：1 回)	①研究成果の普及 令和元年度終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書を機構のホームページで公表した。また、令和2年度終了課題のうち、環境省が推薦した課題については、研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。 また、令和4年3月23日に「気候変動による健康への影響評価と適応」をテーマとしたオンラインシンポジウムを日本衛生学会と合同で開催した。 カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」(経済産業省、文部科学省、環境省が設立し、188の大学等が参加)に幹事機関として参画し、各大学の取組の情報を収集した。			
(c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム	② 推進費で実施する研究課題について、	② 推進費で実施する研究課題について、「国民	一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数 (平成 29	② 「国民との科学・技術の対話」の支援 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話 (シンポ			

	等の回数(平成 29 年度実績：無し)	「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。	との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、機構ウェブサイトに掲載案内を掲載するなど支援し、研究成果を積極的に普及する。また、研究成果の国際展開・発信力の強化にむけて、研究者による論文化・学会発表の支援、研究成果の英文要旨の機構ホームページへの掲載、国際共同研究による成果向上を評価に反映するなどの方策を検討する。	年度実績：無し)	ジウム等)」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した(34件)。 また、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、令和3年11月29日に「ISAP2021(持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム)」(IGES主催)のテーマセッションをオンラインで開催し、若手研究者が推進費で実施しているカーボンニュートラルやSDGsに関する研究成果を世界に向けて発信した。		
	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止 ＜関連した指標＞ (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数(平成 29 年度実績：2 回)	③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。 (D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。	③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウムやイベントをオンライン等の方法も活用して開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。 (D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、実施方法を工夫して、研究者及び事務担当者向けの説明会を実施する。	研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数(平成 29 年度実績：2 回)	③ 機構による国民対話の推進及び情報発信 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「2021 年版 推進費パンフレット」を制作(5,000 部)し、各研究機関、大学等に配布した。 令和3年12月に開催された環境イベント「エコプロ Online2021」を地球環境基金部等と合同開催し、最新の研究成果のプレスリリース情報を発信した。 また、令和3年度より推進費の研究成果の社会実装をより一層推進するため、令和4年3月10日に「新技術説明会」(JST 共催)を開催した。推進費で特許を取得した5課題の技術開発成果を紹介し、研究者と企業15社とのマッチングの機会(1対1の個別相談の場)を提供した。 (D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組 ① 使用ルールの周知徹底 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び研究機関等の会計事務担当者向けの事務処理説明会を、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した(事前登録者：約 260 名)。なお、質問も直接オンラインで受け付け、適切に回答した。アンケートの結果においては、「研究費確保の観点からオンラインが望ましい」、「自		

	(d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題）	② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行う。	② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中あるいは終了した研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によっては書面による検査対応を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行うことを基本とし、計画的に行う。	実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	宅就業でも聴講できる」、「質問を事前に受付け回答する形がよい」などの意見があった。 なお、令和 3 年度において研究機関から報告された研究費の不正使用が疑われる事実については、関係規程等に基づき委託先の研究機関に調査を指示し、年度末までに最終調査報告書が提出された。 ② 実地検査の実施 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導を行う実地検査について、令和 3 年度の実地検査計画を策定するとともに66課題の実地検査を計画し、このうち19課題については、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置が発せられている状況から実地検査の代替措置として書面検査を実施した。残りの課題については、次の新型コロナウイルス感染拡大前に終了させるべく、緊急事態宣言等が解除となった11月から12月の期間で実施し、計画通り66課題の実地検査（書面検査を含む）を終了した。 書面検査及び実地検査の結果、不正な会計処理や不適切な経費の支出は認められなかったが、一部において、収支簿への記載誤りや、納品時における検収漏れ等が見受けられたことから、適切に指導を行った。		
--	---	---	---	---	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－2	公募、審査・評価及び配分業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 2 割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

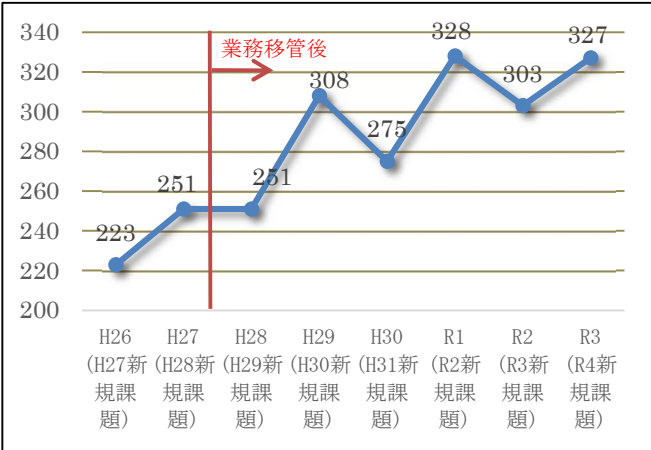
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933		
高い研究レベルを確保するため、応募件数は第 3 期中期目標期間中 5 年間の水準以上を確保	－	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：261 件／年	328	303	327			決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217		
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32 件以上／年	業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年	53	54	51			経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520		
＜関連した指標＞								経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049		
外部有識者委員会の開催回数	－	平成 29 年度実績：3 回/年、領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回/年	委員会 3 回/研究部会 11 回（領域毎の研究部会各 2 回/年）※	委員会 3 回/研究部会 13 回（領域毎の研究部会各 2 回/年）※	委員会 4 回/研究部会 19 回			行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988		
新規課題説明会の開催回数	－	平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年	1 回	0 回 〔資料の HP 掲載により周知〕	1 回			従事人員数	10	10	10		
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	－	平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日	5/31	6/11	6/14								

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※各 3 回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各 2 回/年となったもの。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	(2) 公募、審査・評価及び配分業務 ＜評価指標＞ (A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年) ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。	(2) 公募、審査・評価及び配分事務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。 ① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。	(2) 公募、審査・評価及び配分事務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。これらにより、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保する。(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年) ① 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を、公募要領確定後に具体的な公募内容を説明する説明会を行う。この説明会は、オンライン開催を中心とするが、研究機関からの要望に応じて参集型も併用して開催する。また、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュ	＜主な定量的指標＞ 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)	＜主要な業務実績＞ (A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数(実績平均値:261件以上)の水準以上を確保 令和3年9月21日から10月26日まで、令和4年度新規課題の公募をした結果、327件(戦略研究プロジェクトを除く)の申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値(261件)を25%上回る増加となった。 令和4年度新規課公募では、カーボンニュートラルに貢献する課題、ミディアムファンディング(2,000万円以内)課題について、新たに一定の採択枠を設けて公募した。 (表1) 新規課題公募申請件数の推移  ①効果的な広報展開 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた「2021年版推進費パンフレット」を制作(5,000部)し、各研究機関、大学等に配布した。 令和4年度新規課題の公募説明会については、オンラインにより2回開催した。第2回オンライン公募説明会では、行政ニーズへの対応の強化を図るため、今回より環境省担当課室の担当官が行政ニーズ(約40の行政要請研究テーマ)を説明する機会を設けた。2回のオンライン公募説明会には400名を超える多くの研究者、URA(大学等で研究推進支援を担うユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)の参加が得られた。 令和3年5月より、公募時期以外も研究者の相談に対応す	＜評定と根拠＞ 評定:A 高い研究レベルを確保するため、令和4年度の公募に当たり、新たにカーボンニュートラルに貢献する課題や、より多くの研究者に研究提案の機会を提供するため研究費の規模を中規模にしたミディアムファンディング(2,000万円以内)課題を設けたほか、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンライン個別相談会を新たに開設するなど積極的な広報に努めた結果、目標を上回る327件の応募を獲得することができた。 また、カーボンニュートラルに係る課題の審査については、新たに専門部会を設けて審査の効率化を図った。 さらに、若手研究者からの応募については、若手研究者の要件として、年齢だけでなく研究経験の浅い研究者も対象とするなど見直しを行った結果、目標を上回る51件の応募を獲得することができた。 加えて、若手研究者に対してはプログラムオフィサーによる研究マネジメント講習等を通じた育成支援を継続して実施した。 (詳細は次のとおり。) ○ 令和4年度新規課題の公募については、カーボンニュートラルに貢献する課題、ミディアムファンディング(2,000万円以内)課題を新設して一定の採択枠を設けた。また、公募説明会は従来の集合型開催に加え、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンラインでの開催や公募に関するオンライン個別相談会を新たに開設する(相談があった24件のうち14件が応募に繋がる)など広報を工夫した。これらの結果、327件の応募を得ることができた。(対中期計画目標値125%) ○ 革新型研究開発(若手枠)については、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに的確に応え、より効果的な支援を行う観点から、新たに研究経験の浅い研究者も対象にするなどキャリアを考慮した要件を加える見直しを行った。 また、公募説明会等において若手枠を積極的に広報するとともに、若手枠を含め個別相談会を新たに開設するなど広報を積極的に行った結果、目標を上回る51件の応募を得ることができた。(対中期計画目標値159%)	＜評定に至った理由＞ 公募に当たりカーボンニュートラルに貢献する課題や中規模のミディアムファンディング課題を設ける等の工夫を行っていることは評価できる。 より政策ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、個別相談会等の研究者が政策ニーズに関する認識を一層深めるための取組を推進することを期待する。 第3期中期目標期間5年間の実績平均値を25%上回る申請件数を達成していること及び革新型研究開発(若手枠)においては目標を59%上回る申請を得ていることを踏まえて「A」評価とした。 ＜その他事項＞ 特になし	

		ニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。		るため、P O及び職員による常設のオンライン個別相談会を開設した（通年実施：1 回/月、相談実績 26 件） また、ホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。公募ポスター・チラシを作成し、環境分野の学科を設置する大学、研究機関、研究者コミュニティ等に幅広く配布した。また、大気環境学会のオンライン学術集会や環境新聞（令和3 年9 月 15 日掲載）に広告を掲載するなど効果的に広報展開した。
--	--	--	--	---

	させることが望ましい。	② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。	② 新規採択課題説明会において、研究計画の作成や研究マネジメントなど若手研究者が参考となる講習を実施することで若手研究者育成の支援を行う。	新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）	② 若手研究者の育成支援 公募説明会では、若手枠について積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、P Oによる研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスも実施した。 また、若手研究者の育成支援策として、推進費により雇用された若手研究者（40 歳未満）が研究に従事するエフォート（研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率）の 20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度を令和 3 年度から全課題を対象として導入した。		
	(C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。		(C) 透明で公正な審査・評価の実施		
	＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：3 回/年）、(領域毎の研究部会の開催回数:各 2 回/年)	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。		①環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営 令和 4 年度新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を 4 回開催するとともに、新規課題公募、中間・事後評価のヒアリング審査を行うため、各研究部会を 17 回開催し、業務を適切に運営した。 なお、カーボンニュートラル課題については、先導的、革新的な技術課題等の申請が予想されたため、新たにカーボンニュートラル部会を新設し、審査した。		
		② 外部有識者により構成される推進委員会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した	② 外部有識者により構成される推進委員会及び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究情報管理基盤システムのデータベースを		② 公正な審査・評価の実施 プレ審査を通過した 333 課題を対象に各研究領域の研究部会等の委員による第一次審査（書面審査）を実施し、戦略プロジェクト 7 課題、環境問題対応型・革新型（若手枠）112 課題を選定した。 第一次審査（書面）を通過した課題を対象に、各部会において、第二次審査（ヒアリング）を行い、環境問題対応型については、5 つの研究領域の 44 課題を採択し、そのうち、一定の採択枠を設けて公募した「カーボンニュートラルに貢献する課題」については 7 課題、「ミディアムファンディング（2,000 万円以内）課題」については 15 課題を採択した。また、革新型（若手枠）については、5 つの研究領域において 15		

		研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する	活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。		課題を採択した。		
	(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。		(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上		
	<関連した指標> (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善について検討する。また、新規に採択された課題を対象に、実施方法を工夫して説明会を実施することなどにより、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。	早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日）	① 予算の弾力的執行と利便性の向上 研究代表者が産前産後休業、育児休業、介護休業により一定期間休業する場合や、災害あるいは感染症拡大等の影響で特に必要と認める場合、研究期間の延長を認める措置を講じた。また、研究代表者となる者を対象として、支出する要件を満たした場合に限り、研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出を認める措置を講じた。 また、研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、新規に採択された課題も含め、研究者及び研究機関等の会計事務担当者向けの事務処理説明会を、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した。		
	(d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日）	② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	<その他の指標> <評価の視点>	② 契約事務等の早期化による研究費の早期執行 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知書を発送することにより、研究費の早期執行を図ることとしている。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により出勤制限のある中で、新規課題については、4 月 1 日からの研究費の執行を可能とする契約書等を 6 月 14 日までに発送した。なお、継続契約課題については 5 月 31 日まで（相手方事情により手続きができなかったものを除く）に、新規契約課題についても 7 月 30 日までに研究費を配分し、研究代表者の所属研究機関等に対し支払いを完了した。 また、研究費の総額が 4,000 万円を超える課題（継続契約及び新契約ともに）に係る支払いは、年 2 回の分割払いとしており、11 月 30 日までに第 2 回目の分割払いを行った。		

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1	経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲8.125%以上	平成 30 年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%			除く人件費、効率化除外経費等
	業務経費	▲5%以上	平成 30 年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%			除く人件費、効率化除外経費等

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(1)経費の効率化	(1)経費の効率化	(1)経費の効率化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評価	B
	①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。（消費増税による増加分を除く。）	一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。	<主要な業務実績> ① 一般管理費 一般管理費（令和3年度計画予算額→令和3年度実績額） ▲ 6 百万円（85 百万円→79 百万円） i）一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上:令和3年度の削減水準は平成30年度比▲4.9%）を達成すべく所要の額を見込んだ令和3年度予算（85 百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和3年度実績額（79 百万円）は第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲11.7%となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和3年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	<評定と根拠> 評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ① 一般管理費 i）一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和3年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲11.7%となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和3年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ② 業務経費 i）業務経費については、中期計画	評価	B
							<評定に至った理由>	
							一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標の達成を予め見込んだ令和3年度予算を作成し、その執行を通じて、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施している。	
							なお、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症による影響により、対面業務のオンラインへの切り替えや、訪問による調査や指導を控えたこと、NGO・NPO 等の活動が自粛されたことによる助成費の減等も削減要因と認められ、「B」評価とすることが妥当であると判断した。	
							<今後の課題>	
							特になし。	
							<その他事項>	
							特になし。	

	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5%以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜定量的な目標水準の考え方＞ これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5%以上の削減を各勘定で行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5%以上の削減を各勘定で行う。（消費税による増加分を除く。）	公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5%以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。	② 業務経費 業務経費（令和 3 年度計画予算額→令和 3 年度実績額） ▲221 百万円（1,477 百万円→1,256 百万円） i）業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲ 5 %以上:令和 3 年度の削減水準は平成 30 年度比▲3.0%）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和 3 年度予算を作成した。 その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和 3 年度実績額は、第 3 期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲19.0%（公健▲21.9%、石綿▲9.9%、研究▲32.4%、基金▲16.3%）となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 （資料編 P96_共通 1 予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係） （資料編 P98_共通 2 計画額及び実績額（令和 3 年度））	の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和 3 年度実績額は、第 3 期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲19.0%（公健▲21.9%、石綿▲9.9%、研究▲32.4%、基金▲16.3%）となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ＜課題と対応＞ ○ 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況等について四半期毎に理事会に報告する。	
--	--	---	--	--	---	---	--

	踏まえ、引き続き前 中期目標の水準を 堅持する設定とし た。						
--	---	--	--	--	--	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－2		給与水準等の適正化							
当該項目の重要度、難易度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー		令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313		

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	〈関連した指標〉								
	対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）			令和元年6月末公表値：105.9	令和2年6月末公表値：105.4	令和3年6月末公表値：107.9			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和3年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	（2）給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 〈関連した指標〉 役員の報酬や退職手当の水準、職員給	（2）給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員の給与の在り方について毎年年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	（2）給与水準等の適正化 役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員の給与の在り方について毎年年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜主な定量的指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等	＜主要な業務実績＞ 令和2年度の給与水準及び検証結果について、令和3年6月29日に機構ホームページ上に公表した。 令和2年度の対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は107.9（令和元年度指数105.4）であり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「適切な水準」であるとの評価を受けた。	＜評定と根拠＞ 評定：B 法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とするなど、柔軟な取扱いにより法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が求められている。令和3年度においては、役職員給与の在り方について厳格に検証し、主務大臣に説明を行い、「適切な水準」との評価を受けた。また、国のガイドラインに基づき公表したことから、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。 ＜課題と対応＞	評定	B	＜評定に至った理由＞ 給与水準については、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は107.9（令和元年度指数105.4）となっているが、若手職員の減少や若手の管理職登用制度の実施、人事院勧告に準拠した住居手当の引上げ等により前年度に比べ2.5ポイント上昇している。機構では専門性がある業務や住居手当支給者が多いという特性、大卒以上の職員が占める割合が国と比べて高いこと等を鑑みると、適切な水準であると考え。 また、役員報酬についても、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、令和2年度業務実績評価結果（B評価）であることを勘案して、「B」評価とした。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。

	与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。			に基づき公表しているか。		○ 給与水準については、透明性向上や説明責任が重要であることから、引き続き適正化に取り組むとともに、給与水準の検証を行い、結果については適切に公表する。	<今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。
--	--	--	--	--------------	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅱ－3	調達合理化			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313	

（単位：件、百万円）

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）		令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度		（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
①調達等合理化計画の実施状況														
競争性のある契約	－	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913					
うち競争入札等	－	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459					
うち企画競争・公募	－	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454					
競争性のない随意契約	－	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78					
合計	－	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991					
②一者応札・応募の状況														
2者以上	－	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550					
1者	－	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363					
合計	－	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913					

（注1）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）各年度の上段（ ）書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	(3) 調達の合理化	(3) 調達の合理化	(3) 調達の合理化	<主な定量的指標> －	<主要な業務実績> ① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 i) 随意契約の状況 令和3年度は契約件数50件、契約金額991百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた15件、78百万円の契約を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)として調達を実施した。 ii) 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。【実施割合:100%】 (ア)公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。 (イ) 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 (ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。	<評定と根拠> 評定：B 以下により、年度計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 令和3年度に締結した契約50件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた15件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付した。 また、競争性のない随意契約15件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされと考えられる。 契約監視委員会において、令和2年度の契約の状況に係る報告及び「令和2年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和3年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和3年5月に策定・公表を行っており、また、令和3年度に締結した契約50件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。	<評定に至った理由> 令和3年度に締結した契約50件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた15件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付している。また、競争性のない随意契約15件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされと考えられる。 契約監視委員会において、令和2年度の契約の状況に係る報告及び「令和2年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和3年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和3年5月に策定・公表を行っており、また、令和3年度に締結した契約50件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。	
	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 <関連した指標> 競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。	① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。	① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。	<その他の指標> － <評価の視点> ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	② 調達等合理化の取組の推進 令和3年度に締結した契約50件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行った。	<課題と対応> ○ 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調	<今後の課題> 特になし。	<その他事項> 特になし。

		((平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 i) 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事會に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達	(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 i) 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事會に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達	i) 随意契約に関する内部統制の確立 ○ 該当事案に係る審査の厳格化 令和 3 年度の競争性のない随意契約 15 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。【契約手続審査委員会による審査の件数:15 件（全件）】 ii) 契約に係る審査体制の活用 (ア) 機構内における審査体制 a. 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、本委員会 29 回、分科会 15 回を開催し、計 56 案件の審査を実施した。 b. その他の審査等	達等合理化計画の下で適切な PDCA サイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。 また、内部向け契約事務マニュアルの改訂等も踏まえ、今後も引き続き、不祥事発生 of 未然防止に取り組んでいく。	
--	--	---	--	--	--	--

		等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。	等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。	・少額随意契約案件の審査 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、令和２年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。 ・1,000 万円以上の予定価格の設定 1,000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。 ・契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。 （イ）契約監視委員会による審査 令和３年度の競争性のない随意契約 15 件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、令和３年５月に開催した契約監視委員会において、令和２年度の契約の状況に係る報告及び「令和２年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和３年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。 iii) 不祥事の発生の未然防止等のための取組 機構職員に対し契約事務研修を実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。新たに採用された機構職員に対しても、契約事務に関する研修機会を設けた。 また、契約に関する各種ひな形及び内部向け事務マニュアル等の改訂等を実施し、調達担当職員に周知を行った。【実施結果：契約事務に関する研修（令和３年４月・９月）、契約書ひな形改訂（令和３年６月・12月、令和４年３月）、契約事務マニュアル改訂（令和４年３月）】 （資料編 P108_共通 3 令和３年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価）		
--	--	---	---	---	--	--

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	(1) 財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に	(1) 財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙の	(1) 財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 別紙のとおり	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・計画予算と実績について「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	＜主要な業務実績＞ ① 適切な予算、資金計画等の作成 i) 令和3年度計画予算と実績（概略） 法人総計としての収入は、計画額約 481 億円に比し実績額約 493 億円と+12 億円（+2.5%）となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 565 億円に比し実績額約 539 億円と▲26 億円（▲4.7%）となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 収入 計画予算 35,537 百万円 実績 35,434 百万円 差額 ▲102 百万円 収入は、賦課金収入が見込を下回ったこと等により、▲102 百万円となった。 支出 計画予算 39,519 百万円 実績 34,550 百万円 差額 ▲4,969 百万円 支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少等に伴う公害健康被害補償予防業務経費が見込を下回ったこと等により、▲4,969 百万円となった。	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ○ 令和3年度については、第4 期中期計画に基づき、年度計画予算等を作成した。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。 ○ 資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図っている。 ○ 経営理念に照らし、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的	＜評定に至った理由＞ 第4 期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理に努めている。 また、社債の取得条件について経営理念に照らし、環境負荷の低減 その他社会的課題の解決等の観点による解決等を目的とした債券をより購入し易くするよう取得基準を緩和し、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大を行うことで、普通預金残額の圧縮を図り、業務の効率化に十分な努力がなされだけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っていると認められる。 運営費交付金について、運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業において具体的に分析がなされている。 以上、財務運営の適正化が行われていると判断でき、中期目標の水準を満たしていると認められるため、「B」評価とした。	

	努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。 ＜関連した指標＞ 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。	とおり。		・石綿健康被害救済業務勘定 収入 計画予算 4,314 百万円 実績 4,395 百万円 差額 +81 百万円 収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が発生したこと等により、+81 百万円となった。 支出 計画予算 5,885 百万円 実績 5,755 百万円 差額 ▲130 百万円 支出は、石綿健康被害救済給付費が見込を下回ったこと等により、▲130 百万円となった。 ・環境保全研究・技術開発勘定 収入 計画予算 5,324 百万円 実績 5,386 百万円 差額 +62 百万円 収入は、前年度の研究費返還金を受け入れたことにより、+62 百万円となった。 支出 計画予算 5,437 百万円 実績 5,344 百万円 差額 ▲94 百万円 支出は、システム改修経費の減等により、▲94 百万円となった。 ・基金勘定 収入 計画予算 1,374 百万円 実績 1,636 百万円 差額 +263 百万円 収入は、都道府県補助金の増等により、+263 百万円となった。 支出 計画予算 5,310 百万円 実績 8,009 百万円 差額 +2,699 百万円 支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込	とした債券をより購入し易くするよう取得基準を緩和した。 ＜課題と対応＞ ○ 今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 ○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入をしていく。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	------	--	--	--	---

					を上回ったこと等により、+2,699 百万円となった。 ・ 承継勘定 収入 計画予算 1,559 百万円 実績 2,468 百万円 差額 +909 百万円 収入は、一般債権以外の債権の回収等により、+909 百万円となった。 支出 計画予算 393 百万円 実績 245 百万円 差額 ▲148 百万円 支出は、仮差押保証金が発生しなかったこと等により、▲148 百万円となった。 ii) 運営費交付金債務の発生状況 当期の運営費交付金債務について、102 百万円が発生し、300 百万円を取崩したため、令和 2 年度末残高 358 百万円に対し 198 百万円減少し、令和 3 年度末残高は 160 百万円となった。 なお、各勘定の内訳は以下のとおり。 ・ 公害健康被害補償予防業務勘定 令和 2 年度末残高 69 百万円 当期発生額 17 百万円 当期取崩額 12 百万円 令和 3 年度末残高 75 百万円 (主な要因) 当期収入額のうち効率化除外経費の未使用分 システム更改経費の前期からの繰越分を取崩し ・ 環境保全研究・技術開発勘定 令和 2 年度末残高 253 百万円 当期発生額 85 百万円 当期取崩額 253 百万円 令和 3 年度末残高 85 百万円 (主な要因) 研究費等を翌期へ繰越し 予備費の使用及び研究費等の前期からの繰越分を取崩し ・ 基金勘定 令和 2 年度末残高 35 百万円 当期発生額 ー百万円 当期取崩額 35 百万円		
--	--	--	--	--	---	--	--

					令和３年度末残高 ー百万円 (主な要因) 助成金の前期からの繰越分を取崩し iii) 財務の状況 (ア) 当期総利益 令和３年度の総利益は 1,375 百万円であり、その主な発生要因は、割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等によるものである。 各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 140 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 (183)、第二種経理において特定賦課金の収益が少なかったことによる損失 (▲43) ・石綿健康被害救済業務勘定 ー百万円 (主な要因) ー (注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 ・環境保全研究・技術開発勘定 139 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 ・基金勘定 186 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 ・承継勘定 910 百万円 (主な要因) 割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等 (イ) 利益剰余金 利益剰余金は、令和２年度末の 11,483 百万円に対して、令和３年度は、繰越積立金取崩額 7 百万円、当期積立額 1,375 百万円を計上し、令和３年度期末残高は 12,852 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 692 百万円 ・石綿健康被害救済業務勘定 ー百万円 ・環境保全研究・技術開発勘定 251 百万円 ・基金勘定 482 百万円 ・承継勘定 11,428 百万円		
--	--	--	--	--	--	--	--

		②適切な資金運用「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。	②適切な資金運用「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講じるものとする。	(資料編 P96_共通 1 予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係) (資料編 P98_共通 2 計画額及び実績額 (令和 3 年度)) (資料編 P111_共通 4-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体)) (資料編 P113_共通 4-② 財務情報 主要な財務データの経年比較) ②適切な資金運用 i) 資金の運用については、平成 28 年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、 ア. 直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等、預金運用の弾力化を図った。 イ. 公害健康被害予防基金においては、令和 3 年度に償還された債券及び預金の償還額 29 億円について、13 銘柄、29 億円の債券を購入した。(令和 2 年度取得 12 銘柄、28 億円) ウ. 地球環境基金においては、令和 3 年度に償還された債券、預金及び預託金の償還額 30.5 億円について、12 銘柄、21 億円の債券を購入した。(令和 2 年度取得 15 銘柄、42 億円) エ. 一部の資金の余裕金(維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金)について、運用環境や資金の性質も考慮しつつ 29 銘柄、251 億円の債券を購入した。(令和 2 年度取得 22 銘柄、98 億円) なお、石綿健康被害救済基金については、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいことから、債券銘柄の安全性を考慮した上で、債券取得割合の上限を基金総額の 3 割から 5 割、単年度の取得額上限を 80 億円から 100 億円にポートフォリオを見直した。 これらの結果、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により引き続き普通預金残額の圧縮を図ることができている。 ii) 経営理念に照らし、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券をより購入し易くするよう取得基準を緩和した。 なお、令和 3 年度は環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を 140 億円購入した。(令和 2 年度取得 35 億円)		
--	--	---	---	--	--	--

					(資料編 P114_共通 5 令和 3 年度運用方針)		
--	--	--	--	--	-----------------------------	--	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－2	承継業務に係る適切な債権管理等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	〈関連した指標〉								
	債権残高	－	115 億円	81 億円	47 億円	32 億円			
	（うち一般債権）	－	80 億円	54 億円	35 億円	23 億円			
	（うち一般債権以外の 債権）	－	36 億円	27 億円	12 億円	9 億円			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和3年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（2）承継業務に係る適切な債権管理等	（2）承継業務に係る適切な債権管理等	（2）承継業務に係る適切な債権管理等	＜主な定量的指標＞ －	＜主要な業務実績＞ 承継業務に係る適切な債権管理等	＜評定と根拠＞ 評定：A 年度計画に基づく取り組みを実施し、以下の成果をあげることができたため、自己評価を A とした。	評定	A
	貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。	① 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下 i）～iv）を実施する。	① 適切な債権管理等 回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。	＜その他の指標＞ －	① 適切な債権管理等 年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。 また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。	○ 債権残高は、令和2年度末残高 47 億円から 15 億円圧縮し、令和3年度末残高 32 億円となった。（令和2年度比▲32％） ○ 一般債権以外の債権残高については、回収困難案件の割合が増加しているなかで令和2年度末残高 12 億円から 3 億円圧縮し、令和3年度末残高 9 億円となった。（令和2年度比▲25％） ○ 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努め、これらを踏まえた実現可能な弁済計画について交渉を継続した結果、当該債務者において金融機関から有利な条件で調達した借換資金で延滞することなく完済につなげている。また、事業再生に取り組んで	＜評定に至った理由＞ 債権残高は、令和2年度末残高 47 億円から 15 億円圧縮し、同期末残高は 32 億円となっている。（令和2年度比▲32％） 特に一般債権以外の債権残高については、回収困難案件の割合が増加しているなかで令和2年度末残高 12 億円から 3 億円の圧縮を実現し、令和3年度末残高は 9 億円となっている。（令和2年度比▲25％） 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努め、これらを踏まえた実現可能な弁済計画について交渉を継続した結果、当該債務者において金融機関から有利な条件で調	
	＜関連した指標＞	i）貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握貸倒	i）約定弁済先への対応	＜評価の視点＞ 債権残高の推移				

	回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。	懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。	債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議するなど、延滞解消、再約定化に努める。			これらを踏まえた実現可能な弁済計画について交渉を継続した結果、当該債務者において金融機関から有利な条件で調達した借換資金で延滞することなく完済につなげることができた。また、事業再生に取り組んでいる債務者については、中小企業再生支援協議会における事業再生に協力して再生計画を成立させ、結果として、延滞債権の一部について回収の目途が立った。	いる債務者については、中小企業再生支援協議会における事業再生に協力して再生計画を成立させ、延滞債権の一部について回収の目途を立てている。
	ii) 返済態勢 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。	ii) 延滞先への対応 延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。 ア 返済態勢 返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に態勢する。	ii) 延滞先への対応 延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。 ア 返済態勢 返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に態勢する。		ア 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努めた。これらを踏まえた実現可能な弁済計画について交渉を継続した結果、当該債務者において金融機関から有利な条件で調達した借換資金で延滞することなく完済につなげることができた。また、事業再生に取り組んでいる債務者については、中小企業再生支援協議会における事業再生に協力して再生計画を成立させ、結果として、延滞債権の一部について回収の目途が立った。	○ 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、令和２年度から係属中の連帯保証人に対する保証履行請求訴訟、担保不動産競売及び連帯保証人の預貯金に対する差押が終了することができた。また別途、令和３年度連帯保証人の預貯金に対する差押、債権者破産申立を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握することができた。	○ 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、令和２年度から係属中の連帯保証人に対する保証履行請求訴訟、担保不動産競売及び連帯保証人の預貯金に対する差押が終了することができた。また別途、令和３年度連帯保証人の預貯金に対する差押、債権者破産申立を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握することができた。
	iii) 法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅速に法的処理を進める。	iii) 法的処理 延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。	iii) 法的処理 延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。		イ 一般債権以外の債権にかかる法的処理について、令和２年度から係属中の連帯保証人に対する保証履行請求訴訟、担保不動産競売及び連帯保証人の預貯金に対する差押が終了した。また別途、令和３年度連帯保証人の預貯金に対する差押、債権者破産申立を実施した。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報の把握に努めた。	○ 破産手続の終結等により回収不能となった債権については、令和３年度末に４件、２億円の貸倒償却を迅速に実施することができた。	破産手続の終結等により回収不能となった債権については、令和３年度末に４件、２億円の貸倒償却を実施している。
	iv) 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債	iv) 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となっ	iv) 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となっ		ウ 令和３年度末に４件、２億円の貸倒償却を実施した。	＜課題と対応＞ ○ 一般債権の回収が順調に進む一方、回収困難債権の割合が増加している中で、今後、一般債権以外の債権は従来からの業績不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続し、回収の早期化、回収額の極大化に努める。	＜今後の課題＞ 一般債権の回収が順調に進む一方、回収困難債権の割合が増加している中で、今後、一般債権以外の債権は従来からの業績不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。
						＜その他事項＞ 特になし。	

	権は迅速に償却処理を進める。 ② 債権状況の明確化等 将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。	た債権は迅速に償却処理を進める。 ② 債権状況の明確化 当年度の期首と期末の債権残高を比較し、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明らかにする。		② 債権状況の明確化 令和３年度中の債権残高の変動状況は下表のとおりである。 令和３年度末時点の債権残高は、令和２年度末残高 47 億円から 15 億円減少し、32 億円（令和２年度比▲32％）となった。 ・ 債権残高変動状況表（単位：億円） <table><tr><th>債権区分</th><th>令和２年度末残高①</th><th>回収②</th><th>償却③</th><th>移入④</th><th>移出⑤</th><th>令和３年度末残高①-②-③+④-⑤</th></tr><tr><td>破産更生債権等</td><td>8</td><td>0</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>6</td></tr><tr><td>貸倒懸念債権</td><td>4</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>3</td></tr><tr><td>小 計</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>9</td></tr><tr><td>一般債権</td><td>35</td><td>13</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>23</td></tr><tr><td>合 計</td><td>47</td><td>14</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>32</td></tr></table> （注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 ・ 債権残高の推移（直近５ヶ年）（単位：億円） <table><tr><th>年度</th><th>破産更生債権等</th><th>貸倒懸念債権</th><th>一般債権</th><th>合計</th></tr><tr><td>H29</td><td>10</td><td>37</td><td>108</td><td>154</td></tr><tr><td>H30</td><td>7</td><td>29</td><td>80</td><td>115</td></tr><tr><td>R1</td><td>20</td><td>6</td><td>54</td><td>81</td></tr><tr><td>R2</td><td>8</td><td>4</td><td>35</td><td>47</td></tr><tr><td>R3</td><td>6</td><td>3</td><td>23</td><td>32</td></tr></table> （注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。	債権区分	令和２年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和３年度末残高①-②-③+④-⑤	破産更生債権等	8	0	2	-	-	6	貸倒懸念債権	4	1	-	-	-	3	小 計	12	1	2	-	-	9	一般債権	35	13	-	-	-	23	合 計	47	14	2	-	-	32	年度	破産更生債権等	貸倒懸念債権	一般債権	合計	H29	10	37	108	154	H30	7	29	80	115	R1	20	6	54	81	R2	8	4	35	47	R3	6	3	23	32		
債権区分	令和２年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和３年度末残高①-②-③+④-⑤																																																																								
破産更生債権等	8	0	2	-	-	6																																																																								
貸倒懸念債権	4	1	-	-	-	3																																																																								
小 計	12	1	2	-	-	9																																																																								
一般債権	35	13	-	-	-	23																																																																								
合 計	47	14	2	-	-	32																																																																								
年度	破産更生債権等	貸倒懸念債権	一般債権	合計																																																																										
H29	10	37	108	154																																																																										
H30	7	29	80	115																																																																										
R1	20	6	54	81																																																																										
R2	8	4	35	47																																																																										
R3	6	3	23	32																																																																										

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII－4－1	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）	－	年2回	4回	2回	2回			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和3年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（1）内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を	① 内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。 i）内部統制推進委員会等による取組 具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進委員会が内部統制を	① 内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。 i）内部統制推進委員会等による取組 機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、令和3年度における内部統制を推進するための計画を策定	＜主な定量的指標＞ 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	＜主要な業務実績＞ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議・研修等は、 Web 会議システムを中心に行い、対面開催であっても参加人数の制限や参加者間の距離を確保するなどの工夫をして実施した。主な実績は次のとおり。 i）内部統制推進委員会等による取組 ア 内部統制・リスク管理進委員会 内部統制・リスク管理委員会を半期毎に開催（11月、3月）し、全部門が業務マニュアルを整理するとともに、令和3年度の取組状況について確認を行い、内部統制の推進を図った。 また事務事故事例の共有等、内部統制の重要な事項につい	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、年度計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。 ○ 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなどの取組を行った。 ○ Web 会議システムや機構内グループウェアを積極的に活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつ、必要な会議、研修、情報共有を行った。 ＜課題と対応＞ ○ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務環境の変化を踏まえて電子決裁の導入を進める等、引き続き業務の有効性と効率性を確保するために必要な取組みを実施する。 ○ 事務事故の発生を抑制するため再発防止策を検討し、同様の事例が組織内に発生しないよう今後も取組を強化する。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなど、適正な運用を行っている。 Web 会議システムや機構内グループウェアを積極的に活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつ、必要な会議、研修、情報共有を行っている。 また、評価基準である内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）も、2回と基準を満たしている。 以上のことから、「B」評価とした。	

	行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 ＜関連した指標＞ 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。	し、内部統制推進委員会において半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。	＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	ては、随時月 2 回開催している理事会等で報告することで組織内に共有を図った。 イ 内部統制担当理事による職員面談 当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を把握するため、理事長と職員のグループ面談（22 名）（10～11 月）及び内部統制担当理事と職員との個別面談（14 名）（12 月）を実施した。 ウ 内部統制研修の実施 内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項について、全職員を対象に「内部統制研修」を行った。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（11 月）。 ii）リスク管理の強化 発生した事務事故（13 件）について、速やかに役員に情報共有を行うとともに、その発生原因を分析し、再発防止のための改善措置を行った。 特に再発防止策の策定に当たっては、単なるヒューマンエラーと捉えず原因分析を行うよう取組んでいる。 また、事務事故防止の取り組みとして、グループウェアを活用して収集しているヒヤリハット事例をピックアップした事例集を作成し、研修、理事会・部課長会議、内部イントラネットにて共有した。 iii）内部統制等監視委員会による検証等 ア 内部統制等監視委員会による検証 オンライン形式で内部統制等監視委員会を開催し、ERCA の業務実績及び内部統制・リスク管理の状況について外部有識者による検証を受けた（8 月）。 イ 監事による確認 ERCA の内部統制・リスク管理の状況について、監事による監査を受けた（6 月）。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
	ii）リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。 iii）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	ii）リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行う。機構全体でヒヤリハット事例を収集し、事務事故も含めて分析・再発防止や改善策の検討・共有を行う。 iii）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。				

			iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上 機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコンプライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。		iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上 一般職員を対象にコンプライアンス違反やハラスメントの事例をテーマとした「コンプライアンス・ハラスメント研修」を実施し、職員のコンプライアンス意識の向上を図った（9月）。 また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、職員を対象に「コンプライアンス・チェックシート」による自己点検を実施し、正答率は 98.8%であった（9月）。 (資料編 P116_共通 6 内部統制の推進に関する組織体制 (R3.4～))		
--	--	--	--	--	---	--	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VIII－4－2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理								
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー		令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313					

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	〈関連した指標〉								
	全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	－	年1回・100％	1回・100％	1回・100％	1回・100％			
	標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数）	－	年2回	2回	2回	2回			
	担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率）	－	年1回・100％	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100％ 新人職員を対象とした研修：1回・100％	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100％ 新人職員を対象とした研修：1回・100％	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100％ 新人職員を対象とした研修：1回・100％			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和3年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	（2）情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年11月12日法律第104号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i）情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i）情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、	＜主な定量的指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。	＜主要な業務実績＞ i）情報セキュリティ対策の強化 ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「令和3年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を踏まえ、次のとおり各種取組を推進した。 （ア）情報セキュリティ委員会の開催 感染防止対策を講じた上で情報セキュリティ委員会を開催し、各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況、情報セキ	＜評定と根拠＞ 評定：B ERCAは、多種多様な利用者に対して行政サービスを提供しているが、それぞれの利用者に対してデジタル技術を活用して利便性が高く、品質・スピードを兼ね備えたサービスを提供する必要がある。令和3年度は、急速に進むDXや新型コロナウイルス感染拡大などの社会情勢を踏まえ、年度計画に定めた取組を確実に実施したため、自己評価をBとした。 ○ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改正を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等の改正を行	評定	B	＜評定に至った理由＞ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改正を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等の改正を行った。 また、「令和3年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、各種取組を遂行すると共に、機構ホームペ

	時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。 また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 ＜関連した指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。	基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。	「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。 また、令和３年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、同計画に基づき、適切な情報セキュリティレベルを確保するため、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施する。	＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	ユリティインシデントの情報共有等を行った（６月、９月、３月実施）。 （イ）情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順書の改正 サイバー攻撃対策を目的とした情報セキュリティ実施手順書の改正（７月）、政府の統一基準改定に準じた情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順書の改正（10月）、ＩＴガバナンス強化を目的とした情報セキュリティ実施手順書の改正（３月）を行った。 （ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施した（８月、３月実施）。特に令和３年度は、令和２年度の訓練結果と比べ、時間経過による慣れ等の理由からセキュリティ意識の低下が見受けられたため、様々な形態を用いながら、指導や訓練を実施した。 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を対面およびオンライン形式で実施し、情報セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（12月）。 （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した（11月）。不定期に実地調査を行った結果、運用ルールを遵守できていない職員が確認できたため、該当の職員については、個別の研修を開催し、指導した。 （オ）情報セキュリティ監査 「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を実施（令和３年11月～令和４年３月）。部長のシステムへの関与を重点的に監査した。 （カ）ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進 外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を実施（２月）。前年度までに実施した脆弱性診断において指摘のあった脆弱性への対策は済んでおり、助言レベルの項目についても対応を行った。 （キ）情報システムに関する技術的な対策を推進するための	った。 ○ 「令和３年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、各種取組を遂行すると共に、機構ホームページ及びネットワークの脆弱性対策並びに役職員向けの情報セキュリティ自己点検、研修、標的型メール攻撃訓練等を実施し、適切な情報セキュリティレベルを確保することに努めた。 ○ 法令等に基づき、文書管理、情報開示などを適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施した。 ＜課題と対応＞ ○ 昨今の情勢を受け、不審メールやサイバー攻撃の数が増えているため、政府の方針、令和３年度までの取組等を踏まえ、情報セキュリティの高度化に取り組む。 ○ 一方、職員の情報セキュリティに対する現状の意識では、巧妙化するサイバー攻撃への対応は不十分であることから、危機意識等を醸成する必要がある。引き続き、訓練や点検の結果を分析し、効果的な教育を実施する。 ○ 令和３年度に調達した電子決裁機能を含む文書管理システムが令和４年度に稼働開始するため、役職員のシステム利用方法に対する早期定着に取組、より一層の事務効率化を図る。 ○ 新型コロナウイルス感染症対策として、今後もテレワーク等を運用していくため、情報セキュリティ対策の強化等についても引き続き実施する。 ○ 今後ＤＸを推進していくためにも、様々な工夫を凝らしながら全役職員の情報リテラシー向上に努める。	ージ及びネットワークの脆弱性対策並びに役職員向けの情報セキュリティ自己点検、研修、標的型メール攻撃訓練等を実施し、適切な情報セキュリティレベルを確保することに努めた。 また、法令等に基づき、文書管理、情報開示などを適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施するなど、十分な対応が講じられており、指標である研修回数等も基準値を満たしていることから、「Ｂ」評価とした。 ＜今後の課題＞ ICT の活用が進む中、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知及びインシデント発生時の適切な対応・回復等、十分な対応を引き続き継続して行うこと。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	---	--------------------------------	--	---	---

		ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年 7 月 1 日 法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日 法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。	ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 13 年 法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施する。	取組 令和 3 ～ 4 年度の調達案件について、国が定める情報セキュリティ基準等に合致した仕様内容となるよう（総務部情報システム課を中心に）十分なレビュー等を実施した。 （ク）サイバー攻撃への対応 機構が対象となったサイバー攻撃への対応を行った（4 月）。 イ 情報システム管理及び情報セキュリティ対策に関する体制の強化 機構業務の更なる電子化を促進するため、情報システム管理の統括部署として総務部に情報システム課を新設し、これまで総務部企画課内の情報システムチームにおいて担当していた情報システム管理及び情報セキュリティ対策に関する事務の移管、政府のデジタル化推進に関する方針に、適切に対応するための体制（PMO 業務を見据えた体制）を整備した。 ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日）に基づき、電子決裁機能を含む文書管理システムの導入に向け、より一層の事務効率化に資する仕様を考案の上、構築を進めた（～3 月）。また、関係法令等の周知徹底及び理解の促進を図るため、新人職員を対象とした研修を実施し（4 月）、国立公文書館が実施する研修に文書管理担当者等を派遣した（5～12 月）。さらに、全職員を対象として、文書管理に係る最新の動向に関する知識を習得するための文書管理研修を E・ラーニングで実施した（12～1 月）。 情報公開については、情報開示請求 2 件について、適正に情報の開示等を行った。 また、個人情報保護制度の見直しの留意点等について、個人情報保護研修を実施した（1 月）。		
--	--	---	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII－4－3	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	－	平成 25 年度比で令和 2 年度までに 10%削減 令和 12 年度までに 40%削減	22.4%削減	40.1%削減	42.1%削減 （※暫定値）			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載 ※ 令和2年度の CO2 排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和3年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（3）業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i）人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i）人事、組織の活性化に関する取組 人事評価制度については、令和2年度に引き続き、着実な運用と検証を行う。また、働き方改革の推進に当たっては、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の	<主な評価指標等> 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。	<主要な業務実績> i）人事、組織の活性化に関する取組 ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し 人事評価制度を着実に運用し、制度を浸透させるため、より具体的な運用方法を追記する形でマニュアル改訂を行い、職員に周知した（4月）。また、令和3年度中に新たに着任した職員全員を対象として、人事評価制度に関する説明会を随時実施した。 令和3年度期初は、新型コロナウイルス感染拡大に防止のため、テレワークを活用した出勤回避等の対応を実施。 5月までに期初目標を設定の上、期初面談を実施し、11月に	<評定と根拠> 評定：B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ○ 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度のマニュアル改訂や説明会の実施を通じた着実な運用、テレワークの推進を中心とした職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を確実に行った。また、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指すため、職制別研修等の見直しを行った。	評定	B <評定に至った理由> 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度のマニュアル改訂や説明会の実施を通じた着実な運用、テレワークの推進を中心とした職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組も行い、働き方改革の推進が行われている。さらに、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目

	略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。また、業務運営を今後にも社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制	果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。	確実な取得、テレワークの活用等、職員の健康管理とワーク・ライフ・バランスに配慮し、より生産性を向上させるための取組を引き続き行う。 さらに、研修計画に基づく各種研修、例えばキャリアデザイン等に関する研修や環境の最新情勢についてのトピックス研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加等を通じて視野を拡張、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。 加えて、受講者へのアンケート等を踏まえつつ、より実践的かつ効果的な研修内容となるよう見直す。また、女性活躍推進の取組として、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を令和4年3月までに策定する。	<その他の指標> <評価の視点>	中間面談、令和4年3月に期末面談を実施した。 イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組 (ア) 衛生委員会を通じた取組 衛生委員会を通じて職員の時間外労働の適正管理や年次有給休暇の確実な取得等を推進することにより、職員の健康管理に努めた。また、衛生委員を中心とした「ERCA クリーンアップキャンペーン」を実施し、各フロアの整理整頓を図ることで職場環境を改善するとともに職員の意識向上（4S＝整理・整頓・清掃・清潔の推進）を図った。 (イ) 時間外労働の削減 働き方改革の一環として、時間外労働の削減を図るため、業務効率等の改善に資する取組（業務の平準化や電子化、業務の削減等）や定時退庁の声掛けを推進した。 (ウ) テレワークの活用 「ワーク・ライフ・バランス」や「多様で柔軟な働き方」の実現及び新型コロナウイルス感染症への対策としてテレワークを積極的に活用した。新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言等が神奈川県に適用された期間においては、テレワークの活用や休暇取得の推進により出勤者数を抑制した。また、テレワーク時における Web 会議のネットワーク環境の改善を図るなど、テレワーク実施時の利便性向上に努めた。 (エ) 女性活躍推進の取組 令和元年度に実施した女性活躍推進に関するアンケート結果等を踏まえ、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した（3月）。 (オ) 障害者雇用に関する取組 障害者雇用数としては5名と、法令に定める当機構の基準となる4名の雇用を継続して達成している（3月）。障害者を雇用する際の受け入れ態勢整備を目的として、職員を対象とした「障害者雇用の理解促進のための研修会」を実施した（6月）。 ウ 研修等の実施による人材育成及び研修内容の見直し 第4期中期目標に記載の「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指し	○ 業務実施体制の強化・改善等については、「ERCA 業務継続計画（BCP）」や防災等各種マニュアルの見直しを通じて、優先業務を継続できるよう課題抽出や改善を検討・実施した。また、法人文書管理体制については、外部倉庫の棚卸結果を取りまとめ不用文書の廃棄を行うことで、管理状況を改善した。 ○ 業務における環境配慮の推進については、環境負荷の低減を図るため「令和3（2021）年度環境配慮のための実行計画」を策定し、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。 ○ 災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る職員の知見向上、環境省への応援要員派遣等を実施した。 <課題と対応> ○ 政府の方針、令和3年度の取組状況を踏まえて、引き続き人事、組織の活性化、業務実施体制の強化・改善及び業務における環境配慮の推進に取り組む。 ○ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（令和4年度～）においては、女性の管理職比率を令和7年度末で18%にする（令和3年度末時点では15.6%）こととされているため、今後、目標の達成に向けて取組を進めていく。 ○ 広報活動については、ERCA の認知度向上が社会からの信頼感の向上につながることを意識し、全役職員が参加し実効を上げていくような取り組みを実施する。 ○ 温室効果ガスの排出抑制への取組について、テレワーク時における家庭における電気使用量をどのように反映させていくかについても今後の課題として検討する。	指すため、職制別研修等の見直しを行うなど、人材育成に向けた取組や組織の活性化が図られている。 業務実施体制の強化・改善等については、「ERCA 業務継続計画（BCP）」や防災等各種マニュアルの見直しを通じて、優先業務を継続できるよう課題抽出や改善を検討・実施した。また、法人文書管理体制については、外部倉庫の棚卸結果を取りまとめ不用文書の廃棄を行うなど管理状況の改善が図られている。 業務における環境配慮の推進については、環境負荷の低減を図るため「令和3（2021）年度環境配慮のための実行計画」を策定し、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に向けた対策が講じられている。 災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る職員の知見向上、環境省への応援要員派遣等を実施するなど、積極的に国の災害廃棄物業務の支援を行っており、その協力体制は高く評価できる。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。
--	---	---	--	--	--	---	--

	度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 ＜関連した指標＞ 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガ				て、令和元年度から5か年の研修計画とし、次の2つの側面からのアプローチによる研修体系で職員の育成に取り組んだ（～3月）。 ①「世の中の動向を先読みすることで環境問題に対するあらゆるニーズを把握し、そのニーズに柔軟に応えられる人材」アプローチ ②「機構の所掌業務の適切な運用に必要な専門知識・技能を有した人材」アプローチ 具体的には、職位ごとに期待される役割等に対して受講すべき研修を整理した。 職制別研修のうち、3～5等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、オンライン開催を活用し、実施した（～3月）。 また、その他の人材育成として、環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った。 （資料編 P117_共通7 令和3年度実施研修） エ SNS等を活用した組織的な広報の推進 令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面でのイベント参加の機会が限られたことから、オンライン上での情報発信に力を入れて取り組み、YouTube 環境再生保全機構公式動画チャンネルで公開した（令和3年度は計139点公開）。令和4年度3月31日時点で5,440名のYouTubeチャンネル登録者を獲得した（令和2年度末比2,582名増）。 また、Facebook 公式アカウントを通じて事業や刊行物等の紹介を行うとともに、機構ウェブサイトや各事業SNSの傾向分析等に取り組んだ。 （主な出展イベント） ・環境エネルギー・ラボ in たかつ【実地開催】（令和3年8月5日） ・令和3年度こども見学デー【オンライン】（令和3年8月18日） ・川崎国際環境技術展【オンライン】（令和3年11月16日～11月26日） 本催事開催に当たり、当機構の環境×教育CSRにおける新たな取組として、川崎市内の二つの小学校で「環境出前授業」		
--	--	--	--	--	--	--	--

	スの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。	ii) 業務実施体制の強化・改善等 災害等の場合においても業務を継続するための非常時優先業務の実施体制等の改善及び業務の効率化を図るための法人文書管理体制の改善を毎年度行う。 iii) 業務における環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき	ii) 業務実施体制の強化・改善等 「ERCA業務継続計画（BCP）」の改善内容を周知するとともに、令和2年度の2度にわたるBCPの発動の経験や内部検証の結果等を踏まえ、引き続き内容の点検、訓練の実施等により、実効性の確認を行い、運用する。法人文書管理体制について、文書管理・電子決裁システムの構築を行う。また、システムの導入に合わせて法人文書管理プロセスの標準化及び電子化に取り組むとともに、外部倉庫の集中管理のあり方についても見直しを行う。 iii) 業務における環境配慮の推進 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用	を実施した。 ・エコプロ 2021【ハイブリット開催】（オンライン：令和3年11月25日～12月17日、会場：令和3年12月8日～12月10日） ii) 業務実施体制の強化・改善等 ア 新型コロナウイルス対策の実施 新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府からの緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令に対応するため、ERCA独自で感染拡大状況に応じて4段階のレベルに分けて整理し、テレワークの活用による出勤回避等の対応を行った（～3月）。 ERCA業務継続計画や防災等各種マニュアルの見直しにあたっては、災害発生時だけでなく、指定感染症の感染拡大時においても適切に優先業務を継続できるよう、課題抽出や改善を検討・実施した（～3月）。 イ 外部倉庫の管理環境の改善 各部の外部倉庫の棚卸を実施し、倉庫から文書を取り寄せる等して書類の精査を行った（～9月）。 文書の棚卸結果を取りまとめ、不要文書の廃棄等を実施し、外部倉庫保管箱数を34.2%削減した（～1月）。 ウ 組織の改編 今後の情報セキュリティならびにシステム管理の強化、ならびにDX化を推進するため、総務部企画課から情報システム課を独立させた。 iii) 業務における環境配慮の推進 令和3年3月に策定した「令和3（2021）年度環境配慮のための実行計画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、自己点検（9月、2月）を行い、環境配慮の取組を役職員に促した。 事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、令和3年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。 環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャ		
--	---	---	--	--	--	--

		措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。	量の削減)、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達の改善に向けて、多角的な視点から検討を行う。温室効果ガスの排出抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」についてPDCAサイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成状況及び国の動向を踏まえて、実施計画について見直しを行うものとする。 令和2年度の事業活動に係る環境報告書の作成、公表に当たっては、事業報告書と統合することにより、国民に対する情報発信ツールとしてさらに効果的な活用方法について検討を行う。		ル・ボンドやグリーン・ボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を計 140 億円購入した（～3月）。 （内訳） ・東日本高速道路㈱社債　：81 億円 ・西日本高速道路㈱社債　：23 億円 ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構　財投機関債：3 億円 ・国際協力機構　財投機関債　：1 億円 ・川崎市　地方債　：1 億円 ・オリックス㈱社債　：1 億円 ・東京地下鉄㈱社債　：1 億円 ・㈱INPEX 社債　：2 億円 ・NTT ファイナンス㈱社債　：1 億円 ・沖縄振興開発金融公庫　財投機関債　：1 億円 ・阪神高速道路㈱社債　：9 億円 ・名古屋高速道路債券　財投機関債　：　15 億円 ・北海道電力　：　1 億円 温室効果ガスの排出抑制への取組について、機構実施計画に基づき、電気使用量については、事務所の区画別の使用状況を公表することで削減を促す等により中間目標の達成を目指した。令和3年度については前年度に引き続きテレワークの導入等によってオフィスにおける電気使用量が減り、平成25年度比で42.1%削減となった（令和元年度は平成25年度比20.5%減、令和2年度は平成25年度比40.1%減）。 前年度に引き続き事務所におけるエコバッグに加え、傘のシェアリングも開始したことやごみの分別を徹底することにより可燃ごみ及びプラスチックごみの削減を図るほか、1月～2月に執務室のクリーンアップに関するキャンペーン期間を設け、不用物品の整理も行った。 また、令和2年度の事業活動に係る環境配慮の取組を「令和2年度事業報告書」に掲載し、環境報告として電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告を行うとともに、令和2年度における ERCA の SDGs 関連取組や社会貢献活動について紹介を行った。また、国民に対する情報発信として、ウェブサイトでの公表（6月）を行った。 （資料編 P119_共通8　令和3（2021）年度環境配慮のための実行計画） （資料編 P124_共通9　令和4（2022）年度環境配慮のため	
	iv）災害への対応	iv）災害への対応等				

		等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。	東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。		の実行計画) iv) 災害への対応等 ア 発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要員派遣等 今後の災害の発生に備えた事前準備・関係強化を目的に、令和3年度より環境省災害廃棄物対策室に職員1名を出向させた。また、令和3年8月には、「令和3年8月豪雨」に係る被害への対応に関し、環境省災害廃棄物対策室に応援要員を派遣し（延べ8人日）、被災自治体の情報収集等の支援を実施した（令和3年8月18日～8月27日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web会議やファイル共有システムを活用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。 イ 環境省のモデル事業への参加 環境省関東地方環境事務所の災害廃棄物対策処理計画モデル事業（新潟・群馬・千葉）にオブザーバー参加（計4回・いずれもオンライン）するとともに、役職員と情報共有するための報告会を実施（2回開催）した。 ウ プロジェクトチームメンバーを対象とした研修の実施 プロジェクトチームに参加する職員の災害廃棄物対策に係る知見の向上を目的とし、内部での研修会を実施（4回開催）した。このうち1回は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との合同で専門家や被災自治体担当者を講師とした研修会を実施し、組織全体の知見の向上を図った。		
--	--	--	---	--	--	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報